

ISSN 2188-1243

オンラインジャーナル
総合人間学研究 第15号
Synthetic Anthropology Online Vol.15

2021年

総合人間学会

目次

報告：設立経緯	1
総合人間学会設立の背景と発展	尾関周二 1
投稿論文	9
新しい物質主義の展開と可能性	佐藤 竜人 9
日本における予防接種施策の歴史的変遷について - 2009 年以降の予防接種施策転換の国 内外要因の分析を中心として -	野口 友康 23
配分依存：全人的発達を抑制する生成メカニズム	楊 逸帆 39
海外投稿論文	61
集合的シンボルによる政治的介入 理論的出発点、方法論のプロセスと分析例	ロルフ パール 61
研究ノート	71
人間の宗教性に関する若干の考察	三浦 永光 71
精密科学と厳密科学の区別 - ひとりでしかできない総合について -	小倉 建二 83
エッセイ	97
生物の主体性について - 今西進化論を考える -	入江 重吉 97
高橋和巳論へ至る私の道	清 真人 103
報告	109
研究談話委員会からの報告について	研究談話委員会 109
コロナパンデミックで見えてきたこと - これからの社会を考える -	宗川 吉汪 111
怨恨的復讐心か、共苦か？ - コロナ禍が浮かび上がらせている問題系を問い直す -	清 真人 119
日本学術会議問題への一視点	柳沢 遊 133
キーワード（KW）集発刊委員会 2020 年度報告 - 「総合人間学 KW 集記述モデル」に関して -	KW 集発刊委員会 139
書籍紹介	141
学会情報	145
総合人間学会会則	145
投稿規定・執筆要項	148
あとがき	河野貴美子 151

総合人間学会設立の背景と発展

The Background and Development of the Japan Association of Synthetic Anthropology

尾関 周二

OZEKI, Shuji

はじめに

この論考は、研究談話委員会主催による総合人間学会研究会（2018 年 12 月 15 日 於：明治大学）において、当日にはパワーポイントで行った報告を、研究談話委員会の古沢広祐委員長からの要請で文章化したものである。文章化に伴う若干の加筆修正はあるが、大きな変更はない。前半は、総合人間学会の設立に至る過程や時代背景を述べて、それを踏まえて「設立趣意書」が執筆された経緯を明らかにする。後半は、趣意書の内容のポイントやそれ以降 10 年余が経って改訂版として「総合人間学会趣旨新版（2019）」が著わされたことにふれる。最後に、その時点での私の現代社会の理解と未来構想についてごく簡単にふれた。

§1 学会設立へ向けての流れ

学会設立に至る経過を簡単にまずふれておこう。

（1）「人間学研究所」の時代

かなり以前から小原秀雄さん、柴田義松さんなどが中心になって設立した「人間学研究所」という形で、佐竹幸一さんの小さなビルの一室で定期的な研究会や講演会が行われてきた。山手線の新大久保駅から歩いて 5 分ほどの好立地のビルであった。これへの私の参加は途中からであったので、いつ始まったのか、知らない。佐竹さんは、実業家であったが、人間学に関心を持ち、自らの人間学を「実用人間学」と呼んで、その部屋には所狭ましと人間学関係の本が集めてあった。

（2）「総合人間学研究会」の時代（2002 年～2006 年）

小原さんと小林さんがお互いの問題意識に共感し、人間学研究所を基礎にしながらもそれとは、別に「総合人間学研究会」を設立した。小林、小原、柴田さんが代表幹事で、それに実務面で岩田好宏さんが中心になって、堀尾輝久さんや私なども幹事として参加して定例の研究会が主に講演会形式で開催された。小林さんや小原さんの知人・友人を中心に多くの方々に講演を依頼した。私の記憶によく残っているのは、精神分析学で著名な木村敏さんの講演

であった。京都から招待して交通費を支払うだけの感じだったので、演者も少々驚かれたようだったが、小林直樹さんのお顔に免じてご理解をいただいた。

この研究会はおよそ20回開催され、そのうち、7回はシンポジウムで、後の13回は例会であった。その成果として小林・小原・柴田編著『シリーズ 総合人間学』3巻本が発刊された。この発刊に関しては、小林さんが大変熱心で、私も頼まれて、第1巻と第2巻に合わせて論文二本書いた。

こういった用意周到な準備を経て、総合人間学会の設立（2006年5月27日）に至ることになるが、それに先立つ最後の研究会は第19回研究会（第7回シンポジウム）として開催されたので、その内容を少し紹介しておこう。シンポジウムのタイトルと演者は、当時の研究会の中心メンバーの5人で、以下のようである。

「21世紀、総合人間学は何をめざすのか――人間の危機、人類の危機に際し、3年の研究を経て、私たちの『知』の課題を提出する」

1. 小原秀雄「現代環境の危機と人間」
2. 柴田義松「子どもと教育の危機と人間学」
3. 長野敬「バイオ・エシクスの問題」
4. 尾関周二「人間性の基礎としての〈自然さ〉」
5. 小林直樹「総合人間学の課題」

§2 学会設立への情熱

この学会の設立には、小林先生と小原先生の意気投合によって生まれた年齢を超えた若々しいお二人の学問的情熱が大きな動因だったと思う。実際、小林直樹（1921年～2020年）は学会設立時85歳であり、小原秀雄（1927年～）で、設立時79歳だったことから理解されるように、いわば「後期高齢者」の年齢からこの学会設立の事業に取り掛かった。このことは驚くべきと言わざるをえないだろう。

小林先生は、著名な憲法学者で、一貫して平和憲法を擁護する論陣をはった。小林先生によれば、若い頃の哲学・人間学関心が小原先生との出会いによって再燃したということであった。これは、小原先生が動物学者であっただけでなく、社会的問題にも深い関心をもっておられ、人文・社会科学と生物学の統合への関心があったことと関係しているであろう。以下にお二人の特徴について私を感じたところを箇条書きに記しておきたい。

◆ 小林直樹会長

- 「我々はどこから来たか、我々は何か、我々はどこへいくか？」（ゴーギャン）
- 「人間よ、自己（自らの由来・本質・志望・義務・可能性・存在意味など）を知れ」
- 研究のキーワード：「欲望」「暴力」等

- ・ 人間学の面白さ・・・人間の矛盾的存在

◆ 小原秀雄会長

- ・ 自然「学」と人文・社会科学の接点・相互交流の追求
- ・ 人間を問う総合的基礎概念——「人間（ヒト）」
- ・ 研究のキーワード：「自己家畜化」「人間の〈自然さ〉」等
- ・ 目標「実践性を含みながら、高い学理を」

◆ 小原秀雄先生と私（尾関）の交流

私は、たまたま、若い頃に言語論で戸坂潤賞をもらったことが機縁で30代半ばに、日本科学者会議の「科学全書」の企画の一冊として依頼されて『言語と人間』（科学全書：1983年）という本を書いた。それは、言語起源、言語と意識、言語と疎外といった三つのテーマで、言語と労働の関係を軸に少しまとまった言語と人間に関するコンパクトな本であった。それは、コミュニケーションと労働の相互作用、人間本性の社会的共同性などを強調するもので、小原先生の共感を得た。小原先生も同じ企画で『人（ヒト）に成る』（科学全書：1985年）という本を書かれた。私も一読して、「自己家畜化論」や「人間の〈自然さ〉」に大いに共感した。学生の頃以来、若きマルクスの『経済学・哲学草稿』に大きな影響を受けたこともあり、マルクスの「自然の社会化」や「人間主義と自然主義の統一」思想に関して、小原先生の議論はマルクスの哲学的アイデアを生物学的展開されているものとして理解され大きな共感をもった次第である。

それ以来、小原先生との交流があり、総合人間学会以外にも共生社会システム学会の設立や環境思想・教育研究会の設立にご援助をいただくこともあった。そういう長いつきあいの関係で小原先生から誘われて、先述の人間学研究所にも顔を出すようになり、そのまま総合人間学会の設立のメンバーの一人に至った次第である。

§3 設立記念集会

いよいよ学会の設立を前にしてできるだけ広範な人びとの関心を持ってもらうために、小林先生の提唱で学会設立記念集会を2006年5月27日に開催することになった。そして、以下のメンバーで講演・報告を行ったが、小柴昌俊さんと加藤周一さんに関しては、小林先生が当時において理系と文系を代表する知識人と考えられたお二人が登壇されたことは大きな意義があり、「大輪の文化の華」を添えることができたと書いて喜ばれている。

◆ テーマ「人間はどこへ行くのか」：小林直樹

1. 記念講演「テーマ」

講師1：小柴昌俊、講師2：加藤周一

総合人間学へ向けて：小原秀雄

2. シンポジウム「総合人間学は何を目指すか」

司会：佐藤節子（法哲学）
 長野敬（生物学）、尾関周二（哲学）、
 西郷竹彦（文芸学）、小尾信彌（天文学）

3. 設立総会

閉会の挨拶：柴田義松

◆ この設立記念集会では、「総合人間学」の必要性は以下のような諸点が強調された。

- 1) 従来の「人間学」には、現代の諸科学と没交渉で、それらの知見を踏まえた問題意識に乏しい。
- 2) 現代科学は専門化を進め大きな成果を収めているが、人間の総合的認識は欠如していくというパラドックス。
- 3) 従来の「人間学」は、人類が直面しつつある「世界問題」（環境、戦争、人口、資源など）に真剣に取り組む姿勢がなかったが、こういった現実的問題との取り組みが必要。

なお、この内容は、私が編集委員長になって翌年発刊した学会誌『総合人間学 1 人間はどこにいくのか』に掲載されている。（この設立直後の主要役員を記すと、会長：小林直樹、副会長：小原秀雄、編集委員長：尾関周二、同代行：長野敬、事務局長：岩田好宏であった。）

また、この東京の設立集会に呼応して同年12月21日に関西の京都でも学会設立の集会が持たれた。龍谷大学大宮キャンパスで行われ、水田洋氏（社会思想史）と小原秀雄副会長の講演と討論が行われた。

§4 学会設立の時代背景

これまで見たように、学会設立には、小林、小原両先生の意欲と情熱が大きかったわけであるが、時代背景も大きかったと思われるので、それを簡単にみておきたい。上記に述べてきた学会設立の準備から設立に至る20世末から21世紀初頭は文字通り「転換の時代」と呼ぶことができよう。そして、さらに言えば、下記の三つのレベルでの大転換の波の重層化があったといえる。

- 1) 戦後日本史（高成長から低成長へ）
- 2) 現代世界史（20世紀世界システムの転換）
- 3) 人類近代史（人類文明の転換）

こういった転換を年代毎の大きな括りで、諸事件を挙げてみたい。

1) 60年代末から70年代末へ

◆ 戦後日本の転換の波（高度成長から低成長へ）

5月革命（1968）、チェコ事件（68）、『苦海浄土』（69）、ベトナム戦争、文化大革命、万博（70）、沖縄復帰（72）、『成長の限界』（72）、石油危機（73、79）、太陽の塔（生命の樹は血流だ）

2) 80年代前半から90年代前半

◆ 現代世界の転換の波（グローバリゼーションと20世紀システムの崩壊）

福祉国家の危機、新自由主義、中曽根内閣（1982）、チェルノブイリ（85）、ブラックマンデー（87）、ベルリンの壁撤去（89）、バブル経済崩壊（90）、ソ連崩壊（91）

3) 90年代後半から21世紀へ

◆ 近現代文明の転換の波

阪神淡路大震災（1995）、9・11テロ（2001）、イラク戦争（03）、都市人口過半（08）、リーマンショック（08）、中国GDP2位（10）、東日本・福島原発大震災（11）

§5 設立趣意書をめぐって

「設立趣意書」を主に起草されたのは、小林直樹先生であった。これの英文訳はオブピュルス＝鹿島ライノルト会員と尾関が行った。

(1) 設立趣意書の特徴と私に思われたのは、以下の諸点である。

◆ 時代の転換と閉塞状況を強く意識

- ・ 環境破壊や大量虐殺などの人類の利己的姿への危機感
- ・ 現代の科学・技術の問題性への大きな関心
- ・ 遺伝子操作・・・「クローン人間」（神の領域）
 便利な情報機器などの道具に振り回されている人間の姿

◆ 人類と文明を危うくしている

- 「世界問題」の解決の困難さ → 閉塞状況の根源
- ・ 問題の共通原因
 人間の欲望と意志と活動
- ・ 真摯な自己認識と反省が不可欠
 「汝自身を知れ」 → 総合人間学の要請
- ・ ”人間と世界”の全体像を得るための研究と討議の場 → 総合人間学会

(2) 私が、「設立趣旨書」ではあまりふれられていない論点と後に思ったのは以下の点である。

- 1) グローバル資本主義をはじめ「資本主義」という言葉が出てこない。また、一般に社会システム・構造の問題性への言及がほとんどない。私は、既存の社会システム・構造には既存の支配的な人間観があり、新たな社会変革を構想するためには、新たな人間観を考える必要があると考えていた。この「設立趣旨書」が作成

された頃には、まだソ連型社会主義の崩壊の影響が広く残っており、例のフランシス・フクヤマの「歴史の終わり」という言葉の残響があった。しかも、資本主義への懐疑や批判的意識が一挙に広がったリーマンショック（2008年）がまだ起こっていなかったことも考慮する必要があるだろう。

2) 農村と都市の関係の問題

3) IT革命、ICT革命といった今日では「デジタル革命」と言われる動向に関してはほとんどふれられていない。

§6 新たな学会説明書（「総合人間学会趣旨新版（2019）」）の作成

「総合人間学会趣旨新版（2019）」が、学会設立から10数年経って、設立趣意書を発展させ今日的時代状況に見合う学会説明書の作成の必要性が出てきたと判断してとりまとめられた。尾関が最初の文案を書き、それに三浦永光理事、古沢広祐理事が加筆修正した。私の理解によれば、以下の諸点が設立趣意書にはなかった点である。

(1) 「デジタル革命」の人類史的意味

人工知能、ロボット、3Dプリンター、IoT等

「労働」と「生活」を巡る大変化の可能性

(2) リーマンショック以後

「資本主義の限界」論の視点

新たな社会システム・社会構造へ向けての人間観の探究

§7 私の未来展望の粗描

最後に、新版（2019）をふまえた私の未来展望について少しふれておきたい。

（詳しくは、2021年4月発刊の拙著『21世紀の変革思想へ向けて——環境・農・デジタルの視点から』を参照してほしい。この本はこの当時要点のみ述べたことの延長にあるといえる。従って、この章はごくごく簡単に記載するにとどめた。）

私見によれば、未来展望には人間-自然関係にかかわって二つのタイプへの分岐があると思われる。「デジタル革命」についても、この分岐にかかわってどう生かすかと深く関係している。

(1) 自然克服型展望（超近代化志向）

- ・ 近代主義（成長主義）一般
- ・ 旧マルクス主義の生産力主義
- ・ 新たな超近代科学技術主義

- ・レイ・カーツワイルの「シンギュラリティ」
- ・ハラリ『ホモ・デウス』（人工知能が全人類の知能を超える転換点）

(2) 人間自然共生型展望（脱近代化志向）

- ・共生型持続可能社会
- ・人間－自然共生型
- ・人間の〈自然さ〉

◆デジタル革命

・20世紀中頃から開始したコンピュータ、産業ロボット、インターネットなどの情報革命の連続化

21世紀前半、成熟期へ 人工知能、3Dプリンター、IoT、ビッグデータ

・「デジタル生産様式」（野口宏）＝脱機械制大工業

資本蓄積の停滞、ポスト資本主義へ

労働時間の大幅短縮、自由時間の増大に基づくコミュニティ経済へ

・「限界費用ゼロ社会」（リフキン）

（「限界費用」＝生産量を追加的に1単位増加したときの生産費用の増加分）

➡これもまた、資本蓄積の停滞に導くもの

➡情報インフラの共有を中心に 新たなコモンズ、「共有型経済」の形成

・「プロシューマー」（トフラー、リフキン）の登場

◆私（尾関）の人間学研究の系譜

私は自らの研究を振り返ってみると、人間学と社会理論を相互に関連付けて若い頃から研究してきたといえる。それで、ここでは人間学関連の研究を記しておきたい。

- ・『言語と人間』（1983）
- ・『哲学のリアリティー—カント・ヘーゲル・マルクス』（1986）
- ・『遊びと生活の哲学』（1992）
- ・『環境と情報の人間学』（2000）
- ・『言語的コミュニケーションと労働の弁証法—現代社会と人間の理解のために』（2002）
- ・『環境思想と人間学の革新』（2007）
- ・『環境哲学と人間学の架橋』（2015）
- ・『こころの病は人生もよう』（2021）

【付記】

2021年4月25日に開催された「第15回研究大会ワークショップ」独立拡大オンライン研究会にて、報告の要望に応じて本論考をもとに作成した短いパワポにて報告をした。その際に出された質問や意見をもとに、正確と充実を期して本論考に一部訂正・加筆をした。この点で特に、岩田好宏会員には私の記憶違いの指摘と関連資料を送って頂いたことに感謝し

たい。

[おぜき しゅうじ／東京農工大学 (名誉教授)／哲学]

新しい物質主義の展開と可能性

Trajectories and Possibilities of New Materialisms

佐藤 竜人

SATO, Ryoto

はじめに

言語論的転回以降、ここ 30 年ほどで情動論的、非人間論的、思弁論的などの多くの転回が論じられてきた。どの転回も近代で抱かれてきた自律的主体や表象主義に基づいた認識論、人間／自然という二元論に対して、情動や非人間的な力を称揚し、また人間とは無関係に存在する実在を擁護しようとしてきた。こうした多くの転回を包含するように別の転回がある。それは、物質論的転回である。この転回はこれらの力や実在をすべて物質として捉え直してきた。

こうした転回の起点となっているのが、新しい実在論である。新しい実在論には様々な立場として、思弁の実在論、オブジェクト指向存在論、そして本稿で取り上げたい新しい物質主義 (New Materialism: 以下 NM) がある。特に、前二者は日本でもすでに頻繁に紹介されており、また彼らの目的意識は近い。メイヤスー、ハーマンは近代だけではなくポストモダニズムの認識論的枠組みをそれぞれ相関主義、人間アクセスの哲学と名指し、乗り越えようとしている。すなわち彼らは、人間と関係することによってのみ存在しうる実在という枠組みを乗り越えるべく、人間の認識の外部に存在し、人間とは無関係に存在する実在としての物質の擁護を試みてきた。

ポスト／近代の枠組み批判という観点をこれらの実在論と一定程度共有しつつも、異なった視点から実在としての物質を主張しているのが NM である。以下で詳述するように、NM は近代の対応説に基づいた表象主義やポストモダニズムの言語に基づいた社会構築主義への批判意識を彼らと共有しつつも、その理論的潮流や問題意識から表象主義を異なった観点から批判し、実在としての物質を主張しようとしている。

本稿の目的は NM の思想的展開をマッピングするとともに、その理論的可能性を把握することにある。今や NM は、哲学や政治理論、社会学を始めとしてフェミニズム、メディア研究、文学批評、建築学など多くの分野へと影響を与えている。こうした動向を裏付けるかのように英語文献は非常に豊富にあるにも関わらず、日本語での研究はわずかしかない (Alaimo and Hekman 2008; Coole and Frost 2010; Dolphijn and van der Tuin 2012; Ellenzweig and Zamuito 2017; Frost 2011; Hird and Roberts 2011; Tuin 2018; Tuin and Nocek 2019; 北野

2018; 現代思想 2015)。本稿では、思弁的実在論やオブジェクト指向存在論と比しても新しい実在論において重要である NM に関する日本での研究の欠落をカバーするとともに、NM が乗り越えるべき課題と可能性を明らかにする。

以下では次のように考察を進める。すでに述べたように英語文献は非常に豊富にありそれらに依拠しつつ、NM の基本的主張、現実的・理論的文脈を確認する。その上で、代表的な論者である K. バラドと J. ベネットの主張を検討する。そして、最後に NM の課題と可能性を明らかにする。

第一章 新しい物質主義について

第一章第一節 新しい物質主義の基本的主張

NM の基本的主張は次の三点に集約される。第一にデカルト－ニュートンの二元論の乗り越え、第二に行為体 (agency) としての物質の擁護、第三に物質－言説からなる存在－認識論 (onto-epistemology) である。

第一に、デカルト－ニュートンの二元論についてである。NM は二元論のパラダイムが哲学ではデカルト、そして科学ではニュートンによって完成されたものと捉えており、今まで持続していると見ている。その二元論とは、主体／客体、文化 (人間)／自然 (物質) という区分である。NM は二元論に付随するいくつかの主張を問題視している。それはまず表象主義である。近代の対応説に基づいた認識論は、主体が表象された客体の性質を正しく認識することができることを主張してきた。こうした表象主義はポストモダニズムの理論の中でも主要な立場である社会構築主義によって疑問視されてきたが、NM によれば彼らも表象主義の枠組みから抜け出せてはいない。構築主義も同様に自然や物質を文化や言説によって余すことなく構築、つまり表象できると考えているのである。

第二に、この二元論の問題に関連する行為体としての物質の擁護である。二元論では、一方の主体や文化、人間のみが行為体性を有し、他方の客体や自然、物質は受動的、静的なものとして考えられてきた。こうした行為体性の非対称性に対して、NM は物質も行為体であることを主張する。この時、従来考えられていたように人間のみが唯一の行為体ではなく、世界に存在する行為体のうちの一つであり、様々な物質から構成される行為体でもあると捉えられるようになる。

その上で、主張されるのが第三の物質－言説に基づいた存在－認識論である。物質も行為体であるならば二元論という枠組みは維持されえず、言説や文化、主体と物質や自然、客体は連続的に構成されるものであり、その連続性の中で実在が物質と言説によって相補的に構成される、と NM は考える。この時、存在論と認識論も連続した枠組みとして置き換えられる。世界の外側から観察する主体としての人間に基づいた認識論はもはや成立せず、絡み合った世界の中に存在する一人の行為体として認識論と存在論は存在－認識論として繋ぎ合わされる。

第一章第二節 新しい物質主義の文脈

前節では、NMの基本的主張を確認した。彼らの直接的な問題意識は近代における二元論とそれに付随する諸要素だった。ここではそれらがどのようにして現実的・理論的関心から問題となってきたかを検討する。NMにはすでに多くの概説書があるが、ここではD. コールとS. フロストによる『新しい物質主義』を特に参照し、他の著書や論文も適宜参照する。

コールやフロストだけではなく、他の論者も指摘するようにNMの知識の土壌となったのは何よりも文化論的・言語論的転回である。この転回は非常に多くの分野に影響を与えてきた一方で、特に社会構築主義と自然科学との間に軋轢をもたらした。極端に見れば、一方の構築主義は言語一元主義であり、全ての实在を言語的・社会的構築物と捉えたが、他方の少なくとも量子論以前の自然科学は観察対象が人間から全く切り離されてそれ自体で実在すると考えてきた。

しかし、言語に還元できる物質やそれ自体で存在する物質というどちらものナイーブな想定は科学技術や自然科学、環境問題が複合的に進展することによって揺るがされていく。コールとフロストはNMの台頭の起点となる物質の理解に関する転換点を三つ挙げている。それは、第一に20世紀における自然科学の進展であり、第二に特に生命や身体に関する科学技術の進展による倫理的・政治的関心の高まりであり、第三に生政治やグローバルな資本主義の分析における構築主義的枠組みの不十分さである。一点目として、古典的な自然科学では物質はニュートン的な枠組みに依拠して考えられてきた。しかし、「ポスト古典物理学は物質をより理解しがたく、複雑なものとして考える」(Coole and Frost 2010: 5)ようになった。ここで、彼女らが念頭に置いているのは量子力学や複雑系科学である。これらの立場は、物質を単なる切り離された観察対象ではなく、むしろ人間と相互作用にあるものとして把握してきた。二点目の生命や身体に関する科学技術の進展はNMにとって重要な論点の一つである。その中で特に遺伝子やサイボーグに関する科学技術は、人間に固有の特性や境界を揺るがし、ますます薄れさせている。この問いが非常に重要であるのは、自然や正義に関する近代の信念だけではなく、これらを構成してきたパラダイムへも疑問を投げかけているからである(*Ibid.*: 6)。そして第三に、構築主義的分析枠組みの不十分性である。この点については以下で見る。

これらの問題はそれぞれ絡み合っているものの、それぞれに対応するように彼女らは三つの理論的潮流を挙げている。第一に物質それ自体が行為体性を有すると積極的に捉えていくドゥルーズ&ガタリに影響されたポストヒューマニズム、第二に人間の身体や生命と生政治との関係を考察するフェミニズムを中心とした立場、第三に資本主義をより広い地政学や社会経済との関係で把握しようとする立場である⁽¹⁾。

第一にポストヒューマニズムについてである。ここで目指されるのは先に見たNMの中心的な主張である物質や人間の存在論的な再定位である。ここでも主要な批判の矛先となる

のがデカルト－ニュートン主義である。この枠組みがこれほどまでに批判の対象とされるのは、彼らの「物質に関する理解が自然に関する概念的、実践的領域だけではなく、特に近代的態度や主観主義的な勢力のエートスを生み出してきた」(Ibid: 8)からである。それゆえ、この立場で目指されているのは、物質や人間の行為体性、そしてそれらを下支えする近代的枠組みをどのように理解するのか、という点でもある。

対して、NMの枠組みを構想するための大きな資源となるのがドゥルーズ&ガタリである。NMを立ち上げたM. デランダやR. ブライドッティ、また彼らに影響を受けたベネットはドゥルーズ&ガタリに依拠して理論を築き上げてきた。彼らがドゥルーズ&ガタリに依拠して導き出そうとしているのは、分析枠組みとして二元論の破棄だけではなく、無機質な物質のうちにも創造的な力を見出すことでもある。それゆえ、NMにとって物質性とは「常に『たんに』物質以上の何かである。それは、物質を活動的、自己－創造的、生産的、予測不可能にするような過剰さ、力、躍動性、関係性や差異」(Ibid: 9)なのである。このように物質性を再定位したとき、人間の行為体性に関する理解も再考されるようになる。なぜならば、もはや人間のみが行為体性を独占的に有しているわけではなく、また物質はただ支配されるだけの受動的な存在ではない。むしろ物質の力によって人間の行為体の有効性が制限されていることを、私たちは見出すようになるからである(Ibid: 14)。

次に第二の潮流である身体や生命と生政治との関係を問うフェミニズムを中心とした立場について見ていこう。ここで中心的に問題とされるのは自然科学や科学技術の進展によって、今まではほとんど不可侵と見なされてきた身体や生命の領域が改変可能になり、人間の固有性が揺るがされてきた点にある。そのため、ここで焦点を当てられるのはそれらの諸技術や科学の中でも特に複雑系科学や遺伝子に関わる生物学や遺伝子技術、神経科学、インターネットやGPSなどの情報技術、ロボット工学である。こうした一連の科学技術に依拠した生政治は、人生のあらゆる領域に介入しているだけではない(ローズ 2014)。そうした諸領域への浸透は、主体の自律性を不透明にし、人々の態度や判断する過程を形成するようにもなった(Connolly 2002)。

これらの出来事は必ずしも否定的な側面ばかりをもたらしているわけではなく、NMにとって積極的な側面をもたらしている。科学技術と人間の関係を論じてきたハラウェイがその積極性を主張してきた一人である。フェミニズムに立脚する彼女にとって、自律的主体とは男性・西洋中心主義の象徴に他ならなかった。科学技術の進展によって自律的主体が疑問に付されることは、それらの象徴の凋落を意味する点において積極的な意味を持ちうるのである。そこで、彼女は「サイボーグ宣言」において科学技術と人間との異種混交的なサイボーグの確立を論じた(ハラウェイ 2000a)。ハラウェイのようにサイボーグを主張しなくとも、生政治や科学技術の活性化に触発されて社会構築主義を批判的に拡張しようとする立場もある。構築主義はフェミニズムにとって、自律的主体を脱構築する視点をもたらした点で多くの論者がたしかに支持してきた。しかし、極端な構築主義は言語一元主義のために身体

という物質的な側面を見落としていたことは言うまでもない。そうした流れの中でもバトラーは、見落とされていた身体という側面を拾い上げてきた。それにも関わらず、S. アライモと S. ヘックマンはバトラーの試みが、「これらの領域における議論は身体についての言説の分析に焦点を当てていた」(Alaimo and Hekman 2008: 3) 点で不十分であると指摘する。それゆえ、フェミニズムにとって求められるのは、「活動的、時には抵抗する力それ自体として身体の物質性を論じるような方法」(Ibid: 4) なのである。つまり、この第二の潮流であるフェミニズムは主に構築主義を批判し、身体についての言説ではなく、身体そのものの力、そしてその物質性を取り上げようと試みている。ここで注記する必要がある点として、「新しい物質主義による物質化の概念化は人間中心主義ではなく、人間の身体を特権化しない」(Coole and Frost 2010: 20) ことである。そのため NM に基づいたフェミニズムは、人間だけではなくより幅広い身体を包含した関係を問うのである。

最後に第三の潮流として、資本主義の位置づけを再考しようとする立場である。コールとフロストは物質を視野にいた分析枠組みとして「批判的物質主義」と呼んで整理している。ここでも批判の矛先となるのは、構築主義である。しかし、この物質主義は構築主義を批判的に継承しようと試みている。たしかに構築主義が主張するように「社会は物質的現実であると同時に、社会的に構築されている」(Ibid: 27) もの、全ての物質が構築性に還元されず、それ自体で力を持ち、相補的に構成されているのである。

こうした分析視角をもとに批判的物質主義は資本主義の再定位を狙う。「資本主義システムはなにか狭く経済的な視点でのみ理解されるのではなく、相互接続される現象や過程のマルチチュードとして扱われる」(Ibid: 29) 必要がある。資本主義の批判的分析、そしてマテリアリズムという点でマルクス主義を思い浮かべるかもしれないが、この批判的物質主義は「マルクス主義の再興と同義語ではない」(Ibid: 30) と注意が促されている。NM はたしかに物質を分析の基底に据えるものの、それは決して目的論的な唯物論ではなく、むしろ非目的論な物質それ自体の躍動性に焦点を当てるのである。その一方で NM は、マルクス主義の遺産である資本主義分析を引き継ぎ、国家間の資本主義システムや自然環境との関係を問うより開かれたグローバルなネットワークに組み込もうとする。

本節ではここまで NM の基本的主張と問題意識および三つの潮流を確認してきた。しかし、NM とはどのように「新しい」のだろうか。フェミニズムに焦点を当てただけでもこれまで物質と身体は中心的な議論であり (Ahmed 2008)、これまでマルクス主義だけではなく、多くの論者が物質について論じてきた。こうした疑問について、コールとフロストは幾ばくかの解答をしている。これまでの物質性に関する議論を踏まえれば「新しい」物質主義とは、むしろ「更新された (renewed)」物質主義とするほうが望ましいだろうと答えている。この「更新された」という観点のもとで、NM は現代的な状況のなかで古い物質主義の伝統を再発見しつつ、それを新しい方向へと押し出していくべきなのである (Coole and Frost 2010: 4)。次章ではここで取り上げた潮流のうち第一と第二のものなかでそれぞれ代表的な論者

を取り上げることによって、どのような新しい方向へと議論を進めているかより検討していく⁽²⁾。

第二章 ジェーン・ベネット：生氣論的物質主義

本章では、ジェーン・ベネットが提起する生氣論的物質主義 (vital materialism) を検討する。ベネットの思想的源泉はドゥルーズ、スピノザ、ベルクソン、デランダや、ソロー、エマソン、ホイットマンなどのアメリカ思想、そしてドリーシュなどの生氣論者にもある。彼女はこうした一連の思想家から物質の躍動性を見出し、理論を構築してきた。だが、ベネットの議論の特徴的な点は、生氣論における躍動性にヒントを得つつ、それを物質そのものに帰することで物質の躍動性、そして行為体性を導こうとしていることである。

ベネットの大枠での批判対象はやはりデカルト的二元論である。この二元論に基づいた哲学では「世界が鈍い物質と活発な生命 (私たち、存在) と」(Bennett 2010: vii) に分けられている、と彼女は述べる。しかし、彼女によれば二元論の哲学はこの分割に留まらない。二元論のうちで「人間は有機的、特異、そして魂を有しているだけではなく、存在論的なヒエラルキーの頂点を占有し、そのなかで地球上の全てのものへの優位な位置にある」(Ibid: 87) のである。彼女の特徴的な点はこのヒエラルキーへの批判にある。これまでの思想史上で生氣論や物質の行為体性に関する議論は存在したが、それらがヒエラルキーを伴っている限り、彼女は批判的態度を欠かさない。

この特徴は、彼女が生氣論的物質主義をなぜ提起するのか、という点によく表されている。二元論で抱かれている「死んだあるいは一貫して道具化された物質というイメージは人間の傲慢性や、侵略や消費という私たちの地球への破壊的幻想を助長させている」(Ibid: ix) と彼女は述べる。それゆえ生氣論的物質主義は、ヒエラルキーの頂点に存在する人間というイメージを批判するために提起されている。こうした批判意識のもとで論じられる「生氣論的物質主義の政治的目標は行為体の完全な平等ではなく、政体におけるメンバー間のコミュニケーションの結びつきをより豊かにすること」(Ibid: 104) にある。

生氣論的物質主義が提起された『躍動する物質』でベネットは、2003年に起きたアメリカでの大停電や食べ物、幹細胞など様々な事例を分析しているものの、ここでは彼女の直接的な思想的源泉となっているドリーシュとベルクソンに関する議論を検討していきたい。ベネットが彼らを評価している点は、当時の靈的な力や魂に基づいた生氣論者だけではなく、自然を機械論的に把握する当時の物質主義者にも反対し、また生氣性のみならずわずかながらも物質の躍動性も彼らが擁護していた点にある。ドリーシュのエンテレヒー、ベルクソンのエラン・ヴィタールに基づいた生氣論は、魂の生氣論のように完全に身体と精神を切り離すのではなく「持続する制約と強力な身体－化学的傾向のうちでのみ作動する」(Ibid: 79) のであり、またそこで想定される物質および自然は計算可能ではなく「何かが計量化、予測、操作からいつも逃れていく」(Ibid: 63) のである。すなわち、彼らは生氣性を物質とは区別

される原理として要請しつつも、それが現動化されるためには物質が必要とされ、また現動化された物質は機械論に還元されえない。また生氣性それ自体が物質の躍動性の源となる力であるだけでなく、その力が吹き込まれた物質も変化や創造性を宿しているのである。

ベネットは彼らが論じる生氣性や現動化される物質が機械論や目的論への反対を含んでいる点で自身の生氣論的物質主義に近く、共感すると述べる。その一方で、「彼らが自然の過程のなかに見出した生氣性に適した物質性を想像できなかった」(Khan 2009: 95)とも指摘する。では、こうした非目的論・非機械論的で全ての物質そのものに力が内在していると考えられている彼女の生氣論的物質主義はどのようなものなのだろうか。

彼女は自身の物質主義の理念を「物体の形象を活動的な原理として、凝結と拡散という様々な状態につねにある活発な物質性の宇宙、神性や目的性に参与したり経験したりされる必要もなく活動的、創造的な物質性を是認すること」(Bennett 2010: 94)と主張する。すなわち、彼女はドリーシュやベルクソンで考えられていた生氣性が物質から区別されずに物質そのものに内在する力として考える。ベネットは鈍いと考えられてきた物質が生氣性を持つものとして捉え直すことで、行為体性の理解に関しても再考を促そうとしている。物質の力は「条件反射や本能、刺激に対する予め定められた反応以上の行為に参与する感覚のなかにある行為体」なのである(*Ibid*: 80)。この行為体性について、これまで考えられてきた人間の行為体性へのベネットの批判に基づいてより検討しよう。

人間の行為体性について、ベネットは効果(efficacy)、軌跡(trajjectory)という二つの観点から批判している。行為体性はこれまで人間の道徳的能力と意図に結び付けられ、行為とは人間が意図した効果としてのみ現れると考えられてきた。しかし、生氣論的物質主義に基づく、「効果と道徳的主体との間の結びつきをゆるめ、効果が呼びかけに応答する差異を作り出す力という考えにより近くなる」(*Ibid*: 32)と理解される。つまり、行為体性ははっきりとした人間の意図として理解されるのではなく、他の行為体への応答、そしてその中で新たなものが作りだされる力として理解される。次に軌跡についてである。道徳的能力や意図に関わる点として、行為は目的論的に捉えられてきた。その一方で、行為体性では先に見た生氣性のように目的なき運動として理解されるべきである(*Ibid*: 32)。軌跡とはこの時、目的論的な観点からではなく、創造性をつねに湛えた過程として捉えられるようになる。以上から、行為体性とは狭く人間の意図に結び付けられるものではなく、目的なき運動、進行中の他の運動への応答という行為として理解されるならば、必ずしも人間以外の生物だけではなく、物質も含めた非生物へも配分されている。

ベネットが注意を促すように、行為体性は個体主義的に解釈される可能性があるが、そのように解釈されるべきではなく、「行為体は単独で行為することは決してできない」(*Ibid*: 21)と考えられるべきなのである。彼女はドゥルーズ&ガタリやデランダを引用しつつ、行為体性を集合体(assemlage)という観点から理解する必要性を主張する。彼女の解釈によれば、集合体とは構成する諸要素の内側から生じる絶え間ない運動や、それらを支配する中心

の不在にも関わらず、機能できる生きた連合体である (*Ibid*: 23-4)。やや難しい概念ではあるものの、人間も集合体であることを考えればわかるだろう。人間はそれ自体で完結した行為体ではなく、化学物質や臓腑、脳など様々な行為体である物質から構成されている。それゆえ、人間の行為はこれらの様々な行為体の力の集合の現れとして理解できる。人間ではミクロなスケールだが、彼女が事例として検討しているアメリカの大停電のようなマクロな事象も電子、送電線、電気技師、電力会社などの諸要素の集合体として考えることができるだろう。

以上から、生氣論的物質主義とは目的論的・機械論的な概念には還元されえない物質そのものの生氣性、ヒエラルキーなき集合体を擁護し、これまでの二元論への批判的資源としていくための枠組みと言える。驚くべき点として、ベネットの物質主義は多くの論者から NM の代表的理論として数えられているものの、彼女自身は「新しい」と呼ばれることについて誤読を招くと述べていることである。批判的物質主義は、何か新しいものではなく、身体的フェミニズム、マルクス主義のエコ哲学、メルロ＝ポンティの現象学、ニューレフトといった力強く、そして生き生きとした思想的伝統に沿って主張されたものなのである (Bennett 2018: 448)。

第三章 カレン・バラド：行為体的实在論

本章では、カレン・バラドが提起する行為体的实在論 (*agential realism*) を検討する。バラドは第一章で見た潮流で言えば第二のフェミニストの潮流にあたる。バラドの経歴はやや特殊であり、量子力学に関する理論物理学で博士号を取ったのちに、より学際的な場へと身を移し、特に科学に関するフェミニズムを研究するに至っている。この移行と当時の時代状況が彼女の行為体的实在論を今まで方向付けていると言っているだろう。その時代状況とは科学实在論と社会構築主義との間の激しい議論状況である。バラドは双方の批判に理解を示すと同時に、どちらもの实在の捉え方に批判的だった。そうした实在論とは異なるバラドの实在論がどのように生み出されたかを見ていこう。

科学实在論や社会構築主義が何かということは繰り返さない。バラドは彼らがデカルト的切断と呼ばれる存在論的分離を前提としており、その上に築かれた表象主義を問題にしている。デカルト的切断とはバラドによれば、知識(表象)、知られるもの(表象されるもの)、知るものの存在(表象する人)が認識論的にだけでなく、存在論的にも完全に切断されていることである (Barad 2008: 123)。バラドはデカルト的切断に基づいた实在や知識の捉え方に対して、これまでのフェミニズムのうち特にバトラーのパフォーマティヴィティを批判的に拡張し、また彼女自身の特徴的な専門である量子力学の知見を組み合わせることによって、物質性に根差した行為に基づく行為体的实在論へと、彼女は移行しようと試みている。

まず一つ目の要素である量子力学への着目について見ていこう。量子力学のなかでも彼女が特に重要視するのは N. ボーアである。彼女はボーアの量子力学実験に関する主張がデカ

ルト的切断への挑戦を含むものとして評価している。実験の中でも有名な二重スリット実験から明らかのように、観察者の存在は原子の实在の決定とは切り離せえず、それゆえ観察者は対象の外部には位置できない。バラドは次の点を強調する。それは「部分的に構築された切断が所与の状況に対してのみ両義性を解決し、それが全体性という部分的な事実であり、区分する。それこそが、部分的な現象である」(Barad 1996: 171)という点である。原子の波か粒子かという両義的な性質はあらかじめ決まっているのではなく、観察者、計測機器や対象の絡み合った場から、限定された状況が切り出されることによってのみ決定されるのである。全てが混ざり合う全体、そして切断された限定的で部分的な状況のことを現象とバラドは呼ぶ。

ボーアの理論は認識論的な側面に分析が限定されていたが、バラドはそれを存在論的な次元へと拡張し、行為体的实在論として確立しようと試みる。ボーアを継承するに当たって彼女が重要視するのは現象という場である。現象とは、ボーアにおいて示唆されたように「『観察者』と『観察対象』という認識論的な分離不可能性ということをついに示すだけではなく、むしろ現象は行為体的に内的-行為する (intra-acting) 『諸構成要素』の存在論的な分離不可能性である」(Barad 2008: 133)。現象を理解するに当たって一つの鍵概念となるのが内的-行為である。現象の内部には、相互作用のように「関係項 (relata) は諸関係 (relations) に先立って存在しない」(Ibid: 133)。すなわち、観察者が観察対象か、主体か客体かという区分は先立って存在せず、両者は不確定なままに関係して存在し続けている。そして、これらの決定の原理としてデカルト的切断に行為体的切断が対置される。先に見た原子の性質のように、様々な行為体が混ざり合う観測という過程のなかで初めて観察者と観察対象が決定されるのである。それゆえ实在とは、「現象-内-外部 (exteriority-within-phenomena) という局所的な状況」(Ibid: 133)においてのみ存在する。非常にわかりにくい表現だが、諸要素が分離不可能に混ざり合う全体的な場としての現象が存在し、その現象の中で決定される实在は、現象の内部に位置する。またその实在は同様に現象内に存在する観察者にとっての外部に位置すると言い換えられるだろう。それゆえ、バラドの实在論は科学实在論とも構築主義とも異なる。实在は完全な外部に位置せず、また言語に還元もされない。バラドにとっての实在とは限定された状況においてのみ決定される实在であり、客観性なのである⁽³⁾。

ここまでは行為体的实在論のうち「实在論」の側面について明らかにしてきたが、「行為体」の意味について検討していく。上述のように、現象では確固たる实在や行為体が存在せず、進行していく行為のなかで決定されていくのみである。それゆえ、バラドはこれまでのヒューマンストの行為体の捉え方を再考しようとする。行為体性は人間の意図や主観性に従うのではなく、「内的-行為としての物質であり、それは誰かや何かが有しているものではなく、上演 (enactment) である」(Ibid: 144)。その上で彼女は、「行為体とは、身体的生産という物質-言説装置を再形成するうちで伴われる変化する変化の可能性であり、そこには因果構造の上演におけるそれらの実践に印づけられた境界策定や排除を含んで

いる」(Barad 2007: 178)と述べる。何かを排除あるいは包含することを通じて、局所的な状況で実在が決定されていく。行為体とはつまり、確立された実在を変化させることができる可能性だと言える⁽⁴⁾。またこうした行為体の捉え方をすれば、「行為体が人間の様相をしたものだけではなく、非人間にまでも配分されていると考えることは適切であるだけではなく、重要に思われる」(Ibid: 214)と彼女は述べる。つまり、行為体が進行中の過程から生み出されるものであり、変化させる可能性であるとするならば、行為体は人間に限られたものではない⁽⁵⁾。

以上では、バラドのボーアの解釈に着目して行為体的実在論を明らかにしてきた。以下では残されたパフォーマンスティヴィティに着目する。バトラーによれば、パフォーマンスティヴィティとは行為の前に主体をあらかじめ設定せずに、既存の文化的、身体的布置の引用とともに反復的に生起する行為によって身体が作り出されていく過程である(Butler 2011)。バトラーがパフォーマンスティヴィティを言説的行為という単純に言語的行為ではなく、物質を折り合わせた行為を主張していることによって、表象主義のパラダイムから抜け出そうと試みている点をバラドは評価している(Barad 2008: 151n26)。行為体的実在論における現象では、観察/対象、主体/客体という二元論だけではなく、物質/言説という二元論も排他的に存在しているのではなく、「物質的なものと言説的なものは内的-行為の力学のなかで相補的に関係している」(Ibid: 139)。バラドはバトラーがパフォーマンスティヴィティによる身体の形成を問題化している点に、この物質と言説との相補的な関係を見出しているのである。そうした評価の一方で、バラドはバトラーの物質性に関する議論について不十分さを見出し、パフォーマンスティヴィティの批判的拡張を試みている。「バトラーの物質性の理論が人間の身体物質化についての説明、あるいはより正確に言うならば人間の輪郭の構築へと限定されている」(Ibid: 151n26)とバラドは批判する⁽⁶⁾。上述のように、行為体的実在論において行為体は人間に限定されず、そこには非人間も含まれている。そうだとすれば、身体の問題を人間のみ限定する必要はなく、非人間的なものの身体をも射程にいれなければならない。パフォーマンスティヴィティはこの時、バトラーが述べる反復的な引用性としてではなく、「むしろ反復的な内的-行為として」(Ibid: 146)理解されるべきなのである。すなわち、私たちは現象という「進行中の内的-行為という世界の一部」であり(Ibid: 146)、他の様々な行為体になりうるものたちと関係を結びながら、生起していく存在なのである。

おわりに——新しい物質主義の可能性

本稿ではNMの展開と主要な論者であるジェーン・ベネットとカレン・バラドを検討してきた。両者とも大きくはNMとして、二元論の再考や物質の行為体性を推し進めようとする点では一致している。しかし、そこには相違も存在する。ここでは最後に彼女らの相違とそれにまつわる課題を挙げたあとに、NMの可能性を見て終わりたい。

最大の相違は彼女らの行為体の捉え方にあるだろう。一方のベネットではどの存在も行為

体性をあらかじめ有している。他方のパラドでは行為体性はあらかじめ配分された性質ではなく、確定された実在の境界を揺るがす可能性に割り当てられるのであり、ある時点において全てのものが行為体性を有しているわけではない。NMに対する最も難問といえる批判が二点あり、それぞれの問題点として帰することができるだろう。

第一にフラットな存在論にまつわる問題である。NMではどの存在も等しく行為体であるならば、どのようにしてとある行為体よりほかのものが重要であるとか、配慮するべきであると言えるのだろうか (Diener 2020: 3)、という批判が第一のものである。この批判はベネットに帰することができるだろう。彼女はたしかに生気論的物質主義の目標が全ての行為体の間の差異の抹消や、それらの完全な平等の達成ではないと述べている。その一方で、彼女がどのように行為体の間の非対称性、特に人間の絶大な力を再定位しているか、という点はより詳しく検討される必要がある。

第二の批判はパラドに直接向けられている。それは、「行為体的実在論に関する概括されたパラドの理論でさえ皮肉なことに、啓蒙的な観客としての主体を繰り返し再記述しているように解釈されうる」(Rosiek, Snyder and Pratt 2019: 6) ことである。パラドの適用領域はたんに観察実験に限定されず、より広く科学技術と人間との関係にまつわる問題も範疇に含んでいる。しかし、パラドの立場の問題点とは理論的焦点の一つであった観察実験に絞ったとき、内的-行為という進行中の過程で近代的な観察主体をなぞり続けてしまう可能性が大いにあることだろう。

NMが乗り越えるべき課題はこれら二つをまとめて次のように言えるだろう。近代的な主体、より広げるならばポストモダニズムにおける主体をも含めた人間中心主義を避けつつ、他の多様な行為体のうちで人間の力の非対称性を含み入れた人間の再定位を目指さなければならない。この非常に困難な課題に応答することはできないものの、これまでのNMの議論を顧みていくつかの可能性をあげることができる。

そのために、まずNMの何が「新しい」かということについて応える必要がある。ベネットは自身の物質主義が「新しい」と呼ばれることを拒否し、近年の動向を踏まえたうえで他の物質主義に連なるものとして考えていた。しかし、NMの使命がコールとフロストの述べるように時代状況に対応するように更新していくことだとすればベネットの主張と相反するものではない。そうした中で、これまでの物質主義に対してではなく、時代状況のなかでの「新しさ」があるとするならば次の点だろう。それは、ポストモダニズムの相対主義的行き詰まりについてである。NMはポストモダニズムの理論を多かれ少なかれ引き継いでおり、彼らを批判的に拡張しつつ物質を視野に入れてきた。社会構築主義的手法を捨て去ることなく、物質を相補的に組み合わせる枠組みを築くことは、別の観点から実在を論じられるようになる。パラドやハラウェイが示唆するように、こうした議論はポストモダニズムでは語られえなかった客観性について論じることを可能にする。

こうした分析視角や客観性は可能性の一つではあるが、他にも存在する。S. アスベルグ

らは本稿で最初に触れた思弁的实在論やオブジェクト指向存在論と比較した時の NM の可能性として、状況-と共に-生成 (becoming-with-context)、状況に置かれた知 (situated knowledge)、思弁的な他化への世界生成 (speculative alter-worlding)⁽⁷⁾ の三点を挙げている (Åsberg, Thiele, and Tuin 2015)。状況に置かれた知とは、先に触れた NM の实在性や客観性のことを意味している。また状況-と共に-生成と思弁的な他化への世界生成は重なる部分があるもののそれぞれ可能性を秘めている。状況-と共に-生成は、存在論的に人間が他の行為体と切り離せず絡み合っているということの意味する。限定された状況において私たちは生成し、他の存在を配慮するような倫理的行為が要請される。そして、最後の思弁的な他化への世界生成は、他の实在論との最も大きな相違点となる。彼らは实在を外部に措定したことによって、あたかもここではない他の世界を希求しているかのようである。その一方で、NM では他の行為体と絡み合い生成しながら、今この世界の内で存在の別のあり方を思考する。

NM は物質を行為体として見直し、それと共に生成する存在として人間を見直していく。そうした新しい関係の結びは、人間のためのみの知を模索するのではなく、局所的で具体的な状況における他の行為体を含めた私たちのための知を模索し、私たちがこの世界の中で生き延びていくための足掛かりをもたらしてくれる。

注

- (1) 別の潮流の分け方 (Dolphijn and Tuin 2012) では次の二つに分けられている。彼女らに従うと、一つはドゥルーズ&ガタリに触発され、それぞれ独立して新しい物質主義を提起したデランダ (De Landa 1996) とブライドッティ (Braidotti 2000) であり、もう一つはハラウェイやバラドのフェミニズムを中心とした文化理論である。彼女らの分け方はコールとフロストが採用している第一、第二にそれぞれ対応するものの、第三の資本主義に関する立場が抜け落ちている。
- (2) ここでは、第三の潮流の代表的な論者を取り扱えないものの特に一人あげるとすれば W. コノリーだろう。彼はいち早くからポストモダニズムの言語中心主義から距離を置き、身体と主体との関係に焦点を当てた点でも新しい物質主義者として評価されている (Alaimo and Hekman 2008:3)。また近年、彼は資本主義と自然環境との関係を「生成の世界」として勢力的に論じている (Connolly 2013)。
- (3) こうした限定的な实在や客観性はバラドがたびたび参照しているハラウェイの「状況に置かれた知」(ハラウェイ 2000b) と重なる部分が非常に大きい。
- (4) バラドの行為体という概念に曖昧さがある点には注意を払う必要があり、T. インゴルドは次のように指摘している。バラドの「行為体が内的-作用であるならば、行為体概念がなぜ必要なのか私にはまったくわからない」、と彼は述べている (Ingold 2015: 153n9)。バラドが内的-行為によって言わんとすることが、行為体があらかじめ措定されないということならば、その内的-行為そのものが行為体であるということは奇妙に思われる。
- (5) 現象内部においてのみ確立される实在という議論はカントの認識論の枠組みにあると思われるかもしれない。しかし、両者の枠組みを分かち点が二つある。第一に行為体的实在論において「物自体はなく、現象のみ存在」し、「カントの現象でも現象学における現象でもない」(Barad 2008: 150n23)。第二に人間の立ち位置である。人間は外部に位置する観察者ではなく、世界である現象

の一部である。

- (6) バラドはバトラーへの批判と同様の批判を多くのフェミニズムの知的源泉となってきたフーコーへも向けている。彼女によれば、「言説」と「非言説」を分けていたものの、後者が「社会的制度実践へと還元されている」(Barad 2008: 151n25) と述べる。
- (7) worlding という語の訳出にあたって逆巻しとね訳によるフランクリン (2019) を参考とした。

参考文献

- 北野圭介 (編集)(2018) 『マテリアル・セオリーズ：新たなる唯物論にむけて』 人文書院
- サラ・フランクリン (2019) 「子どもではなく類縁関係をつくろう」『HAGAZINE』逆巻しとね訳
(<https://hagamag.com/uncategory/4293> 2020/12 アクセス)
- ダナ・ハラウェイ (2000a) 「サイボーグ宣言」『猿と女とサイボーグ』高橋さきの訳、青土社
- (2000b) 「状況に置かれた知：フェミニズムにおける科学という問題と、部分的視覚が有する特権」『猿と女とサイボーグ』高橋さきの訳、青土社
- ニコラス・ローズ (2014) 『生そのものの政治学』 桧垣立哉、小倉拓也、佐古仁志、山崎吾郎訳、法政大学出版局
- 「現代思想 2015 年 6 月号 特集＝新しい唯物論」『現代思想』 青土社
- Ahmed, Sara (2008) “Imaginary Prohibitions: Some Preliminary Remarks on the Founding Gestures of ‘New Materialism,’” *European Journal of Women’s Studies*, 15(1), 23-39.
- Alaimo, Stacy and Hekman, Susan (2008) *Material Feminism*, Indiana University Press.
- Åsberg, Cecilia, Thiele, Kathrine and Tuin, Iris van der (2015) “Speculative Before the Turn: Reintroducing Feminist Material Performativity,” *Cultural Studies Review*, 21(2), 145-72.
- Barad, Karen (1996) “Meeting the Universe Halfway: Realism and Social Constructivism without Contradiction,” in Nelson, L.H. and Nelson, J. (eds.) *Feminism, Science and the Philosophy of Science*, Kluwer Academic Publishers, 161-194.
- (2007) *Meeting the Universe Halfway*, Duke University Press.
- (2008) “Posthumanist Performativity: Towards an understanding of How Matter Comes to Matter,” in Alaimo and Hekman(eds.) *Material Feminism*, Indiana University Press, 120-154.
- Bennett, Jane (2010) *Vibrant Matter*, Durham: Duke University Press.
- (2018) “Vibrant Matter,” in Braidotti, Rosi (ed.) *Posthuman Glossary*, Bloomsbury Academic, 447-448.
- Braidotti, Rosi (2000) “Teratologies,” in *Deleuze and Feminist Theory*, Buchanan, Ian and Colebrook, Claire (eds.) Edinburgh University Press.
- Butler, Judith (2011) *Bodies That Matter*, London: Routledge.
- Connolly, William E. (2002) *Neuropolitics*, University of Minnesota Press.
- (2013) “The ‘New Materialism’ and the Fragility of Things,” *Millenium*, 41(3), 399-412.
- Coole, Diana and Frost, Samantha (2010) *New Materialisms: Ontology, Agency and Politics*, Duke University Press.
- De Landa, Manuel, (1996) “The Geology of Morals: A Neo-Materialist Interpretation.”
<http://www.t0.or.at/delanda/geology.htm>(2020/8 アクセス)
- Diener, Samuel (2020) “New Materialism,” *The Year’s Work in Critical and Cultural Theory*, mbaa003.
- Dolphijn, Rick and Tuin, Iris van der (2012) *New Materialism: Interviews & Cartographies*, Open

- Humanities Press.
- Ellenzweig, Sarah and Zamuito, John H. (2017) *The Politics of New Materialism*, Routledge.
- Frost, Samantha (2011) “The Implications of New Materialisms for Feminist Epistemology,” in Groswick, Heidi E. (ed.) *Feminist Epistemology and Philosophy of Science*, Springer, 69-83.
- Hird, Myra J. and Roberts, Celia (2011) “Feminism theorises the nonhuman,” *Feminist Theory*, 12(2), 107-117.
- Ingold, Tim (2015) *The Life of Lines*, Routledge.
- Kahn, Gulshan (2009) “Agency, nature and emergent properties: An interview with Jane Bennett,” *Contemporary Political Theory*, 8, 90-105.
- Rosiek, Jerry Lee, Snyder, Jimmy and Pratt, Scott L. (2019) “The New Materialisms and Indigeneous Theories of Non-Human Agency: Making the Case for Respectful Anti-Colonialism Engagement,” *Qualitative Inquiry*, 1-16.
- Tuin, Iris van der (2018) “New/Neo Materialism,” in Braidotti, Rosi (ed.) *Posthuman Glossary*, Bloomsbury Academic, 277-279.
- Tuin, Iris van der and Nocek, A.J. (2019) “New Concepts for Materialism: Introduction,” *Philosophy Today*, 63(4), 815-822.

[さとう りょうと／東京大学大学院総合文化研究科/政治理論]

日本における予防接種施策の歴史の変遷について

－ 2009年以降の予防接種施策転換の国内外要因の分析を中心として －

A Study on the Historical Development of Immunization Policy in Japan with a Focus on the Domestic and Foreign Factors in the Shift of Policies after 2009

野口 友康

NOGUCHI, Tomoyasu

1. はじめに

人間は誕生以来、感染症との関わり合いの中で発展してきたが、ウイルスの伝播と蔓延の拡大を制御するために、近代化の過程で科学・医学が果たした貢献は看過できないだろう。特に人間が開発した予防接種は、人間を感染症から守る重要な手段であることは周知である。

予防接種の効用により世界において、現在、年間約200～300万人の人命が救われている。さらに、約150万人の死亡が予防接種率の改善により防げるといわれる⁽¹⁾。また、2020年初頭に発生し、世界を震撼させ、現在も有効な克服手段が模索されているCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）、エボラ出血熱（2014～2016年）、新型インフルエンザ（2009～2010年）などの新興感染症による影響が増大する中、既存の感染症だけではなく、新型ウイルスの伝播と蔓延を防ぐワクチンの開発の必要性は、人々の命と健康を守るうえで、避けて通れない議論である。したがって、予防接種には、公衆衛生に基づいた集団社会防衛的な側面が存在する。予防接種の視点からとらえた公衆衛生とは、社会が集団で人々への感染の伝播と蔓延を防止し健康を維持することである。

しかし、その一方で、人間が開発した予防接種ワクチンにより個人的に健康被害を受けた人々も少なからず存在している。予防接種は、そもそもその人の感染症への免疫力を高めるために体内に病原体のもつ成分の一部や添加剤などを入れるため、その人の健康状態や体質によって、予測できない副反応がおこる場合がある。重篤な副反応が起こる確率は、約10万人に1人から100万人に1人程度とされている（重村2014：21）。また、副反応は、ワクチンの製造過程、品質管理、医師による接種時のミスなどのヒューマンエラーにより発生する場合もある。予防接種後の軽い体調不良、皮膚の腫れなどの比較的軽度なものから重度の身体・知的障害につながる事例がある。このような副反応が、なぜある人には発生し、ある

人には発生しないのかという科学的因果関係の解明には至っていない。日本は、予防接種の副反応による健康被害を受けた人々を救済するために、1976年に予防接種健康被害救済制度を創設したが、それ以降の副反応被害者認定者数（勧奨接種のみ）は、約3400人以上にのぼっている⁽²⁾。これらの人々は、予防接種という公衆衛生上の集団社会防衛システムの犠牲者であると言えるだろう。

本稿の目的は、戦後の日本の予防接種施策の変遷の分析を行うことである。その際に、手塚洋輔が提示した戦後の予防接種政策の作為過誤の定義付けの三つの区分を参考にすが、新たに第4区分にあたる2009年以降の施策に焦点をあてる。なぜなら、この第4期に予防接種施策の転換が俯瞰できるためである。そして、その施策の転換をもたらした国内外要因を分析する。

2. 予防接種施策に関する先行研究

予防接種を実施すれば、必ず一定の割合で不可避な副反応の被害が生じてしまう。しかし、実施しなければ防げる感染症に罹患する可能性がある。手塚は、このような状況を行政の視点から次のように述べている。予防接種を行うことは、するべきでないのにした誤り（作為過誤=副反応）と、すべきなのにしなかった誤り（不作為過誤=感染症罹患）という二つの「過誤」の可能性を行政が引き受けることになる。しかも、これらの二つの過誤は同時に回避することはできない（手塚2010：37-39）。

本稿においては、手塚の戦後の予防接種施策の変遷の区分を参考にすが、手塚は三つの区分を次のように定義している。第1期は、第二次世界大戦後の占領期から1960年代前半であり（本稿では第二次世界大戦後の占領期から1960年代後半と再定義する。それは副反応の問題が顕在化したのが1970年代の前半のためである）、強い不作為過誤（感染症罹患）回避志向が存在し、強制接種のもとで副反応が発生しても問題にされない時期である。第2期は、1960年代後半からで、作為過誤（副反応）の顕在化の時期（本稿では、第2期を1970年代前半と再定義）である。そして、第3期は、1990年代からで、強制接種から個別任意接種中心の政策への転換時期であり、作為過誤（副反応）回避をより重視した時期である（手塚2010：261-269）。予防接種施策の第3期への変遷は、主に1970年代に全国で起きた集団予防接種禍訴訟などによる影響である。

第3期の予防接種政策を批判し、第4期の施策転換を促す支柱となったのは、いわゆる「ワクチン・ギャップ（ラグ）」（中山2012：605、齊藤2013：295、上2014：12、大石2014：18、岡部2018：7）である。ワクチン・ギャップとは、国内で導入されているワクチンの種類（または一部のワクチンの接種率）が、先進国の事例と比較して限定されているため、日本を「ワクチン後進国である」と第3期の予防接種施策を批判し、ワクチンの認定数や接種率における差異を解消するために予防接種施策の転換をうながした言説である。ワクチン・ギャップ言説に関しては、国内外要因の分析を通して4.6項において詳しく考察する。

3. 日本の予防接種施策と予防接種禍の歴史（第1期～3期）

本章においては、戦後から2009年までの日本の予防接種施策を三つの時期にわけて概観する。はじめに、戦後から1960年代後半までの第1期について考察する。

3.1 第1期：戦後から1960年代後半まで—感染症罹患回避の施策

戦後の日本の予防接種法は、芦田均内閣において、1948年6月の第二回通常国会で制定された。これにより、1909年に制定された種痘法が廃止された。種痘法においては、種痘のみに限定されていたが、疾病の対象を大幅に増やし（12種類）、接種義務を重視した制度（接種しなかった場合には罰則規定あり）であった。

第1期の予防接種施策は、戦後の劣悪な衛生環境のもと、感染症の蔓延を防止することを目的とした未接種による過誤（感染症の罹患）の回避を重点とした強制的な予防接種施策であった。その後、日本の戦後復興による衛生環境の大幅な改善、国民の健康の増進、医学の発展の寄与などにより、1960年代には、感染症の罹患数と死亡者数は大幅に減少していくが、行政は戦後のGHQ主導による行政処置であった予防接種施策の骨幹を、1994年に個別接種に移行するまで46年間堅持した。第1期の予防接種健康被害は、社会全体に予防接種による副反応の医学的知見がなかったため、個人的な問題に帰着していた。そして被害者たちは、不幸な出来事は自分たちだけに起こったやむを得ない事故と認識し、法律に基づいた健康被害の救済は行われなかった⁽³⁾。

3.2 第2期：1970年代前半—市民運動による副反応の表面化

本節においては、1970年代前半まで日本において予防接種による副反応が認識されていなかった時期にどのように副反応が表面化したかという点を述べる。当時、予防接種健康被害者は、第1期と同様に予防接種副反応の医学的知見がなかったため、行政および医療機関から個人的な「特異体質」によるものとされていた。そして被害者たちは、原因のわからない障害に苦しんでいた。しかし、1970年5月の朝日新聞と同年6月の読売新聞などのメディアによる種痘接種による健康被害の報道をきっかけとして、被害者たちは、健康被害は自分たちだけに起こったことではないと知りうることになり、一気に表面化したのである⁽⁴⁾。報道の直後、1970年6月に40家族が集まり予防接種事故防止推進会が結成され、被害者の救済に関して、国と折衝を行うことを決議した。これまで法律がないため被害者の救済はできないとしてきた国は、「行政措置」として、翌月の7月に救済措置を閣議決定した。吉原賢二によると、1973年に施行された被害者救済の内容は、18歳未満の死亡及び後遺症一級の被害者に対して270万円を上限とする一時金を支払うというものであった。しかし、救済の内容は、全体として額が低く、医療費の支給条件など被害者の不満は大きかったという（吉原1975：103-104）。被害者たちは、引き続き国と折衝していたが、要望していた恒久対

策が一向に進まなかったため国を提訴する決断をした。この東京予防接種禍訴訟は、1973年に第一次提訴が起こり、第五次提訴までを含めると62家族160人（種痘・インフルエンザ・百日ぜき・ポリオ・腸パラチフス・日本脳炎の予防接種ワクチンにより死亡・重篤な後遺症を被った健康被害者とその家族）が、国の責任、国への損害賠償、損失補填を求めて提訴をしたものである⁽⁵⁾。

3.3 第3期：1990年代から2008年まで—接種による副反応回避の施策

第3期は、集団強制接種から個別接種中心の政策への転換時期であり、接種による過誤（副反応）回避をより重視した時期である。この時期は、1970年代に起こった集団予防接種禍の判決（1984年一審、1992年二審）、MMR（麻しん・おたふくかぜ・風しんの三種混合ワクチン）による健康被害の提訴（1993年）、MMRワクチンの接種中止（1993年）、B型肝炎健康被害札幌地裁判決（2000年）など予防接種禍裁判の判決が言い渡されたが、新たにMMR・B型肝炎健康被害者などによる提訴が起こった時期である。第3期の予防接種施策の転換に大きな影響を与えた三つの訴訟を概観する。

3.3.1 東京集団予防接種禍

1973年に提訴された東京集団予防接種禍の一審の判決は、1984年に言い渡され、憲法29条第三項を類推適用し、国に対して損失補償責任を認めた。国が控訴した東京集団予防接種禍の二審の判決においては、憲法上の損失補填請求権は否定したものの、厚生大臣（当時）の予防接種行政の過失にもとづく国家賠償責任を認め、予防接種には重篤な副反応の危険性があるため国は可能な限り重大な事故を起こさないように努める義務があるとした。また、判決において、この義務を果たすために医師による十分な問診、禁忌者の識別と除外をする体制の必要性が指摘された。そして、これまでの行政の国民への事故や禁忌者についての認識不足を批判した。その後、国は最高裁への控訴を断念し結審した。1992年の東京高裁の判決は、各地の集団予防接種禍訴訟の判決に大きな影響を与えた。

このような裁判の判決を受けて、国は、1994年の予防接種法改正により、予防接種を義務規定から努力義務規定（勧奨接種）に緩和せざるを得ない状況となった。これによって、学校などで行われてきた集団接種から個人が接種の効用と副反応を理解しておこなう個別接種へと転換した。

3.3.2 MMRワクチン禍

MMRワクチン（麻しん・おたふくかぜ・風しん三種混合ワクチン）は、1989年に接種が開始された。この当時、麻しんは定期接種化されていたが、おたふくかぜと風しんは任意接種であった。個別に三つのワクチンを、または風しんのみを受けるよりも、MMRワクチンで三つのワクチンを同時に受けることは、医療機関と保護者にとって時間的な負担を軽減

し、三つの感染症への予防対策ができ、その費用も公費負担であったことから MMR を選択しない強い理由はなかったと言えるだろう。

しかし、ワクチンの製造業者であった大阪大学医学部微生物病研究所（阪大微研）のおたふくかぜワクチンにより無菌性髄膜炎が発生したため、1993年4月に MMR ワクチンは接種中止となった。同年12月に大阪で MMR ワクチンにより死亡した子どもの保護者が国と阪大微研を提訴した。この裁判は、2003年の一審の判決で、阪大微研による医薬品の安全確保義務違反が認定された。また、国には製造者への指導監督責任があったとして、賠償責任を認定したが、国は控訴した。2006年の二審判決は、一審判決の内容をほぼ踏襲したもので、被告の阪大微研が一審判決後に賠償金を支払ったため最高裁は、国の控訴請求を棄却し、一部被害者の国に対する上告について受理せず、一連の訴訟は終結した。国は、その後も法的責任を認めておらず、被害者に対して謝罪をしていない。

MMR 訴訟は、ワクチン製造会社の製造時の安全確保義務違反と、そのようなワクチンの製造と販売を承認した国の監督上の責任を追及した薬害訴訟であり、製造と品質管理工程においても予防接種による健康被害が起こる可能性が露呈した事例と言えるだろう。

3.3.3 B型肝炎ワクチン禍

1959年1月制定の予防接種実施要項によると、医師一人を含む一班が1時間に接種する人数は、種痘で80人程度、それ以外の予防接種で100人程度の目安であった。これは、種痘において、45秒に一人、それ以外の予防接種では、36秒に一人の接種の計算になる⁽⁶⁾。

WHOは、1962年に注射のつどごとに注射筒や注射針を新たに滅菌することが大切であると報告をしたが、その後もこの報告が見過ごされ、集団予防接種において、注射器の連続使用がされていた。

B型肝炎訴訟は、1989年、北海道において5人が集団予防接種での注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして国を提訴したことに始まった。この訴訟は、2006年の最高裁の判決により国の損害賠償責任が認められた。被害者は、被害者全体の救済対策を取ることを求めたが、国が同意しなかったため、2008年から全国10の地域において、B型肝炎訴訟が提訴された。

その後、2011年に、被害者と国は、札幌地裁による和解を受入れ、被害者と国間で基本合意が成立した。その結果、2012年に基本合意に基づいた「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が施行された。

厚生労働省によると、1948年から1988年までの間に受けた集団予防接種等の際に、注射器の連続使用が原因でB型肝炎ウイルスに感染した人数は、最大で40万人以上である⁽⁷⁾。

戦後から行われていた強制集団予防接種は、多くの人々を一つの場所に集め接種をするために接種の効率化（時間と費用）と接種率の向上をもたらし、感染症からの社会的防衛という点で効果的な方法であったが、効率性は、接種集団に対して注射器を交換せずに使用する

という誤った方法の上に成り立っていたのである。

3.4 第 3 期の予防接種施策

本節においては、まとめとして第 3 期の予防接種施策を考察する。第 3 期は、第 2 期の集団予防接種禍の判決が相次いで出された時期である。さらに、MMR と B 型肝炎の健康被害が発生し、いずれも訴訟が提起され、国の責任が明らかになった。このような司法判断を経て、国の予防接種施策は大幅な見直しをせざるを得ない状況となった。また、その時期まで不十分とされていた健康被害者救済制度の充実化がなされた。例えば、定期接種で健康被害を受けた被害者に対して、障害年金が増額支給されることになった。その他に医療費、医療手当、死亡時の補償なども充実した。このような給付額の増加は、東京集団予防接種禍の二審の判決で言い渡された賠償金額が、それまでの救済制度の金額を大きく超えるものであったためである（手塚 2010：256）。

第 3 期の予防接種施策は、1994 年の予防接種法改正により、第 1 期と第 2 期の予防接種の集団社会防衛的に偏重した施策から個人の接種の選択権利（個別接種）を重視した政策へと転換した時期であった。したがって、予防接種の際に発生する副反応をできるだけ回避する施策（接種過誤の回避）であると言える。しかし、この政策転換が、社会（感染症罹患）と個人（副反応事象）のバランスをどのようにとるのかという問題を解決したわけではなかった。この問題は、予防接種率の低下、接種率の地域格差、そして、次章で考察するワクチン・ギャップなどへの懸念を内在していたのである。

4. 第 4 期：2009 年以降の予防接種施策の概要—感染症罹患回避施策への転換

本章では、本稿において第 4 期と定義する 2009 年以降の予防接種施策について検討するが、その際に予防接種施策の転換の契機となった五つの要因を分析する。その要因は、第一に、予防接種率の低下への懸念。第二に、新型インフルエンザなどの新興感染症の流行。第三に、ワクチン産業ビジョンに関する議論。第四に、WHO を基軸としたグローバルな感染症対策の推進。最後に、外資系ワクチン製造会社による閉鎖的な日本市場への批判である。これらの要因を国内要因と国外要因に区別し、その後、五つの要因の支柱となったワクチン・ギャップ言説を考察する。

4.1 国内要因の分析①—予防接種率の低下

すでに述べたように集団予防接種禍の判決による 1994 年の予防接種法改正により、これまで学校等で行われていた集団予防接種は廃止され、子どもが保護者の同意のもとに病院において接種を受ける個別接種が実施された。このため第 1 期～第 3 期の集団予防接種時との比較において、予防接種率の低下と地域における接種格差への懸念が指摘された。

特に、副反応のため接種が一時中止された MMR ワクチンにより、中学生を対象とした風

しんワクチンの接種率は、集団接種から任意接種変更後に著しく減少していることが明らかになった。国は、風しんワクチンをしていない人々に経過措置を設け、予防接種を受けられるよう対策（暫定定期接種化）を行ったが、経過措置分の接種率は低迷したままで、風しんワクチンの未接種世代が生まれた。

2002年のアメリカ疾病管理予防センター（CDC）のレポートによると、2000年のアメリカでの麻しん（全86事例）の30%の感染経路は、国外からのものであり、うち日本からの感染は、7事例と最も多かった⁽⁸⁾。そのため日本国内では、「日本は麻しん輸出国」という批判がされた（岡部2007：173）。また、2007年に10～20歳代を中心とした年齢層で麻しんが流行し、複数の高校や大学で休講の措置が取られた。当時、WHOでは、2012年を麻しん排除の目標年としていた。

対策として国は、2007年12月に「麻しんに関する特定感染症予防指針」を告示し、2012年までに麻しんを排除することを目標に掲げた。

以上のように集団予防接種から個別接種に政策が転換したところに、特定のワクチン接種率が減少した年代層は、その後の感染症罹患の可能性が高いことを、医療従事者、研究者などがたびたび指摘をした。これらのワクチンの接種率の改善をはかるために暫定的な定期接種制度を導入したことは、第4期の施策の転換へと繋がっていく。

4.2 国内要因の分析②—新型感染症対策とワクチンの供給—2009年の新型インフルエンザの流行の事例

2009年に発生した新型インフルエンザは、世界でパンデミックを引き起こした。WHOによると、新型インフルエンザは214カ国に拡大し、死亡者数は18,000人以上にのぼった⁽⁹⁾。

厚生労働省によると、日本での死亡者数は約200人であり、人口10万人あたりの死亡率は、国際的な比較では低い数値であったが、国内の累計感染者数が902万人以上となり、新型インフルエンザ感染拡大の予防手段となるはずのワクチン不足が問題視された⁽¹⁰⁾。この国内のワクチン不足の背景には、2001年に高齢者のインフルエンザによる症状の重篤化が社会問題となったが、インフルエンザワクチンの接種率が大幅に下がり、インフルエンザワクチンの需要も低迷したままであったため、新型インフルエンザの大きな流行に対応できるワクチン量を国内では早急に生産できなかったという状況があった。

2010年1月、長妻昭厚生労働大臣は、新型インフルエンザワクチン確保の手段として、海外2社の製品を緊急輸入することを決定した。この緊急輸入（合計9,900万回分）に際して、承認審査を簡略化した薬事法上の特例承認を初めて適用した。しかし、海外からワクチンが到着し、現場で接種を行う頃には、新型インフルエンザの蔓延はピークを過ぎて終息の方向へと向かっていた。

この新型インフルエンザワクチン不足の問題には、第4期の予防接種施策への転換を促すような要因が含まれている。それは、新型の感染症が蔓延し、パンデミックの状態になった

場合、国内においてワクチンの準備はすぐにはできないことである。このような事態に端を発して、国は、後述する総合的な予防接種施策の見直しを進めることを決定したのである。総合的な見直しの一つとして、内外からのワクチンの供給に関する問題が含まれることになるが、このワクチン供給の問題は、新型インフルエンザへの対処の問題が発生する以前からワクチン産業の課題として、検討されていたのである。

4.3 国内要因の分析③—ワクチン産業ビジョン

2007年3月に厚生労働省より「ワクチン産業ビジョン」という報告が出された。同報告は、2005年4月から約2年をかけて「ワクチンの研究開発、供給体制等の在り方に関する検討会」での審議内容と「生物学的製剤の研究開発に関するワーキンググループ」での検討結果を受けて作成された。この検討会の目的は、今後のワクチン産業の市場規模の変化に対応するために、ワクチン開発・生産・供給体制の再構築の必要性を国の政策的関与のもとで進めていく展望を描くことであった。検討会のメンバーには、医療・感染症の専門家だけにとどまらず、医薬・製薬産業界からの参加者も名を連ねて、官民学が一体となった取り組みであった。

「ワクチン産業ビジョン」は、アクションプランとして、ワクチンの研究開発、生産供給の確保に国が一定の役割を果たしていくものとし、そのために国内外の関係機関、企業と相互連携を行うという方向性を示した。

この方向性には、第3期の副反応回避の予防接種施策からの転換を意味するいくつかの点が含まれている。第一に、予防接種ワクチンが国民の健康を守る大切な手段という点のみならず、ワクチンの需要低下に伴いワクチンを提供する小規模な国内の製造会社の経営基盤が揺らいだ時に、ワクチンの安定的な供給に支障をきたす恐れがあると指摘していることである。つまり、予防接種施策自体に産業全体と企業収益の確保を目指すという産業資本主義的な側面がみられることである。

第二に、少子化が進むと、今後の小児用ワクチン市場規模の縮小が想定される。そこでアメリカのワクチンの市場構造を参考にして、ワクチンの需要を喚起するような思春期、青年期、成人期、老年期に利用するワクチンの導入を視野に入れたことである。また、これらのワクチンは日本では開発されていなかったため海外からのワクチンを輸入することを選択肢としている。ワクチン産業ビジョンでは、ワクチン・ギャップという言葉は使われていないが、「外国で販売されている新ワクチン、混合ワクチン及び改良ワクチンの多数が、日本には導入されていないという現実がある」（厚生労働省2007）と記述し、さらに、「国内に導入されないワクチンが存在する理由として、外国企業にとって、わが国のワクチン制度は閉鎖的であり、開発ニーズも不明瞭、国の施策におけるワクチン開発の位置づけや方向性も不明確であることから、これらの企業が参入に躊躇しているのではないかとの意見がある」として、日本市場の閉鎖的な構造への批判があることを指摘している（厚生労働省2007）。

第 3 期の副反応回避の予防接種施策は、日本でのワクチンビジネスの拡大を目指す外資系製薬会社にとっては、大きな足かせとなっていた。次節以降では、予防接種施策の転換の国外要因である WHO による予防接種の世界標準化の動きと外資系製薬会社の予防接種施策への批判を検討する。

4.4 国外要因の分析①—WHO による予防接種の世界標準化の動き

近年、世界における人の異動は、著しく増加している。人々の移動の増加は、感染症が発生した場合、新型コロナ感染症のように、またたく間に国境を越えた感染の伝播と拡大につながる可能性を引き起こす。

また、アフリカのサブサハラ地域などの発展途上国においては、予防接種のカバー率が充分でない地域が存在している。したがって、感染症対策である予防接種施策は、国を越えたグローバルな情報共有と協力体制の構築がますます必要となっている。そのようなグローバルな情報共有と協力体制の構築の役割を担うのが WHO である。

WHO は、2012 年に世界の予防接種に関する世界標準計画である WHO の「グローバルワクチンアクションプラン (Global Vaccine Action Plan、以下本稿において GVAP と略す)」を策定した。同プランは、日本を含む WHO 加盟 194 カ国が合意をした。

GVAP のミッションは、2020 年までに、世界のどこで生まれても、誰でも、どこに住んでいても、すべての人々が予防接種の最大の恩恵を通して、健康を向上させることである (WHO2012:5)。GVAP は、2020 年までに、予防接種のカバー率を国レベルで 90%、すべての地域レベルで 80%以上という目標を達成することを目指している。このミッションを成し遂げるために WHO は、2011 年から 2020 年までの 10 年間の目標と戦略計画を示し、進捗をモニターするとした。

4.8 節において考察するが、日本においては、2014 年に予防接種基本計画が施行された。基本計画の中で国際的な連携に関して、WHO との連携を強化するとしたが、この流れは、WHO の予防接種の世界標準化の合意を踏まえたものである。

4.5 国外要因の分析②—外資系製薬会社の日本市場参入の要求とワクチン・ギャップ言説

本節においては、外資系製薬会社による日本市場参入の要求という予防接種の施策転換を促した第二の国外要因を分析する。

外資系製薬会社にとって、日本のワクチン市場は、国内の製造会社が市場の約 98.5% を独占しており、長年、市場参入のきっかけが得られない状態が続いていた。外資系製薬会社は、このような状況を打開するために、2008 年に欧州製薬連合会がワクチン・ギャップに関する見解を発表した。欧州製薬連合会は、2002 年に設立された日本市場で事業を展開する欧州製薬企業が会員となっている団体で、グローバルなメガファーマーのアストロゼネカやグラクソ・スミスクラインが会員企業となっている。同団体によると、会員企業は全世界の

人間用ワクチンの約 80 %を生産している⁽¹¹⁾。

同連合会は、まず 2006 年に日本のワクチン市場が先進諸外国と比較して、どれくらい遅れているかを批判した。具体的には、すでにアメリカと EU で接種されていたヒブ、MMR、肺炎球菌、不活化ポリオ、HPV、ロタウイルスの 6 種類のワクチンが日本では承認されていないことを指摘した。そして、「日本国民が多くの感染症に対して他の先進諸国と比べ無防備とも言える状態に置かれ、公衆衛生上大きな問題である」と批判した。その後、2008 年 3 月にワクチン・ギャップに関する「ポジションペーパー」（見解）を発表した。同連合会は、結論として、次の 3 項目を日本政府に要求した。

第一に、日本と欧米とのワクチン・ギャップを解消すること。それは、世界標準のワクチンを日本で使えるようにすること。第二に、ワクチンの臨床的、薬事的、そして技術的基準をアメリカ、欧州、WHO の基準にあわせ、ワクチン輸出入を可能にすること。第三に、新しいワクチンの公費負担の仕組みを作ることである。

外資系製薬会社が提起した一連の日本の予防接種施策批判は、行政にとっては、いわば黒船のような外圧的な出来事であったが、この外圧は、国内の予防接種転換を目指す関係者にとっては、利用すべき圧力と受けとめられたのではないだろうか。それは、その後ワクチン・ギャップ言説が、行政と関係者に解決しなければいけない課題として扱われたためである。次節においては、国内においてワクチン・ギャップがどのように言説化されていったかという変遷を考察する。

4.6 ワクチン・ギャップ言説の変遷

前節で述べたように、ワクチン・ギャップという言葉は、欧州製薬団体連合会が 2008 年に出した見解で使われた言葉であるが、筆者が行った文献調査では、日本においてワクチン・ギャップという言葉が文献で使われ始めたのは、2008 年の欧州製薬団体連合会の見解が出された後からであると思われる。ワクチン・ギャップ言説は、当初、日本の予防接種施策による外資系製薬会社に閉鎖的なワクチン市場への批判の象徴的な言葉として、外圧的に使われた。しかし、この言説は、その後、国内の研究者や医療従事者においても、言説化されていった。

中山哲夫は、欧米は積極的にワクチン政策をすすめ感染症対策を行ってきたが、日本は、予防接種禍がつづき、積極的な予防接種施策を執ることができなかった。1990 年代に、欧米がワクチンの開発を進めている間、ワクチンの品目、制度の違いから予防できる疾患の流行が制圧できないワクチン・ギャップが問題視されてきたと指摘している（中山 2012：605）。

大石和徳は、世界標準のワクチンの未承認、定期接種の遅れから接種率の低下など、いわゆるワクチン・ギャップの問題が存在し、その原因の一つとして政策決定機関の整備の遅れが指摘されてきたと述べている（大石 2014：18）。

齊藤昭彦は、日本とアメリカの比較において、予防接種部位と接種方法、異なるワクチン

表 1：第 4 期において予防接種施策の転換を促した国内外要因と言説

	国内要因	国外要因
主な要因	① 予防接種率の低下 ② 国内での新型感染症の発生 とワクチンの供給対策 ③ ワクチン産業の育成 (ワクチンビジョン)	④ WHO による予防接種の世 界標準の動き ⑤ 外資系製薬会社からの市場 開放要求
言説	ワクチン・ギャップ	ワクチン・ギャップ

の接種間隔などの違いを接種実施上のワクチン・ギャップがあるとしている（齊藤 2015：14-18）。

以上のように国内のワクチン・ギャップ言説は、外資系製薬団体の言説を概ね踏襲したものであり、日本の予防接種施策は、世界の先進国の標準のものと比較して立ち遅れており、国民が本来予防できる疾患で死亡したり、感染症の危険性にさらされていると指摘するものである。ワクチン・ギャップ言説には、以下のような重要な含意があるだろう。

ワクチン・ギャップ言説には、第 3 期までの日本の副反応回避の施策を転換させるという重要な役割があった。その役割の付与を積極的に下支えしたのが、表 1 の三つの国内要因と二つの国外要因である。したがって、ワクチン・ギャップ言説を支柱として国内要因と国外要因の目指すべき目的と利害が一致し、第 3 期までの予防接種施策を世界標準からの遅れと批判し、第 4 期の予防接種施策である感染症罹患回避への転換を促したと言えよう。また、行政にとって、このような流れは外圧というよりも、むしろ施策転換の契機として捉えられたのではないだろうか。しかし、ワクチン・ギャップ解消の一つとして、2013 年に国が定期接種化を目指し、新規に導入した HPV ワクチンで副反応が多発したのである。

4.7 HPV（子宮頸がん）ワクチン禍

日本における HPV ワクチンは、2009 年にアメリカメルク社のサーバリックスワクチンおよび 2011 年にイギリスのグラクソ・スミスクライン社のガーダシルワクチンが承認された。そして 2013 年 4 月に、改正予防接種法に基づき HPV ワクチンの定期接種化が実施された。子宮頸がんは年間約 1 万人が罹患し、約 2,800 人が死亡しており、患者数・死亡者数とも近年増加傾向にある。特に、年齢層では 20～40 歳代の若い世代での罹患の増加が著しいものとなっている。

しかし、HPV ワクチンは、接種後の副反応の報告が相次いだ。健康被害者は、2013 年 3 月に全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会を発足し、被害者のネットワークの形成、国に対

して被害者の救済要望（治療法の確立と診療体制等）、そして国と外資系製薬会社に対して、ワクチン接種と副反応の因果関係の解明を働きかけた。その後 2016 年 7 月に HPV ワクチンの健康被害者は、国と前述の外資系製薬企業 2 社を被告とする損害賠償請求訴訟を東京・名古屋・大阪・福岡の各地方裁判所において一斉に提訴した。

4.8 第 4 期の予防接種施策—感染症罹患回避施策への転換

2011 年に B 型肝炎訴訟の基本合意がなされると、第 2 期から第 3 期まで続いていた予防接種禍と関係した大きな訴訟は、一旦は結審した。当時、前節で述べたように内外の産業界と医療従事者、研究者からは、4.6 節で述べた予防接種施策転換の国内外要因の支柱であるワクチン・ギャップ論を言説化し、ギャップの解消を目指すべく予防接種施策の転換を推し進めていた。そのような時に自民党から民主党への政権交代が起こったのである。

民主党政権において、まず 2009 年 12 月に厚生科学審議会感染症予防接種部会が設置された。この部会の設置の目的は、4.2 節で述べた新型インフルエンザの発生を契機とした予防接種施策の見直しであった。同部会は、2010 年 2 月に予防接種部会「第一次提言」をとりまとめ、2011 年 7 月に予防接種法を改正し、新たな臨時接種の類型（新型インフルエンザなどを想定）と国によるワクチンの確保要件などを規定した。そして、2012 年 5 月に同部会は、予防接種制度の見直しについての第二次提言を行った。予防接種制度見直しの目的の一つにワクチン・ギャップへの対応があげられた。

この第二次提言を踏まえて、予防接種施策はワクチン・ギャップの解消を目的として、感染症罹患を回避する施策の重視へと転換することになる。その最初の転換は、2013 年の予防接種法改正である。その後、2014 年に予防接種基本計画が施行された。予防接種基本計画は、「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」を基本理念として掲げ、八つの項目が策定されたが、本節の論点である感染症罹患回避への施策転換と関係する項目に絞ると、当面の目標を、ワクチン・ギャップの解消と接種率の向上に関して必要な措置を行うこととした。また、国際的な連携に関して、WHO との連携を強化するとした（厚生労働省 2014）。

下記の表 2 は、本稿において考察した第 1 期～4 期までの予防接種施策の変遷をまとめたものである。各期の予防接種施策の特徴を表す分類項目は、時期区分、予防接種施策、副反応事象の認識の有無、接種形態、副反応の帰属責任の 4 項目とした。

5. 結論

本稿においては、戦後の日本の予防接種施策の変遷を四つの時期にわけて考察した。特に、本稿は、第 4 期にあたる 2009 年以降の施策に焦点をあてた。第 4 期においては、予防接種率の低下、国内での新型感染症の発生、ワクチン産業の育成の三つの国内要因と、WHO グローバルワクチンアクションプランなどの予防接種の世界での標準化を目指した動き、さらに外資系製薬会社からの市場開放要求の二つの国外要因により、予防接種施策の感染症罹

表2：第1期から第4期までの予防接種施策の変遷

時期	予防接種施策 の時期区分	予防接種施策	副反応事象の 認識の有無	接種形態	副反応の 帰属責任
第1期	戦後～ 1960年代後半	感染症罹患 回避	無	集団強制接種	国民
第2期	1970年代前半	副反応事象が 表面化した が、感染症罹 患回避を継続	無（表面化し つつあるが、 広く認知され ていない）	集団強制接種	国民
第3期	1990年代～ 2008年	副反応回避	有	個別接種方式 努力義務	国、企業 （薬害）
第4期	2009年～現在	感染症罹患 回避	有	勧奨接種（定 期接種） 任意接種	国、企業 （薬害）

患回避施策への転換が起こった。その転換の支柱となったのは、ワクチン・ギャップ言説である。ワクチン・ギャップ言説には、第3期までの日本の副反応回避の施策を転換させるという重要な役割が付与された。ワクチン・ギャップ言説は、国内要因と国外要因の目指すべき目的と利害を包括し、第3期までの予防接種施策を世界標準からの遅れと批判し、第4期の予防接種施策である感染症罹患回避施策への転換を促したと言えよう。また、ワクチン・ギャップ言説には、ワクチンの種類と回数が増加することによる国民の健康の増進だけでなく、国内外のワクチン産業と医療従事者の収益にも貢献するという産業資本主義的な側面が内在している。

第4期の感染症罹患回避施策により、勧奨接種となった予防接種の種類は大幅に増加し、ワクチン・ギャップは解消に向かった。しかし、一方で、2013年にはHPVワクチンによる健康被害が発生した。健康被害者は、国と外資系製薬会社に対して、薬事法違反の提訴をし、2021年5月現在も係争中である。

6. おわりに

本稿は、日本の戦後からの予防接種施策の変遷を考察したが、これまでの感染症罹患予防としての予防接種の有効性を否定している論考ではない。2019年に発生したCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）は、今後の新型感染症対策と全般的な予防接種施策の強化に

つながるだろう。しかし、今後、感染症罹患回避の強化策として、予防接種の定期接種と目標接種率を維持するための接種回数が増加すれば、不可避な副反応被害が増加する可能性がある。副反応の原因は、ワクチンの製造工程、品質管理、医師による接種時の各段階にも潜んでおり、さらなる安全性の追求が求められる。

そして今後の課題は、副反応発生と救済制度の周知徹底と健康被害が発生した際の迅速な健康被害者の救済の必要性である。これまでの健康被害の歴史的経緯を振り返ると、予防接種健康被害に関する訴訟は国がその責任の所在に関して争う姿勢を見せ、非常に長期化する傾向にあった。例えば、集団予防接種禍では約 19 年（除斥期間の被害者の最高裁判決を含めると 26 年）、MMR 禍では約 10 年、B 型肝炎禍では約 22 年が裁判に費やされた。このような長期間に及ぶ裁判のため健康被害者は困難な立場に置かれることは自明であろう。

第 4 期の感染症罹患回避の施策への転換により、副反応による不可避な犠牲を想定の数値の範囲と容認するのではなく、ひとり一人の命を守り、犠牲を和らげるよう迅速に救済するようなシステムの構築が必要である。そのようなシステムが構築されなければ、国民の予防接種への信頼感は低下するのではないだろうか。

注

- (1) 厚生労働省検疫所ホームページより。<https://www.forth.go.jp/topics/2018/04241146.html>（閲覧：2020 年 8 月 31 日）。
- (2) 厚生労働省ホームページより。<https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/6.html>（閲覧：2020 年 8 月 31 日）。
- (3) 第 1 期に、戦後初の薬害事故である京都・島根ジフテリア予防接種事件が京都府と島根県で発生した。この予防接種副反応における死者総数は、84 人、被害者数は約千人に及んだ。国は検査時において、無毒化されていなかったワクチンのロットを発見することができず、検査体制の不備が露呈した。吉原賢二によると、国はこの事故の死亡者に対して 10 万円、その他の健康被害者に対して平均 1 万円の支給をして救済が完了したとみなした（吉原 1975：48）。
- (4) 朝日新聞は、天然痘の予防接種後に起こる脳炎で、毎年十人前後の子どもが死亡もしくは重度の障害に苦しんでいるが、国は予防接種との因果関係を否定し続けていると報道した。読売新聞は、東京都の高田正明君が種痘接種後以来 7 年間、意識不明のてんかん発作に苦しんでいる状況を悲惨な現実と伝えた。
- (5) 東京予防接種禍集団訴訟を契機として、その後、大阪・名古屋・福岡など全国各地で次々と予防接種禍集団訴訟が提起された。
- (6) 厚生労働省ホームページより。
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000037831.pdf>（閲覧：2020 年 8 月 31 日）。
- (7) 厚生労働省ホームページより。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html（閲覧：2020 年 8 月 31 日）。
- (8) アメリカ CDC レポートより。<https://www.cdc.gov/mmwr/PDF/wk/mm5106.pdf>（閲覧：2020 年 9 月 1 日）。
- (9) WHO、2009 年インフルエンザパンデミック（H1N1）その広がり健康被害、

- <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/dl/infu100528-02.pdf> (閲覧：2020年8月31日)。
- (10) 厚生労働省ホームページより。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/rireki/100331-03.html> (閲覧：2020年8月31日)。
- (11) 欧州製薬連合会ホームページより。http://www.efpia.jp/link/vaccine_gap_final_Jmar08.pdf (閲覧：2020年9月1日)。

参考文献

- 上昌広 (2014) 「特集1 予防接種の歴史と現在、予防接種行政の変遷と日本人の感染症」『都市問題』8-12
- 大石和徳 (2014) 「日本のワクチン政策決定プロセス」『最新医学』69巻・4号、18 - 23
- 岡部信彦 (2007) 「1. 麻疹ウイルス—最近の我が国における麻疹の疫学状況、今後の対策」『ウイルス』第57巻、日本ウイルス学会、171 - 180
- 岡部信彦 (2018) 「特集ワクチン・予防接種：わが国における現状と課題、特集にあたって」『Pharma Medica』メディカルレビュー社、Vol.36.No.5、7
- 厚生労働省 (2014)、予防接種に関する基本計画、
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb9936&dataType=1&pageNo=1 (閲覧：2020年9月11日)。
- 厚生労働省 (2007) ワクチン産業ビジョン、<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0322-13d.pdf> (閲覧：2020年9月2日)。
- 齊藤昭彦 (2013) 「第8回日本小児耳鼻咽喉科学会シンポジウム4 予防接種のインパクト 日本の予防接種制度—ワクチンギャップをどう埋めるか？」『小児耳』34 (3)、295 - 300
- 齊藤昭彦 (2015) 「米国の予防接種制度から学ぶこと—日本の予防接種制度の現状と課題」『海外社会保障研究』、Autumn No192、国立社会保障・人口問題研究所、6 - 19
- 重村達郎 (2014) 「予防接種をめぐる健康被害と救済制度」『都市問題』20 - 24
- 手塚洋輔 (2010) 『戦後行政の構造とディレンマ 予防接種行政の変遷』藤原書店
- 中山哲夫 (2012) 「わが国のワクチン行政の現状と問題点」『日耳鼻』115、605 - 611
- 吉原賢二 (1975) 『私憤から公憤へ—社会問題としてのワクチン禍』岩波新書
- WHO Global Vaccine Action Plan 2011-2020(2012)、
<https://www.who.int/publications/E3%80%80/i/item/global-vaccine-action-plan-2011-2020> (閲覧：2021年2月28日)。

[のぐち ともやす／東京大学大学院学術研究員・立命館大学生存学研究所客員研究員・
NPO 法人予防被害者をささえる会代表理事／予防接種施策]

配分依存：全人的発達を抑制する生成メカニズム

Allocation Dependence: A Generative Mechanism that Inhibits the Pursuit of Holistic Development

楊逸帆

YANG, Adler

初めに

本研究の目的は、人間はどのようなメカニズムに駆り立てられて、有害な構造に囚われてしまうのかを掘り下げることである。例えば、自然環境を破壊したくないにもかかわらず確実に自然破壊に加担してしまっているようなことである。

ここで論じる構造とは、人間の自然・社会・他者や自分など対象との相互関係や作用のあり方である。デューイ (1918) に基づいて、社会を改善するためはずの構築された学校の闘いで、人間はどのようにその構造に取り込まれていくのかが見えると筆者は仮説している。

本研究が選んだケースは、全人的発達を支えるため成立した筆者の母校、台湾のオルタナティブスクール「人文小中学校 (略：人文学校)」で、受験勉強を自ら求めるうちに、進学において役立たない情熱、才能、探求など全人的発達にとって重要な部分を自ら否定して諦めた筆者の同窓生たちである。進学はなぜ、どのように元々全人的に学んできた我ら生徒を一変させ、全人的発達を抑制する構造に我らを捕囚したのかを掘り下げるため、当時当事者であった筆者によるビデオエスノグラフィー (楊 2016) を主な一次データにし、同窓生らの保育園から大学までの記録とインタビューも手に入れ、彼らの数年の変容を分析する。

1. 学歴社会と進学主義研究

日本と台湾の進学に関わる研究は、両国とも大衆受験社会であると論じ、大脇 (2001) が提示した〈X → 激しい進学競争 → 学校教育の病理 → 受験競争の緩和策〉という論理公式も両国に共通している。ただ、日本で「X」に入る「学歴社会」という概念は、台湾にはない。その代わりに「進学主義 (中国語：升學主義)」の語が使われ、言葉遣いに論理の違いが見られる。

日本の学歴社会研究は OECD とドーアの社会構造的要因への注目から影響を受けている。竹内は傾斜的選抜 (1995) と学卒労働市場 (1996) は「自分の学力相当の範囲でベストを尽くす」ことを煽っているため、日本は欧米と違って、大衆まで競争に突き付けられると論じているが、これは代表的な論である。然し、大脇 (2001) は〈進学競争の強度〉 = 〈参加規模〉 × 〈選抜度〉という公式を提出し、定員拡大が進むと、競争の閉塞化と衰退をもたらすと予想した。

予想通り、日本の生徒の競争意識は弱まり、進学競争自体も局部化・閉塞してきた(森永2005、荻谷2008)。一方、韓国的高等教育就学率は九割超になったのにも関わらず進学競争は早期教育にまで蔓延している(李2014)。また、欧米の高等教育も既に大衆化されており、やはり東アジアのような病理が生じている(洪2008)。「自己反省的に学習し続けることを余儀なくされ」「学ばなければ生き残れないから学ぶ」(荻谷2008)というような歪みも日本で新たな形で逆襲し始めた。上記の現象を既存研究では説明し難く、その限界が露呈されたと筆者は考える。

一方、進学「主義」という言葉で提示したように、台湾は進学の問題を思想・文化に帰する傾向が強い。進学主義は誰かに提出され定義されたものではないが、王(2002)はその「真の教育のためではなく、無理矢理に進学を求めることで人々の福祉まで犠牲にする」性質を明らかにした。顔(2014)などの主流理論によれば、科举制によってもたらされた「ただ読書のみが崇く、それ以外は全て卑しい」という思想が未だ大衆に内面化されてしまっているからこそ進学主義が可能となる。だが、王と莊と鄭は当時の教育改革者と似ており(黄2008)、古代にしろ現代にしろ、進学主義をもたらす正体は社会的上昇機会や方法、基準の足りなさであると指摘した。

台湾の教育改革は後者の論理に基づいて、大学の増設へ向い、高等教育もユニバーサル段階(図1)に入り、97%の大学入学率(教育部2010)に至った。大衆化に伴い、進学選抜の改革もより多元的、適性化、全人的な人材像を目指しつつ進められていき、二十年に数回の大きい制度改革もあった。然し、改革はより複雑な制度をもたらし、一層辛くなった教師、親と生徒の不満はマスコミから研究にまで溢れている(黄&陳2005、劉2013、高2015)。元々評価対象ではなかった部活やボランティアなどの活動が多元的選抜基準のため進学手段化した(王2018)ことはその一事例であり、2022年から大学入学基準の五割となる、伝統学科以外の多元的な学び経験を記録する「学習歴プロフィール」に対し、高校生たちが「また新しいタスクが来ると負担が重すぎる」との理由で自ら政府へその廃止を請願したキャンペーン(煞氣 a 阿鵬2020)も王の研究発見を反映する。このため、社会的上昇ルート不足で進学にもたらされる歪みを説明することは不十分であることが明らかになった。

この背景について、本研究は以下の意義があると筆者は考える。まず、上記の先行研究で主張された特定の進学のあり方は既に変わったにも関わらず、似た歪みも他の形や時空で生じ続けている。このため、量的研究が測定し難い、意味と行動と社会構造がどのように日常生活で相互作用しているのかを浮き彫りにすることに於いて優れたエスノグラフィーを主手法とする。ウィリス(1985)がイギリスの学校のエスノグラフィーを以て、労働者階級が自らの階級を再生産するメカニズムを明らかにし、常識とされた「格差に落ちこぼれ」論の欠点を補ったのは、好例である。

そして、教育の主体は学習者であるとよく主張されるが、この当事者視点による研究は現実的制約から極めて困難だ。本研究は筆者が中学生であった時から同窓生と自己を対象に

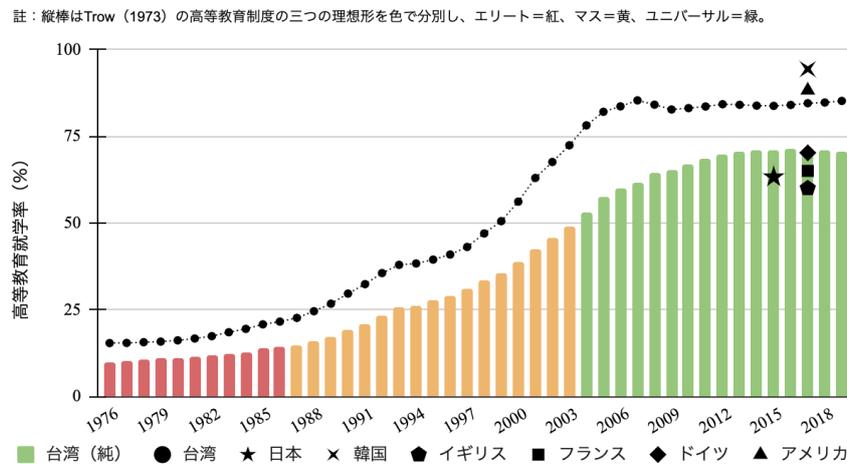


図1. 高等教育粗就学率の推移と最新データの国際比較データ出所：台湾教育部（2020）

し、その時々を得た「当事者しか知り得ない」認識と「虫瞰図的な『当事者視点』と鳥瞰図的な『分析者視点』の融合」（伊藤 2019）を目指すもので有り、貴重な研究であると筆者は考える。

また、本研究が選んだケースは先行研究が論じた多くの要因に対応しているが、それらに予期された結果は出て来なかった。進学にもたらされる歪みは改革に伴って解消するはずである。にも拘らず、我らは進学のため自ら全人的発達を犠牲するのは何故か。一方、学校と親は進学主義を持たず、進学への強制もないが、我らが元々反対していた進学主義の論理に取り込まれたのは何故か。これらの先行研究が答えられない問題をエスノグラフィーでそのメカニズムを浮き彫りにし、説明できるため、本研究も貢献をしえと筆者は考える。

2. 心身を治す、全人的発達を支える学びの場

人文学校は 2002 年に開学した、台湾初の公設民営実験学校の一つだ。生徒へ予め設けた目標・統一的学力の達成が定められていない。自主学习を以て生徒の自己探索をやすくし、心身課題を中心とする学習も重視され、性格と天賦の健康発達を支えることを第一目的とする場だ。ここに入学するため、この学区に移住する家庭が多い。その上、学区在籍によって子どもを自動的に入学させるのではなく、面接で親と子どもの期待と価値観を確認している。従って、基本的に親も非進学主義的価値観を持っている。

本稿で分析する三名のインフォーマントの場合、A 子と B 君は外県から家族と一緒に引越して入学し、C 子は地元の一般校から転校してきた生徒だった。

B 君は幼い頃から自然科学や技術に対する興味と才能が現れていた。幼稚園の頃、彼は発射機能を持つロボットをブロックおもちゃで手作りしたこともあり、親や先生と科学的問題

について頻繁に議論していた。然し、小学校に入ってから「質問し過ぎ」「空気を読めない」などの理由で、いじめられて、徐々に防衛的性格となり、刺激を受けると暴力を出しやすくなった。

親はより健康的な教育環境を求め、B君が小学五年生の時、人文学校に転校した。それから、彼が議論したいことややりたいことは馬鹿にされることなく、自由に探索に浸り、自学で3Dアニメーション制作を学んだり、専門書を読んだりし、防衛的性格と暴力的反応も弱まり、多様な才能も発揮できるようになった。

A子も台北から転校してきた生徒だ。小学校に入ってから、彼女は成績と行儀も良い評価で、常に学級委員長を務めた。然し、模範生的な存在として過ごした五年の末、彼女は完璧主義に苦しめられ、心身症を発症するに至った。人文学校に転校してから、彼女は計算的行為が減って行き、「ハリネズミみたいな模範生」から「真心で他者を信頼したり思いやる存在」に変わった。

C子も似たような経過を経験していた：「特徴がない」「存在感が薄い」「友達が少ない」落ち着いた、静かな成績が良い生徒から、才芸の多い表現が豊かな人気者になって、幸せにもなった。

然し、中学三年生になってから、全ては徐々に変わっていった。

3. 自ら自己責任とした基測

その当時(2009)の台湾では、基測という高校進学共通試験がまだ行われていた。だが、政府に認可されている高校に行かない場合、二十歳以上で受験できる高校同等学力測驗(日本の旧大検に相当)に合格すれば、大学を受験する資格が得られた。

人文学校は生徒に基測受験を要求しない。受験するか否かは生徒の自己決定である。然し、第一期卒業生は其々思い迷った末、全員受験することを決めた。中学三年生に入ってから、カリキュラムも生徒の求めに応じて、徐々に受験勉強へ傾いていき、基測直前の学期は準備フルモードに変わってしまった。何故なら、生徒によれば、未来は「自己責任だから」だ。

その一年間は生徒らが自ら決めた気を引き締める転換期と認知され、学びに対する認識も動揺し、おさまったはずの辛さも無意識のうちに戻ってきた。

「遊ぶことしか考えない」と、その時期のA子はまだダンスや音楽など多様な活動をやりたい自分を批判した。同級生のほぼ全員はまだ受験勉強モードに入っていない頃、彼女は既に休憩時間までも勉強に費やした。携帯電話も勉強を妨げないように自らサービスを中止した。

彼女にとって、人文学校に「教わったことはそんなに多くない、寧ろ自分で勉強することが多い」。教育のあり方も主流学校とは大きな違いがあり、未来に成功できるか否かは前例がないため全然予測できず、「安心感を与えてくれない」。このような「先天的不足」があるからこそ、「もっと頑張らなきゃ」と彼女は思ったのだ。

然し、A子は同級生より早く頑張り始めても、もう小学校時のような成績の「トップ学生」に成れなくなっていた。模試成績は数回とも自分の期待より低く、「良い高校」に入れない不安を感じながら、自分の資質を否定し、人文学校のあり方にもより疑問を持ち、強い苦しみを覚えた。

「もっと早く頑張らなかった自分は間違った。より早く真剣に勉強しておけばこんなに辛くなかった」と母はA子から聞いた。

私は天才じゃない、勉強の筋は全くよくない。(…)みんなは勉強と同時にダンスやギターをやっても勉強の方に影響しないらしい。私は他の興味を捨ててもなかなか成績が上がらなくて...

ずっと勉強してるのに、良い学校に合格できないってことは、私の努力が無駄になってしまってることなの？ 勉強だけが唯一の道なの？ (..)勉強したら確実に良い点を取れるわけでもないし...肉体的にも精神的にも疲れ切ったのに、私のことを理解してくれる人もいない...

元の小学校のように要求されることは既になくなったが、「未来が決まる」基測に直面してから、彼女はまた計算的行為が主導する性格に戻そうとする葛藤が生じた。人文学校で彼女を心身症から救った自主学习や健康発達が、入試受験に向かう中で、未来への準備が足りない「欠点」に一変し、心身症も再びに生じるようになった。

「人文学校の教育は入試に向いてない」という点はB君も同意したが、それ自体は悪くないと思った。寧ろ、人文学校の教育は彼の理想の学びに近い：

俺は物作りの中で、いろんな分野の知識を学ぶことをしたい。例えば、俺が船を作りたいなら、昔の船の作り方を研究したら役立つかも。これで当然古文を研究することもある。最先端の船作りの技術を学びたいなら、外国語で書かれた記事を読まなくちゃ。もちろん数学は船を作る時にも使えなきゃ。自然科学の知識もいうまでもない。この先、安定的に定年まで雇用されるわけではないから...自分が専門にした知識を将来の仕事に活かさないとしたら、学んだ知識を融合する必要があるかもしれない。じゃあ、どうやって融合できるようになるかといえば、さっき言ったような「同心円状に拡散していく」のはわりと良い勉強法だなあと思う。

A子が最初に受験勉強モードに入った生徒とするなら、B君は恐らく基測直前まで我が意で行動していた生徒であった。

基測は本当の「学力」、即ち「特長じゃない、協調性や創造性など」の能力をただ一つの試験で纏めて測定できないと、B君は述べた。勿論、受験で達成感を得ることは「感覚的には悪くない」が、それは彼にとって、「寒天を飲んで空腹感がなくなったが、栄養のある食べ物を食べなかったの、それから何をすべきか分からなくなって、非常に変な感覚だった」。

彼が受験勉強をあまりしなかった理由は、中卒してからホームスクーリングをし、二十歳の時に同等学力試験を受けて大学受験する道もあるからで、基測で得た得点は良くなくても構わないと思ったからだ。寧ろ、その道を彼は本当に行きたかったのだ：

今(青春期)は見聞を広めに行ったり、色んな基礎を築いたりする大切な時間なの。これから主な人生は今やってることとは結びついていると思う。もしやりたいことを広めたいとしたら、自制力を強めた方がいい。何をやりたいのかを真剣に理解して、努力してそれを手に入れたい。これは冒険なんだけど、得られるものも大きいと思う。現時点で想像できないものだから。

唯し、彼は「もうちょっと真剣に勉強したら、B君の資質なら本当にいい学校に入ることは難しくない」「ただ一回の体験としてやって見てもいいじゃない」と言われ、受験勉強をする気持ちになり、考え方も段々変わってきた。

「ホームスクーリングでは自分が学びたいことを自発的に学ぶべきだと思う。」彼は第一回基測後はこのように言ってた：「経験がないので、心配することがあるんだ。だって、うまく行けるかどうか、自主学習の目標にたどり着けるのかが分からないじゃん。リスクがあると思う。」

その後、彼もより成績の達成感に飲み込まれていった。

俺を基測の点数で評価する人がいるとは思わないけど...まァ、そういう可能性が...あるよ。きっとある。ただ...そんなことはどうでもいい...俺はただ成績を伸ばしたいだけだ。ただそれだけ。

B君は成績の達成感を割と楽しんだが、C子は寧ろ成績の高さに束縛を感じた。元々彼女は「勉強しかできない」というイメージから脱出したかったから人文学校に転学したが、基測に向かうと「成績が良いから、進学先もいい学校に行くはず」という空気に包まれた。実は、彼女は学術に興味が全くなかった。行きたい先はまだはっきりしていなかったが、ただ分かったのは自分が芸術的表現をする時は本当に楽しんでいることだった。

基測の到来は、彼女に未来の道を選ばなければならない窮地に追い込んでしまった。読書自体は構わないが、試験のために勉強するのは正しくないと彼女は思った。然し、基測のため試験勉強しなければならないとも思った。でも、仮に進学したい高校が高い点数が必要でないなら、本当にこのように勉強する必要があるのか、とも動揺していた。

ある進学に関する講演で「高い点数を必要としない芸能専門学校もいい進学先の一つ」と聞き、C子はより強く動揺した。然し、同窓生と先生らと意見交換するうちに「C子は芸能学校に向いていない」「本気でやるつもり?」「自分が本当に欲しいものを早くはっきりしなきゃ」などのコメントを聞き、葛藤はより辛いものになった。

C子は勉強ができる子で、勉強の素質があると思います。もし、勉強を続けなかった

ら惜しいと思います。(点数の低い芸能専門高校で)単に技巧や技術の訓練を受けるより、(点数の高い重点高校で)もっと深い修養と広い教養を涵養してほしい。

彼女もきちんと考えるべきだと思うのは：どこまで芸能の世界に入りたいのか？身を尽くすくらいやりたいのか？若しくは、一時的な興味だけなのか？(第一期卒業生の担任)

人文学校の教師は画一的学力の向上を求めないはずだったが、主流システムに直面すると、考え方もそのルールに向け直される可能性があることが現れている。教育における選ばれた／選ばされたトラックによって、不平等な未来の選択が生徒の将来を限定することをわかっている大人は、この現実には左右されないことは難しい。

この現実を覚悟したC子は、結局トップ高校に向けて頑張ると決めた。

凄く悩んでた。だって、私...自分が望んでいることは一体何なんだろうと思って...この道を選ぶときっと何か失うとか、色々結構困ってた。(...)自分の(芸能的)実力を証明したかったけど、これ以上拘らない方がいいと思って...羅東高校(宜蘭県のトップ共学高校)にした。(...)こう言われてみると、私はまだ準備できていない気がする。芸能界では運が命だから、全ては計画通りなんてありえない...

人文学校で愈々人から自分を守るための壁を作らなくなっていたが、その後彼女はまた本音を出さなくなっていく。高校は「自分を知る人が一人もない所に行きたい」と彼女は「良い学生の呪い」から解放されたい、「新しい自分」を作りたい気持ちを訴えた。

前述した通り、インフォーマントの親達は主流教育の歪みを是正するために子どもを人文学校に転校させたのであった。「小さい頃からこんなにたくさん[多様な経験]を捨てたら、生活には勉強しかない、本当にそれで良いの？良い学校に合格できるけど、本当に値するの？」と母はこのようにA子と議論し、「自分がやりたいことをやって欲しい。これからはずっと応援します」とC子が進路に迷った時母もこう答えた。「残念だと思うのは、基測に参加しなければならないこと。そのために色々準備することで消耗した時間は無駄だな」とB君の母も思った。

なぜ、親からの要求もなく、学校側の強制もないのに、生徒達は受験勉強とそれに伴った影響に巻き込まれてしまったのか。

基測に依らずにホームスクーリングを選択した筆者は、その「見えない手」を理解するため、自ら締切当日に第二回基測を申込んだ。三週間しか試験準備できない期間に、ビデオエスノグラフィーを撮りつつ、「受験勉強センター」「予備校街」などの環境も「当事者」の名において体験し記録した。然し、無意識のうちに、ビデオエスノグラフィー制作チームに対する責任や「当事者体験」の任務を押し付けたくなくて、得点を高めることにのみ集中しなくなってしまった。

当時の筆者は、このような不安を覚えた：トップの点数を取れなければ、当事者として基

測の制度を批判や検討しても、恐らく人は聞いてくれない。このような批判はただ自分が入試を上手くできない責任を制度に押し付けるためだと他者に思われるだろうと思った。

4. 配分依存の発見

我ら生徒を巻き込んだ見えない手の正体は何なのか。誰からの脅迫もなく、体罰など言う迄もないのに、なぜ我らは期せずして不安に襲われたのか。これを理解する鍵は、我らが自分の信念・関心・長所・幸せなどを妥協・犠牲にしても求めなければならないほどのものであったと筆者は考える。それは、進学制度に従わなければ配分されない、未来を決定する各種有形無形資源である。

この各種有形無形資源の配分に依存する限り、エージェント＝個体に限らない主体は配分の枠に当てはめざるを得ないメカニズムを、筆者は配分依存と定義する。生徒らは如何に配分依存に動かされるのか、配分依存はどのように生徒らに影響を与えるのかをここで展開する。

まず、成功的な資源配分システムは、エージェントが望む資源の受け取りは配分システムに従う限り、その不確実性を減らせるというある種の契約の存在を伝える。すると、配分システムに依存する誘因が生じる。中学の時、主流高校へ行きたくなかったB君がホームスクーリングを選択することによるリスクを恐れるが故に、高校に入ってから何度もホームスクーリングをするため休学を考えても、結局卒業まで一度も休学しなかったのは、この事例である。一方、「いつ何をするか全て決まってる、退屈でつまらないのに、こうやった方が安心」と高校時代のA子は感じたが、配分システムに依存しないならば、つまりA子にとって「違う道を選んだら」、「大失敗と大成功は紙一重」とも思っていた：

大失敗を恐れるから...確かに一生懸命勉強しても大成功なわけでもないかもしれないけど、大失敗にはならない。

こうして配分システムに依存し始めると、エージェントの行為や性質は配分システムの枠に当てはめざるを得なくなる。大学生になったA子は自分の変わり様を「点数が高ければ、何でも手に入れられると思うようになった」と回顧した。生徒は配分システムの枠への当てはめ度合いによって、未来の選択肢、学習目標への指導や監督、信頼性や名誉などの資源を配分される。自分を枠に当てはめる競争の中で、「勝ちが大きいほど、選択肢、資源を受け取る権力、発言や決断する権利が多くもたらされる。負けたら、残された選択肢しか選べない。真面目ではない、腕前がない、知識がない故に、現状を批判する、変化を訴求する資格がない」と考えるようになる。即ち、枠への当てはめ度合いが高いほど、質と量においてより優越的な資源を得られ、枠に当てはめ度合いが低ければ、能動性は低くなる。勿論、勝った人は「低い選択肢」を選べるが、高校生の時のC子によれば、進学校や文理系を選ぶと「ラベルを貼られて、行くべき未来もラベルに規定されてしまう」ので、彼女は入学得点

の低い芸能専門学校に行かず、未来の道が広いトップ高校に入学した。こうして見れば、枠への当てはめ度合いはただ試験得点に限らず、選択した進路が次の配分の枠に評価されるため(例：学校歴・専門などによる求職スクリーニング)、それ自体も枠への当てはめ度合いのあり方の一種である。このエージェントが企てる**自分の性質を配分システムの枠にかたどるプロセス**を筆者は**同化**と称する。

枠への当てはめ度合いを高めるため、自分を枠に基づいて評価する／される、それに向けて同化すると同時に、枠に当てはめない部分も**刈込み**=切り捨てをしていく。A子が人文学校で自分の関心のあるダンスやギターなど多様な活動を「遊ぶ」と捉えて「学び」から排除し、自分が「遊ぶことしか考えない」と自己批判すること；携帯サービスを自ら中止すること；筆者が受験勉強のために他の責任を押し被せること；B君が世界に関心を持ち、幅広く自由に学んでいた昔の自分を「目標設定が低かった」「ぶらぶらした」と否定すること；C子が羅東高校に入学してから、成績を落とさないためダンスしか続けず、ピアノやギターなど芸術的情熱を全て犠牲にするなどの行為は、全て**自らの刈込み**と言える。

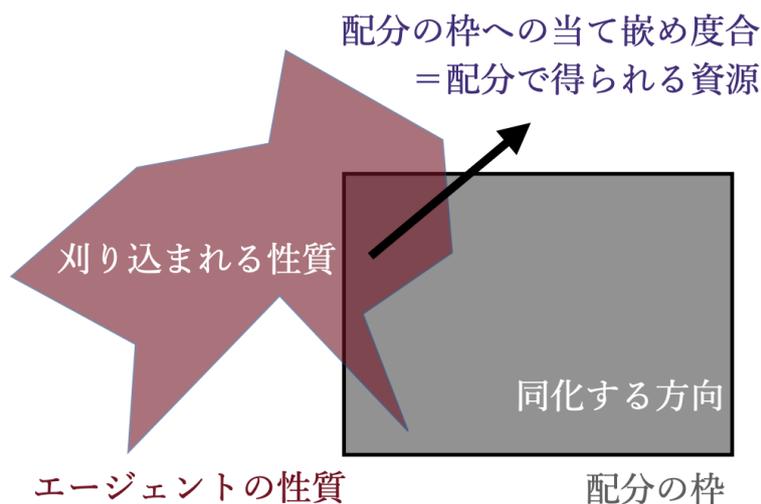


図2. 同化と刈込み

上記のように、全人的発展を拘束する現象が主な場合には、教師や親の押し付けで引き起こされるとよく思われるが、そのような強制がなくても、人文学校の生徒らも自らそちらへ傾いていくのは、配分依存に駆り立てられるからである：行為や性質は枠への当てはめ度合いを高める企てにとって役立たない、即ち、資源を配分されるプロセスで得をすることにならないなら、それを切り捨て(刈込み)て、資源を得られるような行為をしたり性質を身につけたりする(同化)。言い換えれば、「勉強しか許せない」「頑張らないとダメだ」などの現象

は人文学校のように、教師や親の強制がなくても発生し得るため、問題の実態はただ教師や親の価値観にあるとは言えない。寧ろ、そういうしつけは実際、教師や親の内面化した配分依存の論理が、子どもの未来をよくする責任を子どもの代わりに背負っているうちに、現わされた表象である。

枠への刈込みはただ**感覚的**辛さを与えるだけではなく、**实际的**結果にも与えられる。刈り込んだものは個体の**機会費用**や**ポテンシャル**、**才能**、**情熱**など**資産**でもあるため、**潜在的**能动性も侵蝕し得る。

人文学校には**自主学习**や**プロジェクト/問題**に基づく**学習の機会**が多かったため、B君は様々**テーマ**や**制作**を探索でき、**校外の賞**をもらったこともあった。然し、**主流学校**に入学してから**配分された**指導科目や**学び方**などの**資源**は彼の**関心**や**情熱**や**ポテンシャル**とはあまり重ならなかったため、それらを**一層**発展させる**機会**が殆どなかった。主流高校に「**いる限り**、**沢山の**学びたいことを**学ぶのは**ほぼ**不可能**」と彼が気づいた経験は、**エージェント**の**能动性**=**行動の可能範囲**は**配分された**資源に**規定**される**性質**が現れている。言い換えれば、**配分された**資源も**配分システム**の「**枠**」の**一種**として、それを取り込める**度合い**=**枠への当てはめ度合い**から、**配分された**資源の**取り込み**を**エージェント**に**要求**し、**配分された**資源に含まれないことは**機会費用**となり、**エージェント**の**同化**と**刈込み**を促している。

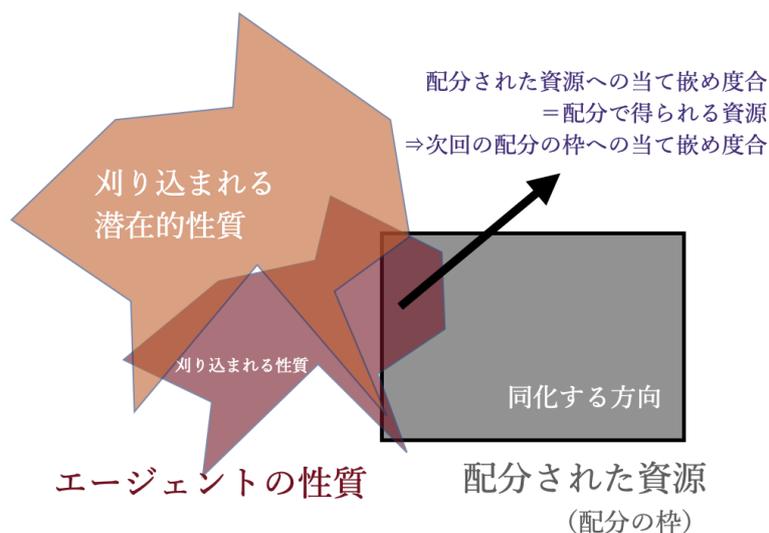


図3. 配分された資源に刈り込まれる潜在的性質

工業デザインの学部に入ったら自分にとって良い資源を受けられる (配分依存) と彼は思って、高校にいる時授業=成績を高めることに専念し (同化)、人文学校で自学した3Dアニメーション制作などの長所を続けて磨けなかった (刈込み)。結局、人文学校の彼はトップ

高校の点数を取れたが、トップ高校の彼は工業デザイン学部に入れる点数を満たせず、自分が向いていない学部専門に配分された。次第に、学部配分された教育(枠としての資源)は彼のニーズとミスマッチが大きく、学部の要求(同化へ)も彼の長所を機会費用にさせ(刈込み)、休学や転学しなければ長所は磨けないことになった。残念だが、丁度彼の両親は経済危機に遭い、彼は働かなければならない窮境に追い込まれた。高校三年間に刈り込んだ長所ではまだ金を稼げないため、大学を中退し職業軍人になり、今も続けている。

ここで、配分依存が促す同化と刈込みは**通貨的行為**であるようにも見える。通貨的行為は、その行為自体の内面的価値の有無に対して無関心であり、行為を通して外にある望ましい利益を買うことだけに注目する。内面的価値のある行為は自ら価値を生み出す一方、通貨的行為は外にある利益を求めて消耗する。ドーア(1978)が論じた仕事を果たす能力を身に付ける真の学習が内面的価値のある行為であるならば、仕事を取るための学びなき資格取りとは通貨的行為の事例である。

コリンズ(1984)も学歴を**文化通貨**の一種として考えた：学歴を以て**仕事を買う**ことが可能である一方、内面的価値のない学歴通貨がどれほどの仕事を買えるのかはインフレなど個体レベルで把握できない外部の条件に左右される。このため、配分システムは必ずしも枠に当てはめたエージェントに資源を「契約通り」配分するわけではない。仮にエージェントがB君のように同化と刈込みで自分の潜在的能动性を犠牲したら、通貨的行為を行った末、資源を契約通り配分されないと自力で資源を手に入れることもできなくなる状況が生じ得る。

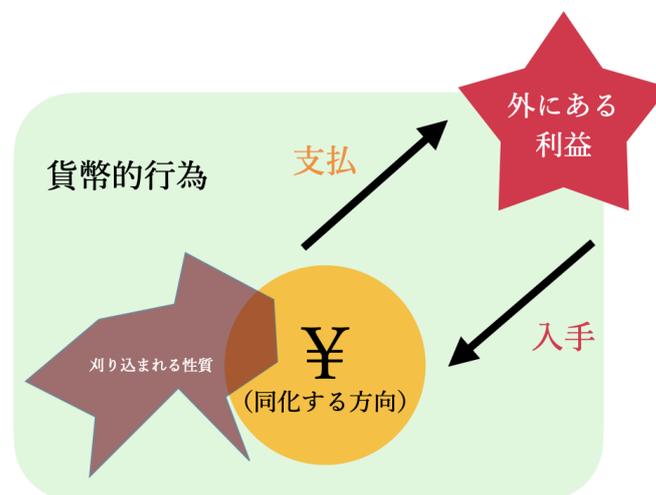


図4. 貨幣的行為

多く国で大学の拡大に伴って生じてきた大卒学歴の価値の低下(豊永2018)は証拠の一つと考えられる。日本にも「大学・大学生が多すぎる」と批判する意見が増えてきた(北條

2018)が、2019年の54.7%の高卒大学等進学率(文科省2020)と比べ、高卒大学等進学率八割以上(一般高校は93.5%、専門学校は79.5%)の台湾(教育部2020)はまるで「大学全入」となり(図5)、少子化が進んだ今後の日本と世界(図6)の参考になり得る。

フリーマン(1977)の教育過剰論の予測通り、台湾の大学学歴の持つ人口は供給過剰で、2004年の求人倍率=求人数/求職者数は0.77であったが、2019年に於いては0.44しかなくなった(労働部2020)。したがって、失業率も増えていき、大卒が最も失業率の高い学歴になってしまった(行政院主計處2019)。一方、高卒の求人倍率は2004年の2.94から2019年の3.15に増えた。

求職者の学歴が産業需求より高いこと自体は失業にはならない。高学歴者は低学歴者を仕事機会から押し出す可能性があり、スキル水準や技術進歩に於ける便益もより高いと豊永(2018)が文献分析で論じた。「スキルや資格は仕事に合わない」と「欲しい仕事種類が見つからない」という二つの主な非自発的失業原因(行政院主計處2019)を見れば、求職者は枠への同化と刈込みに能動性を限定させられ、迷わされ(労働部2017)、空洞化させられたと示唆される。

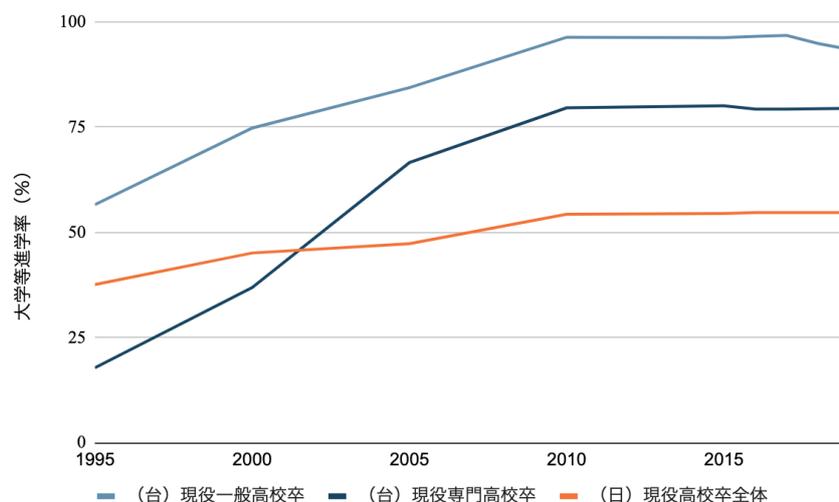


図5. 台湾と日本の年度別高卒大学等進学率
データ出所：文科省(2020)、台湾教育部(2010、2020)

ドーアによれば、「真の学習は良心の尺度に働きかけ、自己実現とその充実感を請け合う一方、資格取りは外の裁断に訴え、排除で脅かし、不安を引き起こす」。日本の場合、佐貫(2009)も「学習意欲のバイパス」と「横ベクトルの学力」の概念を提出した：配分的評価は「進学や求職などの判定・差別化基準として働く」と、「それ自身が学習の目的へと転化して」いき、意欲のバイパスを作り出す上、こうして蓄積した学力もただ競争の目的には役立



図 6. 2018 年大学以上学历所持率の国際比較
データ出所：台湾教育部 (2020)

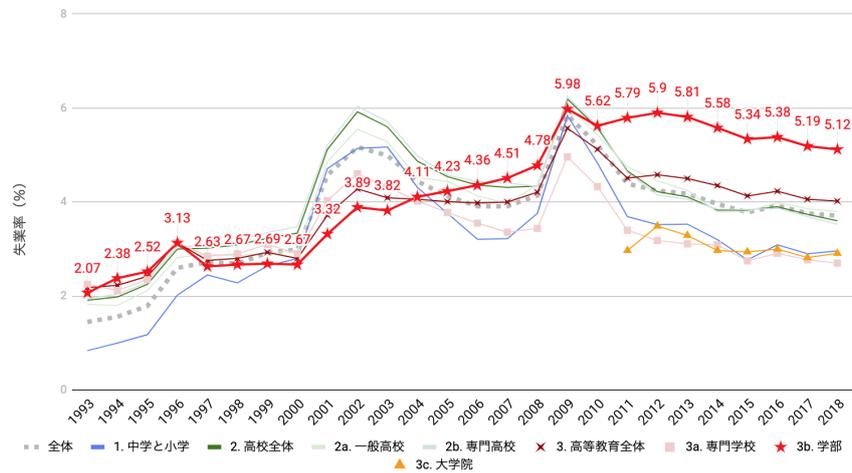


図 7. 学歴別失業率 [台湾]
データ出所：台湾行政院主計處 (2019)

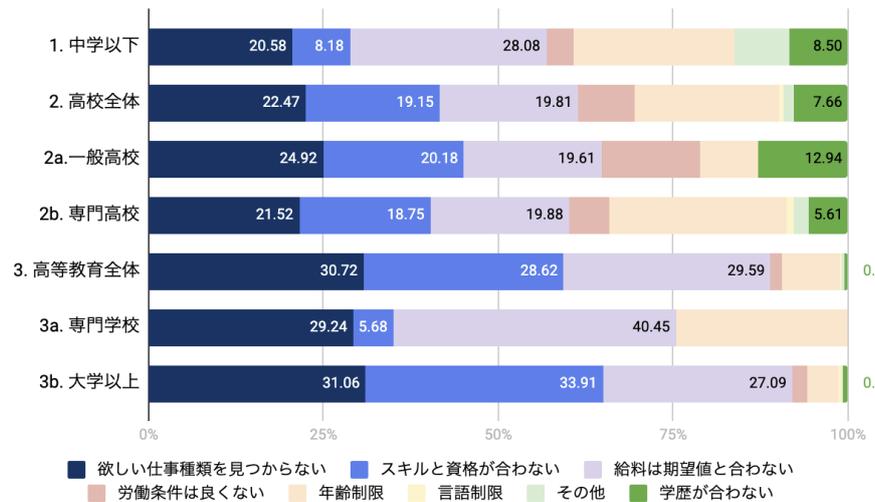
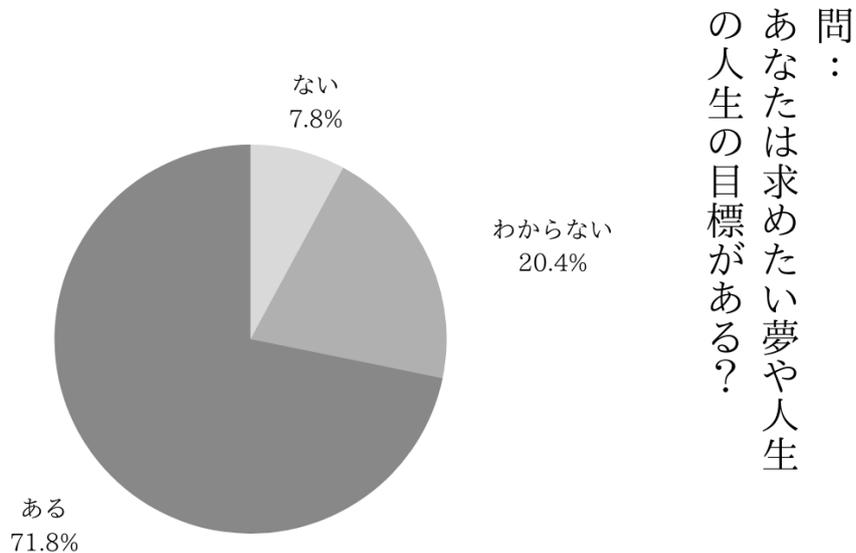


図 8. 学歴別非自発失業の理由
データ出所：台湾行政院主計處 (2019)

つが、生きる目的とは直接に繋がらない。その結果、学習の内面的価値は空洞化させられ、通貨的行為になってしまう。

「ずっと勉強してるのに、良い学校に合格できないってことは、私の努力が無駄になってしまうってことなの？」という A 子の問いは、竹内 (1996) の「受験システムはビジョンなきただの戦術ゲーム人間を産出する」という指摘に加え、空洞化させられたのは意欲だけでなく、全体的なウェルビーイングにも及ぶと示唆した。通貨的行為が求める利益が未だ実現されない、実現の可否もわからない空洞化されたプロセスには、無意味さ、迷い、ストレス、鬱など辛い心身的状態も生じ得ると筆者は観察し、これは外発的動機によってもたらされる疎外などの精神病理 (塔夫 2017) と一致する。確かに、親子天下 (2010; 2012) と天下雑誌 (2009) の調査と彭 (2006) の研究が、台湾の青少年は進学に伴って自分の望みがわからなくなる (図 9&10&11)、自信もなくなる (図 12) ことを見出した。アメリカにおいても、ただ二割弱の 12~22 歳の青少年が「自分の人生はどの理由で、どこに行きたいのか、何を達成したいのか」がわかって、「優柔不断、当惑、アンビバレンスに囚われている」若者の迷いは工業国において普遍的であることも戴蒙 (2013) の研究が発見した。内面的価値の無さは上記に限らず病理をもたらすため、進学や受験競争は緩和されても、生徒が配分依存に左右される限り、問題の継続は予想できる。

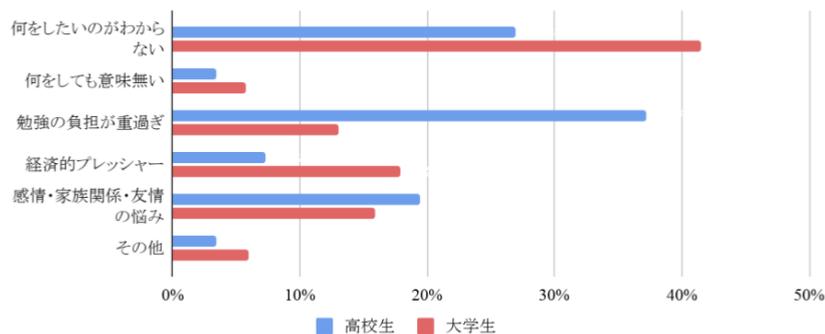
なぜ B 君は「学びたいことは主流高校にいる限り学べない」現実とホームスクーリングの選択肢を知ったのに、この空洞化された道を踏み続けたのかは、彼の自ら自分を「休学しない」と説得した考えに見る：



註：2010年6月17日から7月2日までの期間に郵送調査で実施され、層別比例抽出法で中学一年と二年生を調査対象とし、2160通のアンケートの中に合計1618通の有効なアンケートが返送され、回答率は75%だった。

図9. 台湾の中学生の「求めたい夢や人生目標」の有無
データ出所：許芳菊 (2010)

問：現時点で、生活の中に一番苦しんでいるのは？



註：2009年10月2日から11月4日までの期間に郵送調査で実施され、層別比例抽出法で高校生と大学生を調査対象とし、5582通のアンケートの中に合計4475通の有効なアンケートが返送され、回答率は80%だった。

図10. 台湾の高校生と大学生が経験している最も苦しむことの種類
データ出所：生命教育大調査 (2009)

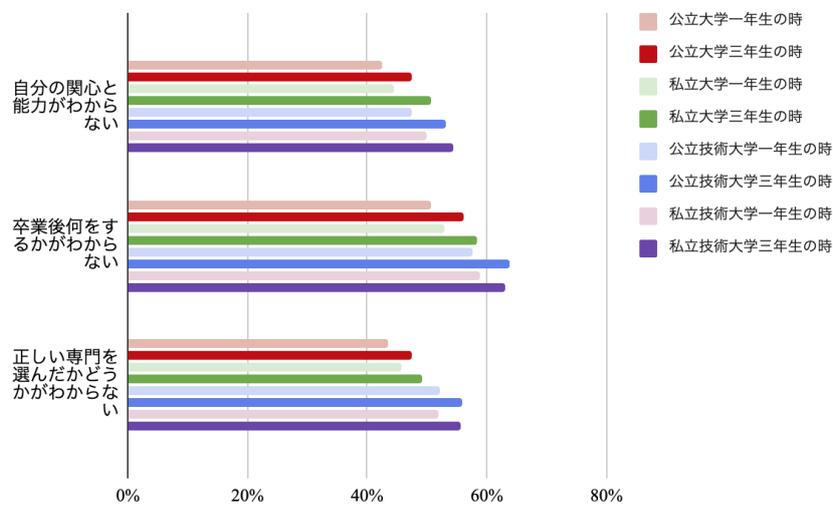
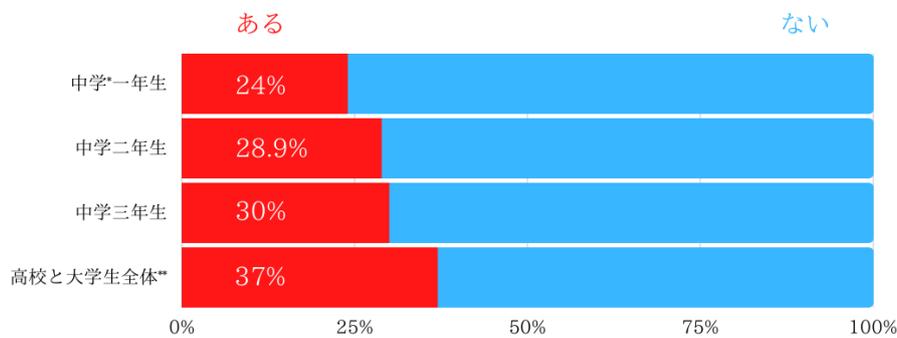


図 11. 台湾の大学生の自己概念の変容
データ出所：彭森明 (2006)

問：あなたは自信があると思う？



註：

* 2012年2月24日から3月19日までの期間に郵送調査で実施され、中学一、二、三年生を調査対象とし、4386通のアンケートの中に合計3594通の有効なアンケートが返送され、回答率は81.9%だった。

** 2009年10月2日から11月4日までの期間に郵送調査で実施され、層別比例抽出法で高校生と大学生を調査対象とし、5582通のアンケートの中に合計4475通の有効なアンケートが返送され、回答率は80%だった。

図 12. 台湾の中学生、高校生と大学生の自信の有無

データ出所：何琦瑜・賓靜蓀&張瀨文 (2012)；「生命教育大調査」(2009)

これは惰性なんだ...(...) 例えば、あるお婆さんがある場所で十年も住んでいると、人脈を構築してきて、その辺の道もわかっていて、ゴミ収集車がいつ来るかなど、色んなことはすでに知ってる。これからもこれらの既有認識、もう知ってるルールを踏まえ従っていくつもりだ。これは惰性だ。

たとえこれはいわゆる詰め込み教育だとしても、夢を剥奪するものだとしても、でも... 試験が測ってるのは必ずしも内容とは限らない。(試験において) 根気強さや創造性や問題解決の手順などは余分だが、それらは割とより重要なことと思う。

問：それならば、また一年間宜蘭高校(宜蘭県のトップ男子高校)に残って、自分はこういう風になりたい？

分からん。まじ分かんないって。これから俺も真剣に試験の準備して、苦勞次第の報いを体験したい。ていうか、正直今まで一度も真剣に勉強したことはない。昔の俺は... 根気なかったし、目標設定が低かったし、何もせずぶらぶらしたからさ。

資源配分システムに依存すること自体は「資源を得る確実性を自分の努力で高める」ためであり「どの資源も得られないリスクや不確実性を減らす」手段であるはずだったが、B君の事例で見えてくるように、**配分プロセスに従う行為は自己目的化しやすい**。マズロー(ドーア 1978)によれば、「欠乏感に駆り立てられる人」は「満足の供給源に借りがなければならず」、「従属変数」として「自ら変容して外部の事態に合わせざるを得ない」。達成感や他者からの評価は既に人間行為を動かせる上、自分のニーズや望みははっきりわからない。「とりあえず配分される資源を多くする」欠乏感に駆り立てられるなら、枠への当てはめ度合い自体を追求することも発生し得る。次第に得たコントロール感など心理的報酬も**自己目的化**を煽り続け、内面的価値への営みも乗っ取られる。マルクスが語った物神性で解釈すれば、通貨的行為が求める配分の枠への当てはめ度合いは商品、貨幣のように、元々は資源を配分する尺度に他ならないにも拘らず、あたかも自身が価値の独立的存在であるかの如く受取られ、物神として崇拜され、逆に人間を支配する。

終わりに

竹内(1996)は大正と平成時代の受験生性質の違いを以て受験に駆り立てるメカニズムの変容が大きいと指摘した。それに対して、本研究は先行研究で元凶とされた進学のある方が既に変わったにも拘らず歪みもまた生み出しているプロセスの分析で、その裏に潜む共通のメカニズム**配分依存**を明らかにした。科举制社会で崇拜された詩賦や八股文にしる、新自由主義に宣揚される科学技術や商業的即戦力にしる、エージェントは資源配分システムに依存する限り、配分の枠へ同化・刈込みをせざるを得ず、形式重視に陥り、人文社会分野も周縁化されるなど、其々の枠に導かれた有害な構造に囚われる。

本稿で展開されたように、配分依存はただ教育の問題ではなく、寧ろ総合的・学際的な普

遍問題であると筆者は考える。配分依存の構造を因果ループ図でのモデル化を兼ねて、今後の総合人間学への橋渡を作り、次の課題とする：

一、エージェントは自力で資源を獲得するリスクを回避したい場合、築かれた資源配分システムに従うことで資源獲得の不確実性を減らせる「契約」への信念を持つと、資源配分システムに対する依存が生じ得る。

二、配分システムの枠への当てはめ度合いが高いほど、質と量においてより「優越的」資源を得られ、次第に枠への高い当てはめ度合いをもたらす易くなる。一方、枠への当てはめ度合いが低ければ、得られる資源も「劣る」ようになり、高い当てはめ度合いをもたらす難くなる。配分された資源の「優越さ」とそれに伴う能動性の違いは格差をもたらすだけでなく、この秩序自体が配分システムに従う契約が資源獲得の確実性を高められる所以である。

三、できる限り格差構造の上に上がり、低くならない欠乏動機に駆り立てられ、エージェントは内面的価値のある行為より、配分の枠への当てはめ度合いを求め、通貨的行為を行う。枠の性質をなぞって枠への同化が生じ、役立たない性質を切り捨てて枠への刈込みも発生する。配分された資源はエージェントの能動性を強く規定するため、それ自体も枠の一種であり、その取り込みを要求し、それに含まれないことを機会費用にさせ、エージェントの同化と刈込みを促す。

四、通貨的行為は内面的価値を空洞化させるため、配分された資源＝当てはめ度合いで買った外にある利益に対する依存や欠乏動機が一層強まる上、当てはめ度合いとそれによって配分された資源はコントロール感や達成感などの心理的報酬を焚き付けるため、当てはめ度合いは自己目的化・物神化され易い。

五、同化と刈込みはエージェントの性質を斉一化させ、枠に当てはまらない性質を周縁化・廃棄させるため、エージェントとその環境システムの全人・多様・均衡性は失われる。内面的価値が空洞化されたことに加え、配分システムに依存しない資源獲得能力＝能動性が一層奪われるため、配分システムに対する依存も深くなる。一方、エージェントの当てはめ度合いで分配られる資源、即ち「生存力」も、益々値動きのように個体レベルで把握できない外部条件に左右されてしまうリスクに迫られるようになる。

六、環境システムの全人・多様・均衡性の喪失は破壊をもたらす、それと配分依存がもたらした格差と個体レベルが外部条件に左右される無力さの併発は、個体から環境システムにまで及ぶ脆弱性を悪化させていくことが予想でき、現代文明に迫っている多くの危機との絡みを解く意味があると筆者は考える。

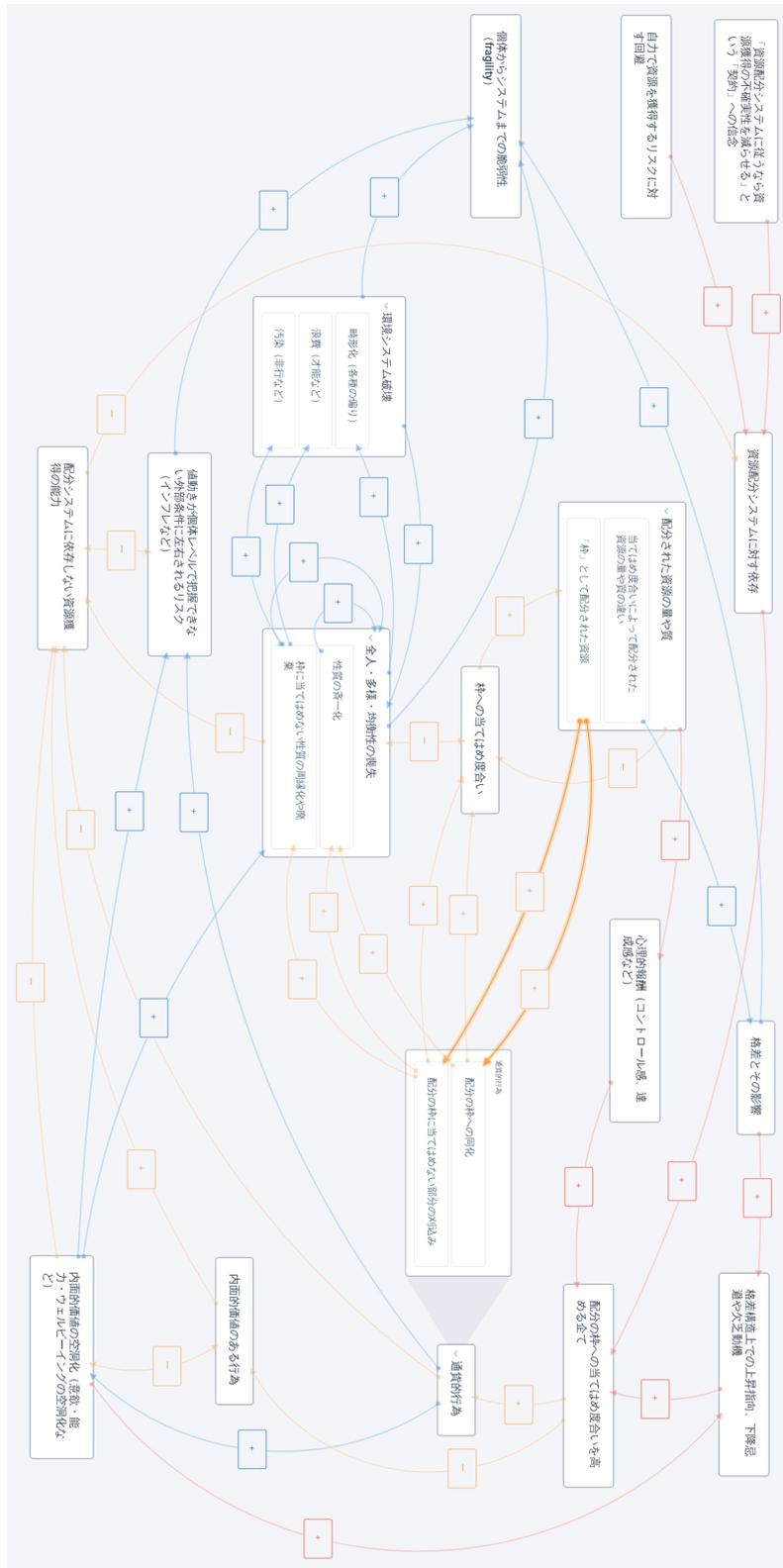


図 13. 配分依存の因果ループ図
 詳しくはこちら：www.plectica.com/maps/73J019XET

参考文献

- 伊藤精男 (2019) 「「当事者視点」活用の方法論: 「当事者」研究者の可能性に向けて」『九州産業大学経営学会経営学論集』
- 大脇康弘 (2001) 「日本における進学競争の変容—認識枠組と分析課題」『大阪教育大学紀要』50 卷 1 号
- 荻谷剛彦 (2008) 『学力と階層: 教育の綻びをどう修正するか』朝日新聞出版
- 竹内洋 (1995) 『日本のメリトクラシー: 構造と心性』京都大学
- (1996) 「大衆受験社会と学卒労働市場」『日本労働社会学会年報』7 号
- J. デューイ (1918) 『民本主義の教育』田制佐重訳、隆文館図書
- 豊永耕平 (2018) 「学歴の価値変動に関する研究動向: 学歴の位置的価値とスキル偏向型技術進歩に着目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』57 号
- 佐貫浩 (2009) 『学力と新自由主義: 「自己責任」から「共に生きる」学力へ』大月書店
- R.B. フリーマン (1977) 『大学出の価値: 教育過剰時代』小黒昌一訳、竹内書店新社
- 北條雅一 (2018) 「学歴収益率についての研究の現状と課題」『日本労働研究雑誌』694 号
- P. ウィリス (1985) 『ハマータウンの野郎ども—学校への反抗・労働への順応』熊沢誠&山田潤訳、筑摩書房
- 森永智子 (2005) 「「受験競争」論再考」『甲南女子大学大学院論集の人間科学研究編』3 号
- 文部科学省 (2020) 『文部科学統計要覧 (令和 2 年版)』
- R. コリンズ (1984) 『資格社会: 教育と階層の歴史社会学』大野雅敏・波平勇夫&新堀通也訳、有信堂高文社
- 李恩珠 (2014) 「韓国社会の学歴主義と私教育熱」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』2 卷 21 号
- R.P. ドーア (1978) 『学歴社会新しい文明病』松居弘道訳、岩波書店
- 王震武 (2002) 『升學主義的成因及其社會心理基礎—一個歷史觀察』「本土心理學研究」17 期
- 王啓仲 (2018) 「「能 K 能玩」: 明星高中的社團活動、升學實作與青少年文化」『台灣社會學』36 期
- 顏學誠 (2014) 「教育與社會秩序: 解析升學主義」『教育實踐與研究』27 卷 1 期
- 教育部 (2010) 『近 16 年我國教育發展統計分析 (83~98 學年度)』
- 教育部 (2020) 『教育統計查詢網』
- 行政院主計處 (2019) 「主計總處統計專區—就業、失業統計」
- 高誌隆 (2015) 『十二年國教免試入學超額比序項目適切性之研究—以 103 學年度中投區為例』臺中教育大學
- 黃毅志&陳怡靖 (2005) 「臺灣的升學問題: 教育社會學理論與研究之檢討」『臺灣教育社會學研究』5 卷 1 期
- 黃春木 (2008) 『台灣社會升學主義的發展與解決對策 (1945-2007)』台灣師範大學
- 煞氣 a 阿鵬 (2020) 『要求 108 新課綱高中課程移除學習歷程檔案一項』公共政策網路參與平臺
- 「生命教育大調查」(2009) 『天下雜誌』
- P. 塔夫 (2017) 『幫助每一個孩子成功』張怡沁訳、親子天下
- 何琦瑜・賓靜蓀 & 張瀨文 (2012) 「十二年國教新挑戰: 搶救「無動力世代」」『親子天下』33 期
- 洪松舟 (2008) 「應試導向的 NCLB 对美国教師教育的影響」『比較教育研究』30 卷 8 期
- 許芳菊 (2010) 「搶救國中生—失落的國中三年」『親子天下』15 期
- 彭森明 (2006) 「92 學年度大一學生之追蹤調查」『台灣高等教育資料庫之建置及相關議題之探討』臺灣師大教育評鑑與發展研究中心
- 楊逸帆 (2016) 『學習的理由』[ドキュメンタリー映画] 牽猴子整合行銷

劉國兆 (2013) 「升學主義、學校生活與課後補習: 一群七年級國中生的課程觀」『教育研究學報』47 卷
2 期

勞動部 (2017) 「產業缺工現況與策略」『行政院排除產業投資障礙解決缺工、缺才記者會』

勞動部 (2020) 「就業服務比率按教育程度分」

W. 戴蒙 (2013) 『邁向目的之路』許芳菊訳、天下雜誌

[よう いつはん／零穿大学・有限会社青醒人共生文化智庫・株式会社雑学校／
教育社会学・システム論]

集合的シンボルによる政治的介入 理論的出発点、方法論のプロセスと分析例

Mit Kollektivsymbolen Politisch Intervenieren. Theoretische Ausgangspunkte, Methodisches Vorgehen, Exemplarische Analysen

ロルフ パール

PARR, Rolf

猪刈 由紀 訳

IKARI, Yuki

要旨

本稿では、間ディスクール分析により、まず集合的シンボル分析の理論的基礎をしめすが、その際、集合的シンボルとは誰もが理解でき、自ら用いることもできるようなものとして定義される。続いて、集合的シンボル分析の方法的プロセスを展開し、最後にグレッタ・トゥンベリのシンボル使用を例に、集合的シンボルによってどのように政治的介入がなされるのか明らかにする。

1. 理論的枠組み：間ディスクール分析の理論

18世紀中葉以来の近現代社会とその文化は、特殊な知的領域においてそれぞれ独自の専門的ディスクールへと分化しただけではなく、それへの回答として、専門分化した諸領域のあいだにあらたな結びつきを再生するような発話形式をも形成したという認識から、間ディスクール理論とその分枝である集合的シンボル分析は生じた（Link / Link-Heer 1990 他）。間ディスクール理論の観点では、ディスクールを結ぶこうした要素とその手続きによって、様々な場で主題化された現代社会の社会的結束は架橋の総体として理解することができる。それは事実上高度に分化し専門化した社会的部分領域を、その全体性はつねに断片的、ばらばらでありつづけねばならないにしろ、「想像の上での生活全体」へと変容する。すると文化全体は、第一に、（自然科学、人文科学などの）特殊ディスクール、あるいは特殊ディスクール集団が、それをそれぞれに形成したということ、第二に、どのような布置ととりわけ階層のうちに文化全体が秩序立てられているかということ、第三に、ディスクールをつなぐ要素は、各文化それぞれに関する特殊なディスクールの境界を超えるいかなる橋を架けるの

か、ということに規定されることになる。

2. 集合的シンボルはなにをなすか

再統合のこうした機能を引き受けるのが、メタファー、比較、アレゴリー、そして誰もが理解し用いることのできるシンボルといった、特に類比を形成するプロセスである。例えば大都会ジャングルという発話は、「文化」と「自然」という社会的な部分領域を結び、ある政治家を「政府チームのトレーナー」と言うことは、「スポーツ」と「政治」を、「コロナウイルスの攻撃」と語ることは、「戦争」と「医療」とを結びつけている。これらすべての事例において私たちが扱っているのは形象性（ラテン語の *pictura*）であり、それは本来それにより指向され、意図されたもの（ラテン語の *subscriptio*）とは別のもの表している。集合的シンボルはこのように、あるひとつの社会的な部分領域を他の領域の構成的メディア（仲介物）となす。

このような集合的シンボルの重要な機能の一つは、高度に専門化した事実関係を一般に理解可能にすることである。これはメディアと政治においてなぜとりわけ頻繁に、文化的、社会的な「キット」として象徴的シンボルが用いられるのかを説明する。特に、複数の専門領域にまたがる知識に関する複雑な事実関係を、広く公衆に向けてコンパクトな場で短時間のうちに、しかし同時にできる限り端的に提示するために使われるのである。メディアの文脈では、ある討論やテーマに関する専門知識が全複雑性のなかで詳細に伝えられるだけの十分な時間（ラジオにおいて）、広い空間（新聞において）、また長い放送時間（テレビにおいて）があるわけではない。したがってテーマや議論に関係する多くの専門知識領域を簡潔に表現するような、日常の身近な具象、すなわち集合的シンボルが用いられるのである。

例として、ひとつの思考実験が役立つだろう。ある政治家が、すべてのアクチュアルな内政、外交上の問題を説明するために二分間の時間を与えられたとする。彼、あるいは彼女はこの状況にあってかなりの確率で、集合的シンボルを用いて高騰する防衛コスト、低下する税収、価格上昇と（関連するすべての統計、計算、予測とともに）高い社会的コストに象徴的な呼び名を与えることだろう。「われわれはベルトを締めなおさねばならない。（Parr 1998 参照）」

したがって集合的シンボルは、文学的な、また（映画やその他の視聴覚メディアを含む）ジャーナリスティックな文章においてのみならず、まさに政治的に介入するような発言や明言にもみられる。ドイツ再統一の際には「共同ドイツの家」を再建するのだったし、2008年の金融危機では、象徴的な「金融市場火災」が消火されたのだったし、政治家は最終的な金融制度の崩壊に抗する防壁を打ち立てた「消防士」となった。そしてコロナ大流行の始まり以来、ウイルスに対して、まさに「勝利」以外は何にも問題とはならないような、軍事的な意味合いの「闘い」が口にされるようになっていく。

メディア的政治的な公論空間に属そうとするものはまさに、— これらの数例がすでに示し

ている通り、集合的シンボルを用いるよう強いられているようである。これはとりわけラジオ、テレビ、インターネット上での報道、新聞が、複合的な声明や、多岐にわたる政治的プログラム、長い演説のうちから、たいてい圧縮に適した集合的シンボルを選び引用しているという観察から証明される。

したがって、政治的に介入する発言や議論の少なくない部分が（例えば環境危機について）集合的シンボルによって縁どられているということは、驚くには値しない。そこではそうしたシンボル群と結びついた評価が、結束し、すなわち一致したディスкурールの、また政治的でもあるような立場を明確にすることを可能にする。そしてとりわけ、それにより集合的シンボルはその受容者を、特定の行動を容易に起こさせるような主体的状況に置く。というのも、だれが共同の家に住み、火事にさらされ、あるいは生死をかけた戦いに負けたいと思うだろうか。もし大統領がコロナウイルスを疑似軍事的に戦う敵として認識しているなら、自らを見えない敵と戦う戦時下大統領と呼ぶことは驚くことではない。

3. 集合的シンボルの定義基準

集合的シンボルが間ディスクール論的観点からみた専門ディスクールと専門領域の連結を表しているとするなら、意味論的な観点からすれば、それは複雑で画像的に動機づけられ、パラダイム的に拡張された徴を扱っていることになる。それらは以下のように定義される。

第一に、集合的シンボルとは、図像としての面 (Pictura) と本来の、図像によって意図されたもの (Subscriptio 図像に帰され、図像により描かれたもの・「意味」としての面とを統合している。それらはしたがって二項から成り立つ (語用については Link 1978; Drews/Gerhard/Link 1985; Becker/Gerhard/Link 1997)。

第二に、図像面は、それ自体がより長く複雑なテキスト／図像的相関をとぎれなく構成するような、おおくの部分的な像の組み合わせから成っている。統語論的にみれば、図像要素 pictura はそのつど一つの意味的要素 subscriptio に配分され (例えば「闘争／勝利」の図像要素は「戦争」の意味 subscriptio と)、ある集合的シンボルの図像面と描かれたもの subscriptio の面とは、パラダイム的には少なくとも原初的な同位体へと拡張している。この多項性が、集合的シンボルを古典的なメタファー (隠喩) から区別するのである。

第三に、図像とそれに帰された意味との関係は、より詳しく規定される。それは完全に恣意的なのではなく、意味論的に動機付けられている。たとえばゆっくりと沈んでいく風船の図像では、株式購入の広告シンボルとはなりえない。

第四に、集合的シンボルはアイコンたる指標を満たしている。つまり、図像的要素は具体的に表現される。それが集合的シンボルであるかどうかを試すひとつの単純なテストは、図像に対応するテキストが例えば風刺へと転用できるかどうかである。最後に五つ目の指標は、多義性への傾向、すなわち一つの絵のもとに様々の意味を形成しうる (ただし恣意的に

ではなく) という点である。

4. 集合的シンボルシステム

集合的シンボルは個別現象ではない。むしろ全体として、互いに緊密に関係した、歴史的に変形され、共時的にはしかしおおいに安定し、それによってある文化において関連する議論と出来事がコード化されうるような、見解形式の内的に一貫したシステムを形成する。

システムがこのような性格を持つのは、集合的シンボルが図像の面でも、それに帰されたもの(意味)の面でも、パラダイムの同等級へむかう傾向をもち、それにより相互交換に適していることの結果である。ひとつには、様々な社会的部分領域の図像要素は、同じままである「意味」のもとに相互交換されうる。そうして、大都市は有機体として(頭、心臓、さまざまな肢体、血管などをもつ)、時に昆虫のひしめきとして、あるいはまた複合機械として表現され、しかしまた、非常な蒸気のもとにあるボイラーとしても言い表される。そこから互いに代替可能な絵が(図象の鎖)同じ意味のままで(subscriptio)生じる。例えば、東京は日本の金融資本の心臓である、とは、東京が「そこで歯車が互いにかみ合う、完璧にうごく資本機械のモーター、日本経済のつねに成長し続ける中心的有機体だ」ということである。恐ろしい大都市という、その中心において同じ意味のままであって、互いに代替可能な図像的要素のもうひとつの連鎖の例としては、例えば、怪物クラーケ、モロク神、ジャングル、密林、迷路などがあげられる。

これが集合的シンボルの連鎖の最初の局面であるならば、逆に様々な事実が一つの像のもとに潜在させられる第二の局面がそれに加わる。すなわち同一の図像(pictura)が、例えば、経済先進国のエコロジー的バランスシートにおける失敗の多様な事実(subscriptiones)を表しうる。「短期間に過剰な二酸化炭素」、「わずかな台数の電気自動車」「家屋の密閉性の不足」など。連鎖のこれらの局面は、一つの図のもとでの様々な描かれたもの(subscriptiones)の融通、スライディングにかかわっているのである。

第一に同一でありつづける意味のもとでの図像 Bilder の連鎖、第二に異なる絵 Bilder によるひとつの図 pictura の実現という、この二つの構造的局面から、共時的なシステムとしての集合的シンボルの性格が生じる。西ヨーロッパでは、様々な個々の約 100 から 150 におよぶ関連するシンボルから成り立つような(それらのうちにはとりわけ、乗り物、構造物、あるいは身体シンボルが含まれる)共時的なシステムであり、交換可能性によって緊密に結ばれた二つの局面によって、互いに組み合わせられている。集合的シンボルのこのシステムは、メディアの政治的ディスクールでのあらゆる種類の出来事をコード化するためにいつも繰り返し用いられる。

5. 集合的シンボルの分析

集合的シンボルは、二本立ての図式を用いると非常に簡単に分析できる。最初の工程では、ひとまずテキストの中に見つけられる図像と意味要素を持つすべてをリストアップし、次にテキストの中、あるいはテキスト集積のなかのそれらをいったん明示化、すなわち実際にテキスト中における要素を表示する。この最初の工程の結果においてはふつう、図像的面でも意味的面でも、空白ができる。第二の工程ではこの空白を埋める必要がある。すなわち、図像的要素と意味的要素において空白を埋めるのだが、その際、意味が形成されるかどうかは、既存の要素が示す。ここには（意味的な）余地、遊びがあるが（定義指標5 多義性）、そうはいつでも全シンボルが許すかどうかの制限のうちでのことである。この穴埋め工程は、図像から意味の方向へも、またその逆の向きにも起こりうる。

図像の側のみで展開し意味への参照を持たないテキストというものは、まれにしかありえない。その結果は、集合的シンボルの（あるいは多くの互いに結びついたシンボルの）特殊な使用を理解可能にする。これをもっともよく示すのは具体的な例で、ここではドイツの週刊誌「ディー・ツァイト」の、アメリカ社会は分断されているのかについての記事を引く。まずこう始まる。

アメリカ合衆国にウイルスが侵入したとき、ウイルスはすでに重い病の兆候を示していた国を前にして、それを容赦なく利用した。慢性の苦しみ – 腐敗した政治的階級、硬直化した官僚制、無慈悲な経済、分断され、注意を逸らされている住民 – は長年にわたり治療を受けては来なかった。それらがいかに重症であったかは、大流行の経験を経てようやく明らかになった。我々アメリカ国民が重度の危険にあるハイリスク集団であるとの認識は、我々を激しく動揺させた。(Packer 2020, 2)

図像要素と意味要素の二柱の図式として、ここで用いられた病気のシンボルは以下のように整理できる（テキスト中では明示されていない要素はカギカッコ内）。

	Pictura		Subscriptio
p 1	重度の病歴 schwere Vorerkrankungen	s 1	[すでに長く知られたアメリカ社会の問題]
p 2	慢性の苦しみ chronische Leiden	s 2	a: 腐敗した政治階級 b: 硬直化した官僚制 c: 無慈悲な経済 d: 分断され、注意を逸らされた住民

	Pictura		Subscriptio
p 3	長年治療されてい ない	s 3	社会問題は無視されてきた
p 4	[重症の][苦しみ]	s 4	[社会秩序を揺るがす苦しみ]
p 5	ハイリスク集団	s 5	a: [ことのほか危機に瀕した社会] b: [崩壊の危機にある社会]

こうした分析を個々のテキストについてだけでなく幅広いテキスト群を対象におこなうことで、繰り返されるシンボル使用についての明言がされる。どのシンボルが同一の事実について、またその逆に、どういった異なる事実が同一のシンボル使用によって互いに結びつけられてもちいられるのか、そして—しばしば少なくとも同じくらい興味深いことには—どういった事実はそうでないのかについての明言である。

ある具体的な議論や政治的対立でシンボルの連鎖が関与したプラスかマイナスの評価を補足的に見るなら、その時々に取りられたディスクールの立場についての明言がなされる。すなわち、そこで取られる立場は、すでにあるものを確認するのか？ それへの代替案は作られるのか？あるいはその集合的シンボルについて産出された立場は、干渉すら表現するのか？こうしたディスクールの立場についての知識は、ディスクールの戦略を考察するための前提である。どのシンボルがどの—例えば、文化的な、あるいは政治的な—関連において、どの目的に対して有意義に用いられうるか？ 成功裏に広く一般に用いられるシンボル、しかし独自のディスクールの立場に合致しないシンボルについての最善の反応はどのようなものか？ だれがそうしたシンボルによってどのディスクールの立場を代表するのかを問うならば、最終的に担い手についての明言もなされることになる。そしてなによりも、集合的シンボルによって呼び起こされる反応において、どのシンボルが政治的介入やそれと結びついた価値評価的立場に殊に適しているのかを見ることができる。

6. グレタ・トゥンベリと「燃えている家」の集合的シンボル

集合的シンボルを用いた政治的介入の一つの良い例は、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリの談話である。およそ2018年からのトゥンベリによる発言を時系列的に振り返ると、あれこれのレトリック要素が見られるものの、集合的シンボルはまずは用いられてはいないということに気づく。これが変わるのは2019年1月25日、ダボスで開かれた第49回世界経済フォーラムでのことである。燃える家のシンボルではじまり、講演の全体を我々は12時5分前の状況にあるという危機のシナリオに結び付けている。これはよく行われることだ、というのも危機的シナリオとそうした状況での行動の可能性は、集合的シン

ボルとさまざまに結びついているからである (vgl. Parr 2013b)。この講演は確かにこれまで最も頻繁に引用され、そしてそのことは、この講演がとりわけ意味に富み、集合的シンボルを用いた表現で、特にメディアの注目を引き付け、そうして代表的な政治的立場をも引き寄せることができたことを証している。

燃えている家という集合的シンボルは、本来は二つのたがいに関連するシンボル、すなわち火事と家であり、この二つを最も緊密な空間でそこからみちびきうる主体的状況に結び付けて、トゥンベリは世界経済フォーラムの講演を始めている。

私たちの家は燃えている。

わたしは、私たちの家が燃えていると言うためにここにいます。

気候評議会によれば、12年しないうちに、間違いをもちや訂正できなくなる事態に至る時点にいるのです。この猶予の間に例外なく社会のすべての方面で変化が生じなければなりません。そこには二酸化炭素排出量の少なくとも50パーセント削減することも含まれます。(Thunberg 2019c, 43)(1)

これは気候政策的な介入として、多くの理由と多くの次元で、大変巧みになされたものだった。集合的シンボルの次元では、燃えている家、という図像は具体的であると同時に十分に抽象的でもある。様々な異なるシンボリックな家を含むことができ、それはヨーロッパの家、アメリカの家、あるいは全世界の家や、単純にもっとも二酸化炭素を排出する国々も指しうるのである。それによりトゥンベリは自分の聴衆に、意味の側での図像の具体化を任せている。第三の、いくらか長いパッセージは、12時5分まえの危機シナリオで、そこで燃えている家のシンボルと、それにより自分の家が燃えているのを目にするという、人を落ち着かなくさせる主体的状況を展開している。講演の最後になってようやくトゥンベリはシンボルと主体的状況を再び取り上げるが、しかし修辭的に巧みなことに逆の順番で行われ、まず逆の徴、すなわち聴衆に受け入れられている間違っただ反応と、それと結びついた間違っただ主体的状況を非難して、聴衆たちははれとは異なる状況へ、すなわち差し迫る気候大災害という危機的シナリオへと身を置き換えられて、そして最後にこれらすべてがもう一度、燃えている家のシンボルと組み合わせられ、図像と主体的状況は緊密にひとつの端的な文に要約される。

大人はいつも言う。わたしたちは若いひとたちにたいして、希望を抱かせる責任を負っていると。でも、わたしには大人たちの希望などいらない。大人たちが希望に満ちていることなど望まない。私が望むのは、あなたたち大人がパニックに陥ること。わたしは、大人たちが日々わたしが感じているのと同じ不安を抱えることを望み、あなたがた大人たちが行動することを望む。わたしは、あなたたちが危機にあることを望んでいる。わたしは、あなたたちが自分の家が燃えているときに行動することを望む。だって実際にそれが起こっているのだから。(Thunberg 2019c, 48)(2)

集合的シンボルと主体的状況はここではクライマックスとして構想されている。それは気候政策のかじ取りのひっ迫を強調し、共に住む家であるこの星を救うために、政治とすべての人が直ちに行動することを求めている (Greve 2019, 116)。さらに別の機会には、トゥンベリはシンボルと主体的状況の組み合わせを強調している。フェイスブックの2019年2月2日の投稿で、「大人がパニックに陥っていることをわたしは望むというとき、わたしが意図しているのは、

わたしたちが危機を危機として扱わねばならない、ということです。あなたたちの家が燃えているとき、あなたたちは腰かけたまま、火が消えたあと家を再建できればどんなにいいだろうなどと語り合っているのでしょうか。あなたたちの家が燃えているとき、あなたたちは駆け出して皆が外にいるかと心配し、消防士を呼ぶでしょう。ある種のパニックが求められるのです。(Thunberg 2019c, 54)(3)

トゥンベリがここでしていることは、自分のフェイスブックのフォロワーを前に、まるで舞台の上のように、自らを通じて広まった集合的シンボルを解釈することに他ならない。そしてそこで、シンボルに結びつけられた意味 *subscriptio* と、彼女が聴衆をそこに置きたいと考える主体的状況をさらに明確化しているのである。

家が燃えている。人はパニックに陥り、自分を救うべく行動する。家を救おうとするのである。例えば消火のために消防士を呼ぶ。これらすべては気候危機に関連づけられ、この星は文字通り燃えているのであり、私たちは滅亡を前にしているのだから、パニックはまさにそれにふさわしいのだと、トゥンベリは強調する。なるべく早く対応することが必要な主体的状況なのである。トゥンベリは、まずは集合的シンボルを用いて、アピール力を最大化することを目指す。最終的には「燃えている家」の講演の「単なる」象徴としての性格を否定する。(Greve 2019, 116)

これに続く講演で (2019年4月16日、シュトラスブールのヨーロッパ議会)、トゥンベリは基本となる「燃えている自分の家」のシンボルを離れ、第一に個々の図像要素をつけ加え、そうすることでシンボル性を拡大した。(焼け落ちる家 [Thunberg 2019d])。第二に、そこに聴衆が置こうとする主体的状況をさらに先鋭化し、第三に、あたらしいシンボルが付け加えられた(「砂上の楼閣」、「分かれ道」 [Thunberg 2019d], [Thunberg 2019c, 64])、そして第四に、短い証例として現時点でのアクチュアルな火災の例が挙げられる。パリのノートルダム寺院と南米の森林火災である。これは2020年夏のカリフォルニアでの山火事のような生じつつある事態を、地球という燃えている家のシンボルのもとに包摂している。

グレタ・トゥンベリは – こうまとめることができよう – 集合的シンボル「燃えている私たちの家」を数週間で気候危機の議論のうちに確固として確立し、その際には彼女自身の独自のディスクールの、政治的な立場を強化し、多数の人々に – もはや若い人々にだけむけたで

はない – 逸話向けの魅力的なディスクールのインターフェイスを用意して見せたのだった。

これがいかに有効であったか、また依然として有効であることを示すのは、印刷メディア、ウェブ、ツイッターやフェイスブックそのほかの多くのソーシャルメディアでのすでに非常に広範にわたる受容である。そこではこのシンボル性が取り上げられ、創造的に手が加えられ、言語メディアを超えて強められ、風刺画、バナー、プラカード、コラージュなどの図像的な形でも再生産された (vgl. dazu Greve 2019)。これが可能になるのは集合的シンボルの図像的性格によっている。多くの場合、とても簡単に図像的に表現でき、そのためメディアを横断する可能性の基盤をつねに持っているからである。

集合的シンボルと結びつきうるのは、正真正銘の図像 (アイコン) へと固定し定着しうるような特徴的絵図である。したがって例えば、風刺画や印刷メディアの表紙上での、顕著に視覚的なグレタ・トゥンベリの登場は、彼女の丸い頭が地球として描かれるといったかたちで、集合的シンボル「私たちの家は燃えている」との組み合わせに見られるのである (例えばヴェルト紙 2019 年 12 月 9 日掲載のオリヴァー・ショーフによる風刺画を参照)。(4)

7. まとめ

集合的シンボルとはこのように、公的・政治的発言とコミュニケーションのひとつの重要な要素である。これを用いて介入し、政治的立場を成功裏に代表し、またそれを宣伝しようとするものは、集合的シンボル機能の有り様と可能性とに十分に通じていることが望まれるのである。

注

- 1) 英語原文: »Our house is on fire, I am here to say our house is on fire. According to the IPCC we are less than 12 years away from not being able to undo our mistakes.«. (Thunberg 2019a).
- 2) 英語原文: »Adults keep saying we owe it to the young people to give them hope. But I don't want your hope, I don't want you to be hopeful. I want you to panic, I want you to feel the fear I feel every day. And then I want you to act, I want you to act as if you would in a crisis. I want you to act as if the house was on fire, because it is.«. (Thunberg 2019a)
- 3) 英語原文 »And when I say that I want you to panic I mean that we need the crisis as a crisis. When your house is on fire you don't sit down and talk about how nice you can rebuild it once you put out the fire. If your house is on fire you run outside and make sure that everyone is out while you call the fire department. That requires some level of panic.«. (Thunberg 2019b)
- 4) 次の文献もごらんください: »Planet Erde mit Greta-farmen, die Welt braucht junge Klimaaktivisten. Vector Illustration«.
<https://www.canstockphoto.at/planet-erde-m%C3%A4dels-z%C3%B6pfe-70611947.html>.

[ロルフ パール / Duisburg-Essen 大学教授 / ドイツ文学、メディア論]

[訳者: いかり ゆき / 上智大学、東洋大学、聖徳大学非常勤講師 / ドイツ・ヨーロッパ中近世史]

人間の宗教性に関する若干の考察

Some Observations on Human Religious Nature

三浦 永光

MIURA, Nagamitsu

序

宗教について語るのは難しい。そもそも宗教をどう定義するかについて、定義が無数にあるといわれる。この小論は宗教に関して筆者に重要だと思われる論点を取り上げ、いくつかの先行研究を参考にしながら、個人的な意見をのべるにすぎない。

○ ハレとケ、聖なるものと俗なるもの

民俗宗教において古来、ハレ（晴れ、霽）とケ（褻）という言葉があり、時間論を含む日本人の伝統的な世界観を示している。ケは普段の日常生活のことを指し、ハレは非日常の、特別の日を意味する。たとえば大晦日と正月、年の初めに五穀豊穡を祈る祈年祭、夏のお盆、春秋のお彼岸（春分と秋分の日）、秋には田の神に豊作を感謝する祭りなどの年中行事はハレの日である。また結婚式と新たな生命の誕生のようなめでたいハレの日もあれば、身近な者の死と葬儀（通過儀礼）、災害被害、家族の病気などの不幸なハレもある。

人間生活と生命世界は一年の春から夏へ、秋から冬へと季節が推移していく中で営まれる。生活は一瞬たりとも留まることを知らず、子供たちは成長し、大人たちは一步一步老いていく。その中でハレとケが交互にやって来るのである（桜 1987a・1987b；宮家 1994；菌田 1985；柳田 1977・1956）。

ハレとケの区別は「聖なるもの」と「俗なるもの」の区別に近いと思われる。ロジェ・カイヨワは、聖なるものと俗なるものはいずれも人間生活の展開に本質的な要素であるという。俗なるものは日常生活（労働、食、家族の世話、社会生活における人との付き合い）が営まれる環境としての領域であり、また聖なるものは生活を創造し、維持し更新するための尽きることのない源泉として必要不可欠なものであるという（カイヨワ 1994）。そしてカイヨワによれば、聖なるものに触れる機会は宗教的経験に他ならないという。人々が聖なるものに出会って恐怖に捉われ、心がいわば麻痺状態に陥る（たとえば、身近な者の死）。しかしまた聖なるものに出会って希望が湧いてくるときもある（西洋でのクリスマス、復活祭、また世界に共通に見られる正月を祝う慣行、結婚式など、仏教国での灌仏会<いわゆる花祭り>）。この日も日常生活の平凡な反復から解放されて心が一新されるときである。

もしこのように「ハレ」と「聖なるもの」を宗教的経験として理解できるとすれば、人間生活にとって宗教的経験は本質的で不可欠なものと言えるのではないだろうか。人間の生命が山川草木と大小あらゆる種類の鳥獣虫魚にわたる生命界とともに季節の移り変わりを画するとき、また人間を含む個人的生命の更新が起きるとき、そこに生命に対する畏れと厳粛さを覚えざるをえない。そしてこの経験は人間を悠久の過去の歴史に思いを馳せるよう導く。また現在が悠久の未来へと続くことを想像せずにはいられない。自分が立っているこの現在は悠久の過去と悠久の未来との間の一点なのだを知るとき、震えるような畏れを感じる。それは宗教的な経験と呼んでよいのではないだろうか。秋の空に雲が浮かび、どこまでも高い天空を見つめると、自己の卑小な存在に比べて宇宙は何と無限に大きいのだろうと不思議な思いに捉われる。それは一種の宗教的な経験ではないだろうか。自分は大自然の中で大海の一滴にすぎない、また土に帰する塵でしかないと自覚するとき、それは一種の宗教的経験であろう。

○ 宗教的経験は感情レベルで起こる

次に、個人が宗教的経験をするのは感情レベルにおいてであることについてのべたい。デカルトは「われ思う。ゆえにわれあり」と語った。人間は思考することにおいて他の動物から区別されるのであり、人間は思考において偉大であると語った。またパスカルは、人間は「考える葦」であると言った（デカルト 1997；パスカル 1973）。葦は風にそよぐ、弱く折れやすい存在である。人間は葦と同様に傷つきやすい身体的存在であるにもかかわらず、思考するという意味では偉大な存在でもある。デカルトもパスカルも人間の本質を思考に見出している。たしかに、人間は思考することに他の動物と違う特徴をもっている。人間は社会的生活の中で生きており、社会生活に必要な言語能力を発達させ、意思疎通（コミュニケーション）を可能にした。思考は言語において個々の体験を一般化、抽象化、概念化することによってコミュニケーションを容易にした。思考が人間生活において重要な役割を果たしていることは疑いない。

しかし人間は思考とともに感情の能力をもっている。感情の能力は人間の身体的存在に根ざしており、思考よりもいっそう身体的構造に近い関係にある。感情は思考よりも繊細かつ敏感な感受性を持ち、外界の事物とその動きに対して、また身体的状態の変化に対して機敏に反応する。さきほど触れたパスカルの「考える葦」の「考える」・「思考」はデカルトの数学的・幾何学的「思考」とはかなり性格を異にし、むしろ思索、瞑想と感情を含んだ心のレベル（「幾何学的精神」に対する「繊細の精神」）を表しているように思われる。

I・カントは『単なる理性の限界内の宗教』（1788）において理性に適った宗教を論じている。しかし彼はまた理性の二種類の用法があるとのべ、純粹理性の理論的用法と実践的用法を区別している（カント 1965：207 - 217）。前者は感性界の認識に関わるのに対して、後者は行為を決定する意志に関わるものである。彼が宗教を論ずるさいの理性は後者、すなわ

ち実践理性である。カントによれば、実践理性は、理論理性と違って、道徳性に適った幸福としての最高善を求めて魂の不死を「要請」する。またそれは最高善の原因としての神の存在を「要請」という（カント 1965：313 - 316）。したがってカントの実践理性は、理論的・認識的な理性とは違って、思索的な想像力を拡大して宗教の世界を自身の力で「要請」し、創造している。その意味では彼の実践理性は感情と想像力に近いものといえるであろう。

これまで宗教が感情レベルで経験されることをのべた。さて、感情は喜びと楽しさのほかにつねに多かれ少なかれ心配と悩みをも含んでいる。自己の過去における挫折感と後悔、または自己の過去の行為に対する罪悪感に苦しんだりもする。あるいは何らかの原因による神経症に捉われてもいる。

ウィリアム・ジェームズは『宗教的経験の諸相』（1902）において、恐怖・苦悩・病める自己から突然転換して慰め、平安、希望を得たと告白した個人の経験の多数の事例（たとえばマルティン・ルター、ジョージ・フォックス、ジョン・バニヤン、ヘンリー・ソロー、レフトルストイ、ほか無名の多くの人たち）を報告している。ジェームズはそれらの多くを宗教的経験と見做している（ジェームズ 1988、上巻）。

この種の宗教的経験をした人として浄土真宗の宗祖・親鸞を挙げることができるであろう。親鸞は比叡山延暦寺で長年修行を積んだけれども、一向に悟りに達したという確信を得られなかった。彼は救世観音の化身とされる聖徳太子を祀る六角堂に参籠した末に夢のお告げを受け（「六角夢告」）、天台宗から専修念仏と妻帯への決断に到った。彼は法然の許で称名念仏を学び、朝廷の念仏停止の宣旨により法然とともに流刑の処罰を受けたにもかかわらず、布教を続け、法然の死後、浄土真宗を開いたのである。この意味において六角夢告は親鸞の人生における分岐点となる宗教的経験であった（石田 1968：14 - 20；梅原 2012：134 - 148；梅原 2014：151 - 156；名畑・多屋頼 1964：219 - 222）。

「聖なるもの」の性格を明らかにすることによって、宗教的経験をカイヨワとは異なる観点から解明したのがルードルフ・オットーである。オットーは『聖なるもの』（1917）において「聖なるもの」が合理性と非合理性の両方をもっているという。一方で、聖なるものは絶対、全知、全能、必然、本質、善、愛、完全、などの合理的理念を帯びている。他方で、聖なるものの非合理性は概念的には表現できない心情的なものであり、オットーはこれをヌミノーゼ *Das Numinöse*（神的なものに出会うさいの感情）と呼ぶ（オットー 1967：313 - 316）。

彼はこのヌミノーゼを次の六つの要素からなる複合的なものであるという。第一に、被造者感情。人は聖なるものの前に立つとき、荘厳な感情と靈感に満たされ、自己が聖なるものに依存しており、聖なるものによって造られたものだという感情に捉われる。第二に、聖なるもの前で抱く震えるほどの畏怖の感情、威厳（尊厳）の感情、力あるもの、不思議な秘儀に接しているという感情である。第三に、畏怖の感情、威厳の感情から聖なるものへの賛美と賛歌の思いが現れる。第四に、ヌミノーゼは心を惹きつけるもの、不思議に法悦に導くもの、狂喜へと魅するものである。第五に、ヌミノーゼは巨怪なるもの（*Das Ungeheure*）、

気味の悪いもの、怒って威圧的なものとして出現する。第六に、ヌミノーゼは神聖なもの、崇高なものの感情を抱かせる。それは、第二の要素でみたように、ヌーメンが人の自己無価値と卑下の感情を引き起こすからである。ヌミノーゼは以上のような六つの要素から成っている非合理的な感情を生み出すものだというのである。

オッターにおけるヌミノーゼの記述は、人間存在が感情レベルにおいて言葉には言い表しがたい恐れや聖なるものと出会う非合理的な世界に生きていることを示している。たしかに人間の思考と言語能力はこの非合理的な宗教的な経験を言葉に表現し、概念化し、合理化しようと懸命に務めるのであるが、それにはおのずと限界がある。人間にとって、聖なるものは避けて通れない、本質的なもの、たえずつきまどってくるものであるといえよう。

感情と感受性の重要性を指摘している人として『沈黙の春』で有名なレイチェル・カーソンがいる。彼女は『センス・オブ・ワンダー』の中でこういう。

子どもたちの世界は、いつも生き生きとして新鮮で美しく、驚きと感激にみちあふれています。残念なことに、わたしたちの多くは大人になるまえに澄みきった洞察力や、美しいもの、畏敬すべきものへの直観力をにぶらせ、あるときはまったく失ってしまいます。もしもわたしが、すべての子どもの成長を見守る善良な妖精に話しかける力をもっているとしたら、世界中の子どもに、生涯消えることのない「センス・オブ・ワンダー＝神秘さや不思議さに目を見はる感性」を授けてほしいとたのむでしょう。…わたしは、子どもにとっても、どのようにして子どもを教育すべきか頭をなやませている親にとっても、「知る」ことは「感じる」ことの半分も重要ではないと固く信じています。子どもたちがであう事実のひとつひとつが、やがて知識や知恵を生み出す種子だとしたら、さまざまな情緒やゆたかな感受性は、この種子をはぐくむ肥沃な土壌です。幼い子ども時代は、この土壌を耕すときです。美しいものを美しいと感じる感覚、新しいものや未知なものにふれたときの感激、思いやり、憐れみ、賛嘆や愛情などのさまざまな形の感情がひとたびよびさまされると、次はその対象となるものについてもっとよく知りたいと思うようになります。そのようにして見つけ出した知識はしっかりと身につきます（カーソン 1966：23 - 26）。

カーソンは知識の前提条件としての感情と感受性がいかに大切かを見事に語っている。自然界の事物と生き物、また社会の人々を見るさいの豊かな感情と価値感確かな知識とその方向性を養ってくれるという。とくに「畏敬すべきものへの直観力」は聖なるものを捉える感性を意味していると思われる。感情が宗教性に入る入り口であるといえるであろう。

○「意識下に隠された自己」の覚醒

さきに個人が瞑想や祈りにおいて突然、解放、慰め、希望、歓喜、回心などの宗教的経験をすることに触れた。それは何らかの人格的崇拝対象（神や如来など）に出会ったという経

験でもあれば、自然と人間世界が以前と全く別様に見えてきたという体験の場合もある。たとえばキリスト教の場合、パウロの回心の体験が叙述されている個所において、パウロがイエスから呼びかけられる声を聞く。その体験から目覚めた後、パウロはイエスが神の子であることを宣べ伝えるようになったという（新約聖書、使徒言行録9：3 - 22）。この体験を宗教心理学的に見ると、イエスがパウロに呼びかけていると意識されているが、それはじつはパウロの意識的自己の下に隠されている潜在意識的自己にほかならないと思われる。

また先に言及した親鸞の「六角夢告」についても同様なことがいえる。親鸞が六角堂で聞いた夢のお告げは親鸞が救世観音の化身とされる聖徳太子と出会い、その声を聞いたのではなく、親鸞の意識的自己の下に隠されていた潜在意識的自己の声にほかならない。

さらにイスラム教の創始者ムハンマドが610年に天啓を受け、神の言葉を伝えたものが『コーラン』に記されていると言われている。しかし彼が聞いた神の言葉はじつは彼が密かに無意識的に抱いていた思いが内発的な生命力によって意識の明るみに浮き上がってきたものにほかならない（井筒1983：3-96；井筒1991：23 - 80；藤本1971：3 - 38；ジェームズ1970下巻：333）。

さきにカントにおける実践理性が神の現存在と魂の不死を「要請」することを見た。それは言い換えれば、人間は感情の想像力と創造力によって宗教を創造するのである。古来、人間は自己の内なる根源的欲求に応じて宗教の世界を創り、それを伝えてきたのである。

○ 世界宗教と宗教的多元論

個人の宗教的経験とは別に、既成の組織化され制度化された世界宗教がある。世界宗教とは複数の民族または国に信徒を広げている宗教である。たとえばキリスト教がある。これはさらにカトリックとプロテスタントに大別され、両者はさらに諸派に分かれている。またヒンズー教は南アジア諸国と東南アジア諸国に信徒をもっている。さらに仏教も東アジア諸国に広がっているが、これはゴータマ・ブッダに始まる原始仏教と紀元前一世紀ごろに始まる大乘仏教に大別される。日本仏教では聖道門と浄土門に分かれ、前者は真言宗、天台宗、禅宗などに分けられる。浄土門では浄土宗と浄土真宗がある。イスラム教は主にスンニ派とシーア派に分かれ、中東諸国と東南アジア諸国に広がっている。

単一の民族に限定される民族宗教としては、ユダヤ教、道教、神道など多数ある。さらに近代以後に生まれた国内の新興宗教も多数存在する。

世界宗教の崇拝対象はもちろんさまざまであるが、比較宗教学または宗教心理学の観点から、これらの崇拝対象を包括する語として「神的なもの」、または「究極的实在」と呼ぶとすれば、これはキリスト教では神、または三位一体の神（父なる神、子なるキリスト、聖霊）である。ヒンズー教ではヴィシュヌ神、シヴァ神、ブラフマー神などがある。仏教（大乘仏教）では、「神的なもの」は仏（ほとけ）、釈迦如来、大日如来、阿弥陀如来（阿弥陀仏）、救世観音など多種ある。唯一神教であるイスラム教では、神アッラーである。

多くの既成宗教は世界唯一の真理と救いの道を主張しているから、他の宗教に対して原則的に排他的性格をもつ。民族宗教は他民族の宗教に対してしばしば排他的であり、国粹的な性格を帯びる。また一部の世界宗教は自己の神が絶対的であり、他の神を信ずることを許容しない。キリスト教とイスラム教がこれに該当する。ヒンズー教徒とイスラム教徒は南アジア諸国において（政治的・領土的原因も絡んで）紛争を起こした歴史をもち、今日まで続いている。これに反して、仏教は上に見たように、さまざまな崇拝対象をもち、多神教的であるから、排他的ではない。ただし仏教は歴史的に見れば、しばしば国内の支配層と結びつき、下層階級に対して差別的であったことは否定しがたい。

歴史的に見れば、異教征伐と宗教戦争があった。中世ヨーロッパにおいてキリスト教国によるイスラム教国に対する十字軍遠征が行われた。中世のフランスにおいてカタリ派・ヴァルド派（禁欲生活・菜食と完徳を説き、実践する民衆運動）に対する異端審問と弾圧が行われた。16世紀・17世紀には宗教改革に端を発したカトリックとプロテスタントの間に宗教戦争が闘われたこともあった。

18世紀の啓蒙思想の普及とアンシャンレジーム（旧体制）に反旗を翻すフランス革命が勃発した時代、既成の宗教を否定する唯物論や無神論が生まれた。たとえばH・ドルバックは『自然の体系』（1770）において唯物論と無神論を展開している。またカール・マルクスは『ヘーゲル法哲学批判序説』（1843）において、宗教は貧しい民衆が悲惨な現実を忘れて幻想的幸福に浸るために与えられた「民衆の阿片」だとのべた。さらにウィリアム・ジェームズは身体的悩みだけでなく心の悩みもすべて身体的・生理的不調と診断する「医学的唯物論」に言及している。最近ではリチャード・ドーキンスが『神は妄想である』において無神論を主張している（ドーキンス：2007）。

いずれの世界宗教も固有の世界観と救いの道をもっている。人格的実在を崇拝する宗教がある一方、人格的実在を崇拝しつつ、非人格的真理をも説く宗教（ヒンズー教の梵我一如、仏教の涅槃など）もある。J・ヒックによれば、非人格的真理は実体というよりは霊的な力の場であり、意識の様態であるという（ヒック 2008：84、62）。言い換えれば、非人格的真理は個人が集中して真理を把握する意識の様相にほかならない。ヒックは人格的崇拝対象と非人格的真理に共通する用語として「究極の実在」と呼ぶことを提案している。そして各宗教に共通の真理と救いの教えは「自己中心から究極の実在中心への人間存在の変革」としてまとめることができるだろうという。

しかしヒックによれば、現実においては各世界宗教はそれぞれ唯一の真理と救いの道をもっていると主張している。とはいえ、各宗教は近代の歴史において他の宗教に対する排他主義の悲惨な歴史から教訓を学び、現代では排他性は公式上では緩和されている。とくにローマカトリック教会では第二ヴァチカン公会議（1962-65）以後、またプロテスタント側でも、エキュメニズム運動（キリスト教内部の諸宗派の間でも、また他宗教との間でも交流・対話し、誤解と偏見を除こうとする運動）が起り、平和友好的な対話が推進されている。

J・ヒックはキリスト教の場合を取り上げて、各宗派の相互排他性と現代的な緩和された態度を区別して、排他主義と包括主義と呼び、彼が望ましいと考える第三の立場を多元主義(Pluralism)と呼ぶ。

第一に、排他主義。かつてのカトリック教会は「教会の外に救いなし」と主張し、中南米諸国に進出し、宣教を武力征服と結びつけて実行していた。プロテスタントは「キリスト教の外に救いはない」として北アメリカ大陸やアジア・アフリカ諸国で異教征伐を繰り返した。すでにのべたように、この排他主義は現代では主要な教会では後退している。

第二に、包括主義。キリストの十字架の死を贖罪と理解した上で、キリストの犠牲によってすべての人間(すなわち他のすべての宗教の信徒をも、無宗教者をも含む)の罪が赦され、義認されたとする立場。ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世が1979年の回章で救いがすべての異教徒に及ぶと表明し、当時は画期的と評価されたが、この表明は、ヒックによれば、この包括主義に該当する。またカトリック神学者カール・ラーナーが同様な理解を表明したのも包括主義にとどまる。教皇もラーナーもすべての人間をキリスト教会の下に寄せ集めようとしている。プロテスタント神学者カール・バルトもここに入ると思われる。

第三に、多元主義。救いと解放の道が多数あるという諸宗教の多様性と平等・対等な多元性を認める立場。これを定式化すれば、すべての世界宗教に共通な教えは「自我中心から究極の実存中心への人間存在の変革」であると表現できる。この立場においては、イエスは(「受肉した言葉」でもなく、「神の子」でもなく)ただの人間であり、靈感を受けた、極限の愛を示した偉大な模範である。しかしイエス以外にものちに活動した偉大な人々も多数存在したことになる(同60-169)。

このように、ヒックは「宗教的多元主義」を主張する。彼は諸宗教に排他主義を放棄し、包括主義をも乗り越えて、多元主義へと転換することを訴えている。彼は多元主義への転換を天動説から地動説へと転換したコペルニクスの転回に喩え、また「パラダイム転換」(トマス・クーン)とも表現している。ヒックの多元主義は既成の世界宗教が互いに排他主義に陥らずに平和友好的になる道を切り開いたといえるであろう。また民族宗教が排他的ナショナリズムを助長せず、むしろこれを回避する理論的な根拠を明らかにしたと思われる。

○ 農業における宗教的経験

冒頭に触れたように、民俗宗教において農業にまつわる祭りが年中行事の重要な一環をなしていた。年の初めに五穀豊穰を祈願し、また秋には豊作を感謝する。われわれの祖先は田の神に作物の生長と稔りを祈り、季節の儀式を執り行ってきた。神が大地、雨と水、風、太陽の光と熱を動かし、豊作をもたらすと信じていた。豊作によって地域の人々が一年間の米麦その他の野菜などを食べて生かされるのはひとえに神の恵みによるものと信じていたのである。ここに農業と宗教の本質的な結びつきが見られる。

民俗宗教の伝統は現代の生態学(エコロジー)の認識によって確認されている。植物の生

長は大地の力、太陽の放射する光と熱、水が蒸発と降雨を循環して大地を潤すことによって促進される。森林からの腐食を含んだ水が谷川の流れを通して牧野と田畑を肥沃にし、湖沼・海に流れ、魚介類を養う。大気が物質循環（窒素、二酸化炭素など）を通して大地の更新を促進する。

筆者はかつて「イエスと農業生活」と題するエッセイを発表し、福音書のイエスが農業の世界で「神の国」が実現されると語ったという解釈をのべた。その要旨をのべた別の著書の一部を再録しよう。

筆者は共観福音書のイエスの言葉の中にイエスの生命的自然観と農的ビジョンを読み取ることができると思う。イエスによれば、神は人間社会における既成の正・不正や善悪の区別を超えたおおらかな心から、万人に差別なく太陽や水などの自然の恵みを与え（マタイ福音書5章45節）、また野の花や空の鳥を養う（同6章25 - 34節）。人々が季節に応じて穀物の種を蒔くならば、作物は人の労働を超えた自然の力によって発芽、生長、開花を経て、稔りの時を迎え、人は収穫の喜びを味わう（マルコ福音書4章1 - 9節、26 - 29節）。それは人間の労働と自然の力（太陽、水、大地）の協働の世界である。イエスはこのような農的世界の中で信頼と感謝をもって生きる人々の社会を「神の義」（マタイ6章33節）、「神の国」（マルコ4章26節）と呼んでいると思われる。（三浦 2006：10）。

農業と宗教の本質的結びつきについて、米国の思想家ウェンデル・ベリーはこう言う。

「土壌はさまざまな生きものに満ちている。…表土は死から生命を創り出す。…死がほとんど普遍的な敵意をもって見られている時代には、我々がその上に生きている土地と、我々が生きている生とが死からの贈り物であるとは信じがたいことである。しかし、その通りなのである。そしてそうしているのは表土なのである。じっさい、表土について語るさい、宗教の言葉を避けることは難しい。（詩人）ホイットマンが「この堆肥」において「麦の復活がその墓場から青ざめた顔の姿で現れる」と語るとき、彼はキリスト教の伝統の中で語っている（Wendell Berry 2010:123-4）。

すなわち、ホイットマンは堆肥と麦の芽生え・生長をキリストの十字架の死と墓場からの復活という宗教的出来事に喩えて語っているのである（ヨハネ福音書12章24 - 25節）。

ベリーはまた「大経済」と「小経済」について論じている。「大経済」（Great Economy）[economyの語は「神の計画、摂理」の意味も含む]とはベリーが聖書の言う「神の国」（マタイ福音書6章24 - 34節）を解釈したものの別名である。「小経済」とは人間の経済[国家経済、経綸、家政]である。それは現状ではリスクをはらむ資本主義的市場経済であるが、しかしまたこれを変革した望ましい経済体制にもなりうる可能性をもつ。ベリーは「大経済」を構成する五つの原則を挙げている。

すなわち、第一に、大経済は宇宙の中の何物も除外せず、すべての物を含む。第二に、大経済の中に存在するすべての物（物質と生き物）がすべての他の物と繋がっている。大経済

は秩序だっているというエコロジー的原則。第三に、人間は大経済の中に含まれる生き物すべてを、生態系のパターンと法則をかならずしも知らないし、決して知り尽くることができない。第四に、もしもわれわれ人間（「小経済」）が思い上がって大経済の秩序を侵犯したりすれば、厳しいペナルティ（報復）が用意されている。第五に、われわれ人間は「大経済」の終わりを予見できない。人間が土壌浸食などによって自然資源を浪費・破壊しても、「大経済」が人間のためにできないことがいくつかある。言い換えれば、人間の行動の如何によっては、「大経済」の終わりはある。（ベリー 2008：172 - 180）。ベリーはこのべて、最後に「人間の小経済は大経済の中に調和するように収まり、大経済に適応しなければならない」と締めくくっている。（同 179）。

上述のように、「大経済」はベリーの理解する「神の国」である。したがって人間が行う農業は「小経済」の中で基本的重要性を占めているものであるが、その農業が「大経済」の中にあることは、農業が本来「神の国」の中にあり、「神の国」を実現する業でもあることを意味している。

比較宗教学者 M・エリアーデは世界の諸宗教に関する調査・研究に基づいてこういう。

農耕は他のすべての基本的行為と同様に、単なる俗的な技術ではない。それは生命にかかわるものであるゆえに、またその対象が種子、耕されたうね、雨、植物霊にやどる、その生命の不可思議なる生長であるゆえに、それはまず何よりも一つの儀礼なのであった。... 農民はこの豊かな聖の領域に加入し、その一部となるのである。農民の行為や労働は神聖な結末を持っている。なぜならそれらは一つの宇宙の循環のうちに執り行われるのだからである（エリアーデ 1968：230）。

上に見られるように、エリアーデも世界各地の農民が労働と儀礼において聖なる領域に入り、稔りの産物という神聖な贈り物を感謝していただく（食する）という共通のパターンをもっているとのべている。彼は続いてこういう。

もし人が幾千年にわたって植物生命の周期的再生を観察し、それから人間と種子との連帯性を学び取り、再生は死後に、そして死によってはじめて達成されるとの希求を学び取らなかったならば、決して最初の宗教とはなりえなかったであろう（同：273）。

エリアーデは、人類が歴史的に最初に宗教を持つようになったのは農民と農耕においてであるという。同様に日本の場合、農民は農業自体が神事であると信じていたのである。田作り、季節の移り変わり、天候の変化、灌漑と用水路の工事、種蒔き、育苗、田植、田の草取り、稲刈り、稲扱き、籾摺りなどの作業の連続を経て、ようやく米が得られる。その間に農民は大地、太陽、雨と水という大自然の力が働くことを季節ごとに祈る儀礼を行う。これほど農業と宗教の関係は密接不可分なのである。農業は、人生の通過儀礼とともに、宇宙の循環に参加し取り込まれるという経験をする場なのである。

農業と宗教の結びつきを示しているもう一つの事例は二宮尊徳（1787 - 1856）である。尊徳は江戸時代幕末期に活動した人である。彼は本来百姓であるが、小田原藩ほか諸藩および幕府直轄領の経営と財政の復興を命ぜられ、その課題に取り組んだ。諸藩・幕府は農民の納める年貢に依存しており、収納年貢の減少に悩んでいた。したがってその復興は農村、農地、河川、山林などの諸問題および年貢の高さと農民の労働への意欲の有無にかかっている。尊徳は藩・幕府と農民の間に立って調整するという困難な課題の解決に努力し、いくつかの藩では見るべき成果を残し、農民にも感謝されたが、他の諸藩では藩の家臣勢力の抵抗もあって頓挫した（三浦 2018：93ff.；三浦 2019：33ff.）。尊徳の世界観と人間観は次の「悟道草案」の言葉に凝縮されている。

人は天地の間に生じ、天地の間の物を喰い、天地に成長して天地の間に住みながら、天地と共に行うべし、天地と共に勤むべし、天地と共に尽くすべし、元来我が身我が心は天地のものにして我がものにあらず、我が身と我が心は我がものならざることを知りはべれば、人として不足なし、不自由なし。心の欲するところに成就せざることなし（二宮尊徳 1969：第一巻 524、「悟道草案」）。

「悟道」とは「仏教の妙理をさとること」（広辞苑）をいう。彼の思想に仏教思想が入っていることがわかる。また尊徳の道歌「音もなく香もなく常に天地は書かざる経をくりかへしつつ」（福住 1984：第 44 項）は、大自然が「経」（仏教の経典）を無言で唱え、実践しているという。さらに「悟道草案」の中に「空即是色 色即是空」（『般若心経』）の言葉も見られる。尊徳はまたこういう。

夫（それ）天は生々の徳を下し、地は之を受けて発生し、親は子を育て、損益を忘れ混（ひたすら）生長を楽み、子は育せられて、父母を慕ふ、夫婦の間、又相互に相楽んで、子孫相続す、農夫勤勞して、植物の繁榮を楽み、草木欣々として繁茂す、皆相共に苦情なく、悦喜の情のみ…（「夜話」42）

天地は「大父母」、「元の父母」であり（夜話 180）、万物の根源であり、いわば創造主の性格を持っている。ただし万物は「空」に帰一するという側面をもっているのであるが。いずれにせよ、天地は宗教性を帯びている。ところで、尊徳は『夜話』の中でこういう。

「神道は開国の道なり、儒学は治国の道なり、佛教は治心の道なり、故に予は高尚を尊ばず、卑近を厭はず、此三道の正味のみを取れり、正味とは人界に切用なるを云、切用なるを取て、切用ならぬを捨て、人界無上の教を立つ、是を報徳教と云ふ、戯（たわむれ）に名付けて、神儒佛正味一丸粒と云ふ」（夜話 231）。

「報徳」とは、彼の著作『三才報徳金毛録』の題名にも表れているように、三才（天地人）の徳に自己の徳行をもって報いることであり、尊徳の中心思想である。報徳思想は神道、儒

教、仏教から人間にとって大切な要素を取り入れてできたものだという。神道は開国、すなわち国土の造成・開発と農業の開始を教えた天照大神と記紀の神々を崇拝する道である。仏教は治心、すなわち人々の心を開拓し安心をもたらす道である。儒教は治国、すなわち統治と平和の維持の道である。儒教が宗教であるか否かについては疑問が湧くが、宗教という今日の言葉は明治以後にキリスト教が入ってきて以来広まったものである。尊徳は儒教を人間が生きる規範としての道と考えたのであろう。上の引用に「人界に切用なる」を考慮すれば、尊徳の世界観・人間観は「神儒佛正味丸粒」の言葉には尽くせない大自然界を包摂する一層大きなものと考えられる。

『三才報徳金毛録』の中に「五行分配の図」が図示されている〈児玉幸多 1984: 386〉。土空、水空、風空、火空の四つの小円に囲まれて中心に「空」が位置している。そして全体が大きい円に囲まれている。儒教でいう五行は木火土金水であるが、尊徳は木の代わりに空を入れ、しかも中心に据えている。そこに彼の仏教思想を見ることができよう。宮西一積はここに禅の「一円相」の影響を見ている（宮西 1972: 15, 92）。

農耕と宗教性が融合している尊徳の道歌を一つ挙げよう。

天つ日の恵みつみおく無尽蔵 鋤でほり出せ 鎌で刈りとれ（夜話 117）

さきにベリーの「大経済」と「小経済」の区別を見たが、これは尊徳の「天道」と「人道」のそれによく似ていると思われる。天道（天理）とは自然の変化に秩序があり、理があることをいう。太陽と月の動き、昼と夜、季節が秩序正しく巡る。またそれに応じて、草木が生え、生長し、花を咲かせ、実りをもたらす。鳥獣虫魚が生まれ、生長し、己が生を謳歌し、子孫を残して消えていく。これに対して人道とは、人間が生きるために他の生き物と同様に基本的に天道に従うのであるが、部分的に天道の動きに抵抗することがある。たとえば風雨と寒暖を避けるために、家屋を建てる。人間の食料に適した植物を選んで栽培し、田畑から雑草を除く、水害を避けるために川に堤防を築くなどの作為である。人道はまた私欲を制することを道とする。人間（とくに農民）は天が教える道（天道）に従いつつ、勤労に励み、利己心に走らず、「推譲」を行うべきなのである。尊徳において農業の世界がいかに宗教の言葉で理解されているかがこれで明らかである。

最後に、現代の資本主義的市場経済における農業と農民の状況について付け加えておきたい。農村の衰退・消滅と農業人口の激減はすでに周知の事実である。食料生産の担い手不足と食料自給率の低下、それを補うための食料輸入と貿易自由化促進政策。一方、大都市の肥大化と人口過剰が顕著になり、都市住民の豊かさ・快適・便益追求志向が極度に強まる。この状況下での都市消費者の農民・農村への無関心と無理解はいつか災害時にしっぺ返しを受けるであろう。政府も市民も農民に近づき、彼らを支えることが問われている。

参考文献

- 石田瑞磨編 (1986) 『親鸞』日本の名著6、中央公論社
井筒俊彦 (1983) 『コーランを読む』岩波書店
同 (1991) 『イスラーム文化』岩波文庫
梅原猛 (2012) 『法然 親鸞 一遍』PHP 研究所
同 (2014) 『親鸞「四つの謎」を解く』新潮社
D・F・オーエン (1979) 『生態学とは何か』岩波書店
E・P・オダム (1974) 『生態学の基礎』培風館、上・下巻
ルドルフ・オットー (1968) 『聖なるもの』岩波文庫
ロジェ・カイヨワ (1994) 『人間と聖なるもの』せりか書房
R・カーソン (1996) 『センス・オブ・ワンダー』新潮社
I・カント (1965) 『実践理性批判』理想社、カント全集7
同 (1974) 『単なる理性の限界内における宗教』理想社、カント全集9
児玉幸多 (1984) 『二宮尊徳』中央公論社、日本の名著26
桜井徳太郎 (1987a) 『祭りと信仰』講談社
同 (1987b) 『民俗儀礼の研究』吉川弘文館。
W・ジェームズ (1988) 『宗教的経験の諸相』岩波文庫
藺田稔 (1985) 「自然・風土と神道」小野泰博ほか編『日本宗教事典』弘文堂
デカルト (1997) 『方法序説』岩波文庫
R・ドーキンス (2007) 『神は妄想である』早川書房
名畑応順・多屋頼俊他 (1964) 校注『親鸞集・日蓮集』日本古典文学大系82、岩波書店
B・パスカル (1973) 『パンセ』中公文庫
ジョン・ヒック (2008) 『宗教多元主義』法蔵館
福住正兄 (1984) 『二宮翁夜話』岩波文庫
藤本勝次 (1971) 『マホメット』中公新書
W・ベリー (2008) 『ウェンデル・ベリーの環境思想』昭和堂
三浦永光 (2006) 『環境思想と社会』御茶の水書房
同 (2018) 「二宮尊徳の桜町領の復興仕法と報徳思想の形成」、環境思想・教育研究会『環境思想・教育研究』第11号
同 (2019) 「二宮尊徳の報徳思想の構造」『総合人間学研究』、第13号
宮家準 (1994) 『日本の民俗宗教』講談社
宮西一積 (1972) 『報徳の人間像』理想社
柳田国男 (1977) 『年中行事覚書』講談社学術文庫
同 (1956) 『日本の祭り』角川文庫
Wendell Berry (2010): *What Matters?*, COUNTERPOINT, Berkeley, CA

[みうら ながみつ／津田塾大学名誉教授/哲学/社会思想史]

精密科学と厳密科学の区別 - ひとりでしかできない総合について -

Distinguishing between Exact and Strict Science: On the Single-Handed Synthesis

小倉 建二
OGURA, Kenji

拙稿では本学会（総合人間学会 Japan Association of Synthetic Anthropology）の標榜する「総合人間学」の意味について検討する。文明論的全体像を得るための学際的総合や、専門科学者と様々な現場関係者との対話的実践を通じた総合の必要は本学会の共通認識である。これらの「一人ではできない総合」の意義を否定する者は絶無だろう。かかる総合のより良いかたちを模索する試みは本学会に限らず方々で見られる。しかし本学会はそもそも、誰も否定しない「優等生的総合」のみならず、評価が分かれる「異端児的総合」の側面も備えていたはずである。その両面から成る独自性を再認識し、批判的に発展させてゆくことが大切だと筆者は考える。そこで、本学会の源泉を特徴づける「異端」的要素として、1) 宇宙の高みから人間や生き物を見る視点、2) サルトル流の総合精神、3) 厳密科学の追求、の三つに注目し、これらが本来的に「一人ではできない総合」であること、すなわち個別科学の内部で行われる個人の孤独な英雄的努力に基づくものであることを明らかにしたい。

1. 哲学的人間学への批判

本学会設立の旗振り役をつとめた憲法学者の小林直樹（2006: 15）によれば、自分たちの構想する「総合人間学」のさきがけは M・シェーラーたちが唱えた「哲学的人間学 philosophische Anthropologie」である。二〇世紀初頭以来、思想家たちははいよいよ隆盛する実証科学・マルクス主義・進化論・動物行動学・自然人類学・歴史主義などへの対応を迫られ、また「人類」規模の危機（貨幣独裁・大戦・スペイン風邪・恐慌・原水爆など）にも直面した。そこで、カントやフォイエルバッハのアントロポロジーおよび彼ら以前のアントロポロジーを含む、長く複雑な歴史を背負うアントロポロジーの新しい展開として哲学的人間学が登場した。生物界におけるヒトの特異性の再検討（進化論に対する態度決定）、細分化された人間像の再統一、主体的個人と全人類（地球を脅かしつつ自らを脅かす人間=男 Man という種）との差し向かい。——これらは小林をはじめ本学会の創設者たちの多くが共有する問題意識であり、哲学的人間学を先駆とみなす所以である。しかし小林は哲学的人間学との違いも強調しており、その反ダーウィニズム的傾向を批判している（1995: 66）。たしか

にシェーラー、プレスナー、ゲーレンたちの反ダーウィニズム的姿勢が今日から見れば非科学的であることは疑いを容れない。進化生物学は人間固有の特徴と思われてきたものを、可能なかぎり自然界の連続性のなかに解消する。むしろそれでも人間の特異性を指摘することはできる（直立二足歩行・言語体系・抽象化能力・因果的推論・認知的共感・ルールを内面化した良心など）。しかし首の長いキリンはそれによって偉大なわけでも、「神」から格別に愛されているわけでもないだろう。今日、宗教や道德の起源を適応度・生存価・遺伝子・神経回路で説明しようとする研究が一部で盛んであり、大きな社会的影響を及ぼしている。非血縁者、敵、異なる種への「非血縁利他行動 non-kin altruism」は人間社会に広く散見し、しばしば「進化的論理の制約を超えている」といわれるが、それをも進化的適応の副産物とする見方まである。例えば J. Teehan (2010: 138) によるとイエスの「もう一方の頬を向けよ」式の道德でさえ、神からのご褒美を期待した「間接的互惠」の変種である（敵を愛することで自分は神から愛される）。J・ベリング (2012: 207ff.) は神の客観的・究極的機能を「遺伝的利益に資する適応的錯覚」と捉える。人文社会科学の方面では、理性や尊厳性をそなえた近代的自己への懐疑（主体の否定と人権の非普遍化）がひろまった。

かかる趨勢とは対照的に、哲学的人間学は人間と動物の質的相違を最大限に重視し、精神や自我や人間的な身体への信頼を回復させようとしたのである。進化論を全面的に攻撃（および曲解）したシェーラーたちは、われわれの精神的・人格的発展の可能性の基盤を、動物的情動から完全に切り離された、人間固有の——そう彼らが見なした——形而上的存在様式にもとめた。例えばシェーラーは「愛する精神」や「価値の共働産出 Miterzeugen」を「世界開放性 Weltoffenheit」から導き出し、プレスナーは「衝動の過剰な発達（ブロンドの野獣 blonde Bestie）」と「道德的飛躍 sittliche Elan」の両極性を「脱中心的位置 exzentrische Position」によって基礎づけた。一方、進化生物学は、われわれの「向社会的 prosocial」な方向性の発展を生物進化の原理（能動性や偶然の役割を排除しない）のもとで捉えようと試み、人間と動物とのあいだの、連続と非連続の際どい振り分け作業を通じて道德の秘密を探ろうとする。人間と動物の区別は、両者の連続性をぎりぎりまで認識することによってはじめて合理的な意味をもつ。シェーラーたちの哲学的人間学が問題なのは、動物に対する人間固有の特徴を強調した点ではなく、その特徴を生物進化の家系図の中から慎重に探り出そうとする研究精神が欠如していた点であり、また、人間の社会生活の基盤に動物的道德本性を見ようとしなかった点である。

2. 総合のための宇宙論的視点

小林は「実証的な諸科学の成果と知見をふまえる」と宣言し、「科学的に見るかぎり、自然もしくは超越的な存在者（神）によってわれわれに明示された、一定の客観的目的がある」と考えることは困難である」（2006: 27）と述べている。「超越的な存在者」を説明原理から斥ける小林にとって、人間生活と文明とを貫く普遍的な意味（＝方向）は何を根拠に合理化

されるのか。

小林は「総合的把握」のための「方法論的基礎」として「進化の三段階」にもとづく三層宇宙論を唱える。彼によると物質が生命を経て精神へと進化したことで宇宙は三層構造をなしている。そして人間精神は宇宙による宇宙の自己認識の契機とされる。本学会では宇宙物理学者の小尾信彌も「今の宇宙は、人間の存在によって自覚している」（2007: 96）と主張する。小林はさらに踏み込んで、「宇宙の自己認識」の契機という驚くべき特異性から、人間の宇宙大の「特権＝義務」を引き出す。特権と表裏をなす義務とは、例えば「自己と宇宙の全体認識に向かう義務」「多様な生物が共存できるシステムの保持」などである。小林はこれを人間の「生物界における“noblesse oblige”」と捉えている（2006: 20）。

三層論の是非は措くとしても、人間の義務や倫理はいちいち宇宙論的視点を持ち出さなければ普遍化できないのだろうか。小尾や小林の「宇宙の自己認識」「自覚する宇宙」といった解釈はたぶんに比喩的であり、恣意的な擬人化である。小林は「宇宙がそうした意志や目的をもつという主張は、科学的には立証しえない憶測にとどまる」としながら、「宇宙は他の認識者を数多くつくって、多様な自己認識を競わせているのではないか、という想像も駆りたてられる」（2006: 20-1）と述べる。この手の話に拒絶反応をしめず科学者は少なくないだろう。配布冊子の「学会案内」には環境破壊・戦争・経済成長主義・人間中心主義などの問題を解決するうえで「地球に棲息する生きものを宇宙の高みから見る視点が要請」されるとあるが、そこまで大風呂敷を広げる意味が判然としない。なぜなら現代では倫理基盤を霊長類の進化と人間の歴史から導き出そうとするのが普通だからである。

人間の道徳性や社会性は動物の生物学的な進化と密接不可分であるというC・ダーウィンの洞察は、現代の進化生物学や霊長類学によって緻密に裏付けられつつある。道徳的進化は自分勝手な個人が少なからず存在する事実と矛盾しない。食欲も本能的だが、食欲を喪失することや拒食症を患うこともある。栄養補助食品で満足する人もいれば、大枚をはたいて美食を追い求める人もいる。そして人間は誰しも平均期待環境で育てば、おいしいモノを食べたいと思い、味覚体験を隣人と共有したいと思うものである。自分勝手とは無縁の、あくまで優しい人間は少なからず存在するが、道徳性（「共感／不公平忌避」の霊長類的段階から「恥／罪悪感」のヒト的段階まで）を完全に欠いた人間というのは想像することさえ難しい。霊長類の生態がげんに「こうである」こと、共感や道徳の進化過程が「こうである」こと、われわれ人間が「こうすべきである／すべきでない」こと、の三つは分離できない。「自然主義的誤謬」自体の誤謬についてはP・チャーチランド（2013: 262 ff.）が指摘した通りであるし、F・ドゥ・ヴァール（2014: 206 ff.; 301）もまた「である」と「べき」の切断を批判し、「価値観は私たちの在り方に組み込まれている」と述べる。

他方、具体的な政治目標や社会理念は、歴史のなかで鍛え上げられてゆく。フェミニズムや反市場原理主義や環境保護や脱原発などの運動に普遍的な正当性を与えるのは、宇宙論的視点でも特定の宗教体系でもなく、科学的知識と歴史認識である。国連憲章も日本の1946

憲法も、その理念の普遍性を歴史から引き出しているのであって、超越的視点は意図的に排除されている。地上的視点のほかに「宇宙論的視点」が必要となるわけを、小林は十分に合理化できなかつたように思われる (Cf. 小林 1995: 38)。彼の宇宙論に関しては、とりあえず次の二つの批判が可能である。一、「宇宙による宇宙の自己認識」という議論が擬人化的比喩の域を出ない。二、人間存在の意味や文明の行方は、宇宙論的視点ではなく、まずもって霊長類学や文化人類学や歴史などの地上的視点から探るべきである。

「宇宙の自己認識」と“noblesse oblige”を両輪とする小林の宇宙論は、まだよちよち歩きの段階にあるか、そもそも間違っているかのどちらかであろう。もちろん宇宙論的視点を失えば、小林および本学会の「総合」の独創性は著しく減ずる。筆者は小林らとはまったく別の理由から、宇宙論的視野による「総合的把握」が必要であると考えているが、これについては紙幅の都合上立ち入らない。

ちなみに宇宙的特権をもつ人間は宇宙的義務を負うという論理は、人間の御主人様意識とも取られかねない面がある。じっさい佐藤節子 (2005; 2010) は小林を批判し、人間を特別視する言説では現代の諸問題を解決できないと主張した。彼女も小林と同じく「宇宙の高みから地上の人間をみる」(2005: 54 ff.; 2010: 295) 視点の必要を説くが、「生き物の身体が宇宙や地球の元素からできているのであれば、私たちは身体を構成するその物質を宇宙から借りている」という「レンタル思想」にもとづきながら、小林とは反対に人間固有の尊厳性を否定する。小林の立場では、人間は自然界の王族に生まれる「因縁」から逃れられない以上、その特権を正しく認識し、かつ正しく利用する責務を負う。王家に生まれた子が帝王学を学ばねば、なにかと支障をきたす。また逆に、王子が突如「私は自由な市民として生きる」と言い出せば、やはり混乱が生じる。小林は人間中心主義という批判に対し、「独善」と“noblesse oblige”の区別をもって対抗した。人間中心主義の話にはもはや立ち入らないが、最後に自然人類学者の尾本恵市の言葉を引く。

「ヒトが特異 (ユニーク) というと、西欧の『人間中心主義』が思い出されるためか評判が悪い。しかしヒトを特異な進化の結果生まれた特異な存在ということは、ヒトを『至上』とするイデオロギーとは違うと考えます。ヒトが一番偉いなどとは言いませんが、現代文明の諸問題を解決するためには、他の生物ではなくヒトそのものの科学的理解が絶対に必要だと思います。」(尾本 2019: 91)

3. サルトルの総合人間学

サルトルは『現代 *Les Temps Modernes*』誌の創刊の辞 (1945 年 10 月 1 日) において「総合人間学 *anthropologie synthétique*」の必要を説いた (1975: 22 = 1964: 17)。彼によるとブルジョワ的「分析精神 *esprit d'analyse*」は、社会を普遍的人間本性 (自由や外的連繋など) のそなわったアトム的な個人の合計と見なす。他方、サルトルが掲げる「総合精神 *esprit de*

synthèse」においては、個人を生物的・社会的・歴史的條件から切り離すことはできないし、またそれゆえに、われわれは自らの性的劣等感や政治経済的條件に働きかけねばならないとされる。アトム的なホモ・エコノミクスは、ブルジョワ的分析精神の最高傑作であろう。シカゴ学派の領袖 M・フリードマンの考えでは、人種差別は自由市場によって一掃されるので、黒人の貧困問題はもはや教育投資の格差にすぎず、結局は文化的な選択（勤勉か放埒か）に起因する（Cf. Whitehead, 2006）。かかるブルジョワ精神のもとでは、植民地主義者の暴力と被植民者の暴力は同列に置かれるだろう。しかしサルトルの総合精神では「植民地原住民は怠惰だ」という一般論は神話にすぎず、「消極的な抵抗」としての「サボタージュの一形態」として捉え直されることによって歴史的全体性が回復する（Sartre, 1964: 179 = 1965: 153）。またアルジェリア人のテロ行為とフランス人の抑圧を同等に非難する論理は、普遍性を出来上がったものと捉えるブルジョワ・イデオロギーであって、「普遍性を絶え間なく作り上げてゆくべきこと」が理解されていない、とサルトルは批判した（Sartre, 1972a: 404-5 = 1974a: 298）。『現代』創刊の辞では、生誕・死没・他者依存性などの「形而上的條件」だけが人間の共通属性として認められ、「自然本性 nature」は一切認められない。ここでのサルトルの“anthropologie synthétique”は進化生物学の知見を無視しており、本学会が求める科学的合理性の水準には達していない。しかしブルジョワ的普遍主義に反対するサルトルの「総合的現実観」の意義はきわめて重大であり、小林や本学会に伏在する批判精神を具体化してゆくうえでも不可欠なものだと私は考える。

小林は『暴力の人間学的考察』（2011）において H・アーレントの暴力論の限界を指摘し、むしろファノンやサルトルの暴力論に理解を示す。「解放闘争の『暴力』行動の中に一定の価値実現の志向性があれば、それを無視して抵抗者の『暴力礼讃』の狂気のみを強調し非難する態度は、公正な視座もなく正しい認識も得られない僻目だ。」（2011: 216）小林はファノンらの精神分析的な暴力論の意味をかなり矮小化しているものの、「暴力『同一性』の主張」（同上: 238）に与さず、状況次第では暴力に「一定の価値実現の志向性」がありうることを認めている点は、サルトルの「総合精神」に通ずるところであろう。自衛隊は「違憲かつ合法」だとする小林の主張（1975）は有名だが、その議論でも異端ぶりが遺憾なく発揮されており、普遍化を急がない柔軟な精神が垣間見られる⁽¹⁾。ただし彼のしなやかな現実感覚は時として議論の論理的整合性を弱め、その壮大な視野は十把一絡げ的な強引さを伴う場合も少なくなかった。例えば小林は死刑廃止に反対の立場をとる（2011: 281-3）。その死刑擁護の論拠はどれも説得力を欠くが、今そこには触れない。問題は彼が他方で「早急な死刑廃止論には反対」と奇妙な言い方をし、「死刑廃止の真摯な情熱は貴重」とも述べているところの曖昧さである。また彼の暴力論は具体的な歴史分析に乏しく、暴力を「アンガージュマン」に照らして主体的に捉える視点も欠けている（大岡裁きの限界）。暴力論にはこれ以上立ち入らない。

小林と法哲学者の佐藤節子との間で繰り広げられた「実体化」論争は、サルトルの「総合的現実観」の立場から振り返る必要がある。佐藤（2005;2010）は小林が実体化思考（近代主義）から十分に脱却できずにいると批判した。彼女によれば「法の拘束力」「権利」「理性」「自由な主体」などはどれも発語行為の共同主観的な結果なのであって、非実体という意味で「幻想」である。例えば権利は発語であり、発語から共同主観的に生じる観念であり、観念通りの行為である。それにもかかわらず人間が権利というモノ＝実体を生得的に持つと表現することは、近代主義の呪術に自ら参加するのに等しい。

小林（2010: 111）はこう反論する。——自分は理性や人権を実体化した覚えはなく、それらが「抽象概念」であり「規範的に設定したもの」であることは重々承知しており、「権利を有する」という言い方は「時間がある／流れる」と同じ比喩的表現にすぎず、そこに目くじらを立てるのは筋違いだ。しかしこの反論は佐藤の意図を見誤っている。「もう時間が無い」式の実体化を日常の方便と断ずるためには、「時間がある／流れる」式とは全く異なる世界認識・言説体系を科学的・哲学的に確立する必要がある。例えば現代物理学における時間は二つの現象の相関を取るための変数＝道具にすぎないし、ハイデガーにとっては「(世界での) 逗留を時めかす *Aufenthalt zeitigen*」という動詞でなければならなかった。佐藤は人権・理性・主体の実体化による弊害が深刻であることを指摘し、実体化思考から完全に脱却するには伝統的な法学の言説に代わる新しい言説の構築が必要だと説いているのである。

佐藤の概念分析は近代的所有権と人間中心主義の解体作業を兼ねている。彼女の主張では「山林に所有権を持つということは、その人と対象物との間に、目に見えない、触ることもできない、その意味で時空を超えた神秘的な性質の絆があるということ」とされ、対象を支配する力と人間の生得的自由とを結びつける「現代の所有権の絆」が「今ではそれが地球の存続を危うくしている」のだという（2010: 311）。生活の必要をこえた強欲な近代的所有意識の蔓延は、権利の実体化に起因し、究極的には、理性的自己の実体化（身体や自然界からの超越）に由来する（2005: 56）。しかし人権も理性的自己も、実は時空的制約下にある発語行為にすぎない。発語行為を行うのは脳である。理性もまた脳の機能であって、脳を超越した自我と一体化する何物かではない。佐藤は心を脳の機能・作用とみなす点で小林に賛同するが、小林の「創発説」は受け容れない。なぜならこの仮説では脳の創発的・オートポイエシス的作用が、超物質的な自我とその自由を生ぜしめるとされるから、自由で理性的な自己を絶対化するデカルト主義的心身二元論と何も変わらない。彼女自身は物理主義一元論（心も意志も脳の物理化学的現象に還元できる）の仮説をとり、形而上学的人格の実体性を徹底的に否定し、自由意志がなくても責任は問えるとの見方を示す。佐藤によれば、人間は他の生物と同じ分子結合体にすぎず、宇宙を思考する能力に人間の特権性を認めてしまうと「知的能力を欠く者が排除される」ので「人間を定義によって人間にするのは間違っている」（2010: 292）。

筆者も創発説には賛成しかねるが、佐藤の議論にも問題点が少なからずあると考える。

第一、自由で理性的な自己（主体・人格）の実体化が、必ずしも所有権の暴走につながるわけではない。欧米や南米は「私的所有 *propriété privée*」を「個体的（不可分体的）所有 *propriété individuelle*」に向けて乗り越えようと努力してきた⁽²⁾。そのさい理性をもつ自由な自己が否定されるわけではない。

第二、佐藤は最低限度の物理的・社会的な「必要」がみたされていない段階では権利実体化の古典的言説を主張することは有効であり、自分も同じ窮状に置かれたなら「そうします」と言う（2005: 52; 2010: 301）。しかし、ありもしない虚構をさもあるかのように基礎に据えるという自己欺瞞が倫理として通用するとは考えにくい。

第三、「人間は人格・人権・尊厳性をもつ」を基盤とする近代主義言説に対し、佐藤は代替言説を構築できなかった。そのことを佐藤本人も自覚しており、ウプサラ学派の試みは失敗し（2010: 305）、佐藤も「欲望の抑制」「足るを知る」という「陳腐この上ない」原則を示すにとどまった（2007: 279）。

結局のところ、佐藤の主張の深刻な問題は、理性的自己や人間の尊厳性といったものを歴史的運動体として把握しなかった点にあるだろう。例えば自我を含む自己の捉え方はデカルトとフロイトとでは大きく異なる。フロイトによってそれまでの自己がより豊かな自己になった。むしろデカルトも心身の「合一」を「明証的経験」として肯定するなど、柔軟な見方をしていた。自己は言説・科学・状況の展開に応じてたえず捉え直される⁽³⁾。理性も自由も主体も同じだろう。佐藤の主張は人間の普遍性を「普遍化運動の相」のもとの捉えようとしなかった点で、人間やその普遍的属性を完成形として扱ったブルジョワ近代主義のひっくり返しにすぎない、と批判することもできる。さんざん主体を傀儡扱いしたフォーコーは、その晩年に「語る権利を持つ主体 *sujet ayant droit à la parole*」を擁護し、「確かに最近、自己の実践によって主体が自らを能動的に構成する仕方について興味がある」と述べた（1994: 592; 719 = 2002: 45; 233）。一方、佐藤の人間観においては、主体や自由といったものはほとんど全く重きをなさない。

サルトルが好んで用いた標語「人間は人間の未来である *l'homme est l'avenir de l'homme*」は本学会では小林よりも、むしろ小原秀雄が強く主張した人間観に近い。その「自己家畜化」論もサルトルの“*le pratico-inerte*”と同じ構図である⁽⁴⁾。小原によると、われわれは発展するモノ（言語や交通や情報など）との関係性（文化的存在様式）のために、単にヒト（生物的自然的存在）であるだけではいられない。「ヒトとしての形質は、人為生態系に適応することによって、淘汰を受ける。」（2006: 227）例えば電磁波過敏症の人は現代の機械環境のもとでは淘汰（ふるい分け）の試練に直面し、不適者となるかもしれないし、別の環境下で適者になるかもしれないし、あるいは技術の改善によってふるい分け自体が無効化されるかもしれない。自然生態系をモノで「人為生態系」に改造し、その中で生活してゆくわれわれは、ヒト化と人間化の不可分状態を体現している。小原はこれを「人間（ヒト）化」と呼ぶ。この考えに従えば、新しいモノ＝言説＝制度によって、その都度新しい人間＝自由＝権利の

輪郭が定まってゆく、と理解することもできる (Cf. 小原 1988)。人間とは人間 (ヒト) 化であり、未来である。

小林・佐藤論争は今まで正面から取り上げられることはなかったが、本学会にとってさらなる発展の足がかりとなるにちがいない。そして小林と佐藤と小原の人間観の緊張関係をサルトルの「総合人間学」の視点から捉え直すことで、われわれ自身の人間観が鍛えられるだろう。

4. 総合としての厳密科学

フッサールとハイデガーは「精密科学 *exakte Wissenschaft*」と「厳密科学 *strenge Wissenschaft*」を区別した。フッサールの場合、概念の意味規定は必ずしも明確でなく、文脈や時期によって大なり小なり異なるが、晩年の『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』では、精密科学と厳密科学の区別はおおむね「客観的な世界」と「具体的な生活世界」の区別を前提にしている⁽⁵⁾。ここでの厳密科学 (ひとまず現象学の同義語と見てよい) とは「客観的な世界」——つまり「真の世界」と見なされてしまっている数学的・ガリレイ的な世界——を基礎づける「生活世界 *Lebenswelt*」の、その普遍的でアприオリな構造を解明する知である。

他方、ハイデガーは「すべての厳密科学が必然的に精密科学であるわけではない。精密さ *Exaktheit* は科学の厳密さ *Strenge* の一形式にすぎない」と述べ、厳密さの意味を「方法と事柄の関係の適切さ」と捉える (『ツォリコーン・ゼミナール』の1968年3月8日から16日)。敷衍すれば、「精密さ」を要求される事柄 (衛星打ち上げや毒ガス製造) に関して数学や物理化学を重視するのは「厳密さ」においても合格だ、ということだろう。そして「いてくれる (*es gibt*)」ものとしての「身 *Leib*」が向き合うことになる現場 (精神医療や看護) では、精密さと無縁の「現存在分析」こそが適切な方法であるから、この場合、脳科学や神経生理学を脇役に配置することで厳密さが保障される。

筆者はこれらの区分を踏まえたうえで、精密科学と厳密科学を「価値」に対する態度の違いとして捉え直そうと思う。まず精密科学については二人の見方に従う。精密科学の特徴は、検証方法や算出可能性に合わせて切り取られた世界への、数学的・物理化学的な接近法である。精密科学は節約原則 (*parsimony*) を徹底し、よく定義された簡明な用語から成る代数学的記述によって複雑でふくよかな世界をエレガントなつくりへと磨き上げる。ここでは可能なかぎり価値 (信仰、倫理、歴史の意味、霊性、人権、共通善、生命の尊厳など) が節約され、そうすることで最大の量的効果と数学的満足感が得られる。そして厳密科学とは、筆者の考えでは、「倫理的価値 (の普遍化の努力)」と「精密科学」とのあいだの緊張関係を引き受ける態度である。“*exact*”の語源はラテン語の“*exigere*” (追い出す) の過去分詞形“*exactus*”である。“*strict*”はラテン語の“*stringere*” (きつく引っ張る) の過去分詞“*strictus*”に由来する。“*strictus*”からは *strain*, *stress*, *string*, *strong* など派生した。ゆえに

“exact science”は排斥知、“strict science”は緊張知である。

病原根絶や延命治療といった量的価値だけが重要であった近代医学は今や、患者の権利、医療従事者の側の信条、QOL、生命倫理などの質的価値をも尊重する現代医学へと転換しつつある。癌の再発率を限りなく低くすること（乳房切除手術）のみが正しい治療なのではなく、患者の人生観や価値観を統合した治療法を提示すること（乳房温存法を含む選択肢の拡大）が、健康の正しい追求の仕方だと考える時代になった（Savett, 2002: 144）。これは厳密科学としての医学の方向である。精神科医の木村敏（2007）は「精神医学は自然科学ではやれないと思っています。どうしても、『主観的』な感性に基づく判断が必要になってくる」といい、「一種の客観性めいたもの」としての「間主観性」「間身体性 *intercorporité*」に注目する。精神医学の「生化学」化の流れを批判し、現象学的接近法を重視する木村の仕事はまさに厳密科学である。

もしも人文社会科学が精密科学のモノマネをしたらどうなるか。典型的な事例は経済学である。本学会で水田洋が「労働価値論は科学ではない」（2007: 191）と攻撃した姿勢は、経済学の精密化の方向であろう。他方、高島善哉は「労働価値論はザインとゾルレンとを混同する前科学的な理論であるというのは浅薄である。なぜなら、自然法はなるほど一方では科学と形而上学との混同をもたらす危険はあったが、しかし他方において科学と思想との不可分な関連を教えるものとして、社会科学の健全な発達に寄与し、示唆するところが甚大であったからである」（1995: 68）と主張した。これは本稿でいう厳密科学としての経済学の方向である。価値の私的主観性と徹底的な私有制を前提にする新古典派理論に対し、「健康的で快適な最低限の生活」「私有が社会的に望ましくない共通資本」といったものを「社会的合意」を通じて設定しようという前提から経済学を組み立てたのが宇沢弘文であった。Joan Robinson の『異端の経済学 *Economic Heresies*』を翻訳した宇沢は、自分自身の立場も異端的であることを自覚していたにちがいない。計量経済学を脱却した宇沢の経済学は私のいう厳密科学の典型に他ならず、その精密な手法と倫理的な価値との劇的な釣り合いが、近代経済学との本質的な相違である。

政治理論における厳密科学のあり方は、例えば本学会の菊池理夫の議論にもうかがえる。菊池（2020）は方法論的個人主義や費用便益分析を重んじるリベラリズムの政治学の主流派に抗い、民衆的熟議にもとづく「共通善」と「コモンズ（共的領域）」の政治学の方向を模索する。そのかぎりでは彼の立場も異端的であろう。政治学や政策学は精密科学のモノマネをし、科学的合理性の名のもとに理論の基礎となる価値や原理をケチる。対する共通善の政治学は、まさしく厳密科学の方向に進むものであり、実証性と共通善（算出不可能でも歴史と生活の観察を通じて「普遍的」といいうる正義は論理的に導き出せるとされる）の緊張の上に築かれるものといえよう。ついでながら、下手をすると精密科学は専門バカになり、厳密科学はエセ科学になる。

小原は「総合人間学会の『総合』の一つの特性は、筆者なりにいえば、生活や個人の内面

に生ずる諸問題、人生論や宗教や信念などを対象としての考察にほかならない」（2006: 42 fn. 1）と述べている。その意味は判然としないが、私なりに解釈すれば、精密科学の追求と人間的価値の追求を、理論的に両立・統合させるということであろうか。“synthesis”はギリシア語の“συντίθημι”（一緒に置く）に由来する。さすれば緊張知の鍛錬は総合の一つのありようとも見られる。本学会趣旨文には「全体論的把握には、検証不能の領域に踏み込んで科学的認識の範囲を逸脱するという難点もあります」と書かれている。この場合の科学的認識は筆者にとって「精密科学」的認識に相当する。特定の社会的価値の普遍性は、たとえば検証不能であっても歴史認識や合意を通じてその普遍化を進展させることができる。歴史文化的な世界と精密科学の世界との間の、息をのむような緊張のドラマこそ厳密知である。

おわりに

「一人ではできない総合」と「一人ではできない総合」とを截然と区別することには異論も出るだろう。これは「一人で生きる」と「共に生きる」の区別に似ている。前者は経済的自立から無人島生活まで、色々なかたちがある。また「共に生きる」ことの中に「一人で生きる」ことが含まれている場合もある。例えば夫婦共働きや、家事もこなす夫など。「一人で」と「共に」の概念に対して厳格な一義的規定を行うよりは、概念に柔軟性を与えた方が実践上有効であろう。社会や生態系の中で暮しているわれわれが、完全な意味で「一人で生きる」ことは不可能である。かといって「一人で生きる」と「共に生きる」の区別が無意味なわけでもない。「総合」についても同じ。「一人ではできない総合」には色々なかたちがあり、本稿では「宇宙論的視点」「サルトル的综合」「厳密科学」の三つに注目した。もちろん「一人では」と「一人では」の総合の区別が通用しにくい分野もある。現在の精神医学や看護学においては、現象学的視点の導入（精密知から緊張知へ）が個人水準でも学際水準でも行われており、もはや二つの水準を区別する意味は失われ、そのような総合の試みにかつてほどの異端さはない。市民の文化的健康にかんする価値規範の追求と数学的経済分析との総合による「社会的共通資本」の理論化も、学際的研究で推進しうらうだろう。しかしどれも、もともとは木村敏やP・ベナー（現象学的看護理論）や宇沢弘文たちの孤独な（＝異端的な）鍛錬によって方向づけられたものであることを失念してはならない。歴史学や哲学や法学における厳密科学の追求は依然として「一人ではできない総合」の性格が濃い。一例を挙げれば、パワー・ポリティクスや社会経済史的分析を相対化し、「理念」と「主体性」の歴史的役割を再発見しようとしたI・ドイッチャーや後期E・H・カーの仕事（精密知と理想主義との総合）は学際的共同研究によって発展する性質のものではない（Cf. 溪内 2000: 289ff.）。また、ブルジョワ普遍主義を批判する「サルトル的综合」も、一人々々の知的態度に根本的な問い直しを迫るものであって、学際的連繫以前の問題といえる。繰り返すが、「宇宙論的視点」の積極的な意味とその総合のありようについての筆者の考えは、紙幅の都合上これを省く。

「学会案内」には「総合はひとりではできません」と記されているが、この断定は早計にすぎる。「一人ではできない総合」と「一人でしかできない総合」とをひとまず区別することによって、様々な総合のあり方を歴史的・関係的に捉えることができる。精密化＝専門分化の大勢に抗し、個別科学を厳密科学に高めてゆく作業はほんらい科学者の一人一人の孤独な努力にかかっていると私は思う。「魂が自分自身を相手におこなう対話」（プラトン著『ソピステス』264B 及び『テアイテトス』189E）は、「一人ではできない総合」（学際的共同研究や、科学者と現場関係者の連繫）を導くもの、あるいはその限界を補うものといえるのではないか。

注

- (1) 小林（1975）によれば、自衛隊が形式上合法的に存在するかぎり、その文民統制の欠如、隊員間の人権侵害、隠蔽体質、クーデタ正当化論、秘密警察化などを法的に改善・監視してゆく「合法性」水準での対策を怠って、そもそも論からその違憲性を糾弾するだけでは、現実に進行している反民主的な組織化が野放しになる。自衛隊の民主化は、九条以外の憲法上の基本原理を自衛隊の内部に要請することでもあると彼はいう。
- (2) この対概念の成立事情については省略する。その具体的な意味は私の理解するかぎり次の通り。イギリスやカナダなどには住居系市街地における樹木保護の法令がある。私有地の樹木の（所有者による）無断伐採は禁じられ、樹木の公共的性格を重んじなければならない。これは「われわれであるわれ」としての所有（個体的所有）である。今の日本では「俺の土地の樹を切ろうが切るまいが、俺の勝手だ」という「私有」意識＝制度の方が根強い。登録建築物制度や自然アクセス権の問題も同じ。また津田（2012）によれば、スペイン・モンドラゴン協同組合やイタリア製造業労働者協同組合などは「労働者による資本所有が個人所有と共同所有の混合」（2012: 48）であり、「共同所有と個人所有に関するインセンティブの長所・短所のバランスや協同組合における全体と個の調和という最適システムの議論としても興味深い」（2012: 144）。今日このようなシステムは「社会的連帯経済 Social and Solidarity Economy」などと呼ばれ、「個人の自由・自律・結合に基づきながらも、平等や相互扶助といった（規範的）価値を重視し、むしろコモン¹の維持・拡大に貢献することを目指している」（立見 2018: 21）とされる。
- (3) これは見方次第でどうにもでもなるといういい加減な話ではなく、多面的な自己へと発展的に鍛え上げられてゆく方向と、それぞれの文脈・言説に応じて最も適切な自己・主体が配役されるという形での、適用限界をもつ普遍性を確立して行く方向をさす。
- (4) サルトルは「厳格に客体的な素材によって媒介された人間活動（その素材が人間活動を客体性へと送り返す）」を「le pratico-inerte 実践的＝惰性的なるもの」と呼ぶ（1972b: 85 = 1974b: 68）。例えば、われわれは格安航空を選ぶという自由な選択によって、劣悪なサービスと座席環境を自ら引きよせ、しかも新自由主義的な暴力構造の歯車に自ら化す。客体的な素材を介する自由な活動が自由な活動として貫徹されずに、その反対物に転化してしまう。後期サルトルはこのような人間の活動が言語伝達、歴史、生産などの広範な水準を基礎づけているとし、この現実的側面から人間の真の自由を見出すべく全努力を傾注した。
- (5) 同書でフッサールは「超越論的主観性の方法」こそ「最も厳密な strengsten 方法」であるといい（72 節）、カントの超越論的哲学体系は「厳密科学」（日本語では一般に「厳密な学」と訳される）を目指すすと述べる（27 節）。これに対置されるのは「精密科学」（1 節）「数学的自然科学

の精密性」(57節)「精密自然科学」(61節)「精密な因果性」(62節注1)である。同書は「厳密」の語法に一貫性を欠き、精密(科)学と厳密(科)学の相違を図式化することもないが、大きく見れば両者は明確に区別されている。

参考文献

- 小原秀雄(1988)「人間のからだのゆくすえ：それは人間自身の手握られている」『日本体育学会第39回大会号B』。
- (2006)「自然「学」的見地から見た人間、総合人間学」小林直樹編『総合人間学の試み』学文社。
- 小尾信彌(2007)「人間の現代的な理解」総合人間学会編『人間はどこに行くのか』学文社。
- 尾本恵市(2019)「人類学の新たな総合化をめざして」総合人間学会編『総合人間学13』ハーベスト社。
- 菊池理夫(2020)「共通善の政治学」総合人間学会編『総合人間学14』本の泉社。
- 木村敏(2007)「精神医学から見た正常と異常」総合人間学会編『人間はどこに行くのか』学文社。
- 小林直樹(1975)「防衛問題の新状況」有斐閣編『ジュリスト』586号。
- (1995)「人間の科学と哲学(1)」『法学協会雑誌』112巻1号。
- (2006)「総合人間学の課題と方法」小林直樹編『総合人間学の試み』学文社。
- (2010)「「法」の人間学」をめぐる若干の問題：佐藤節子教授の提起と批判に答えて」『専修大学社会科学年報』44号。
- (2011)『暴力の人間学的考察』岩波書店。
- 佐藤節子(2005)「小林直樹著『法の人間学的考察』の紹介と批判」『青山法学論集』46巻4号。
- (2007)「近代の人間観を問い直す」『同上』49巻1号。
- (2010)「試論：もう一つの「法」の人間学」『同上』52巻2号。
- 高島善哉(1995)『価値論の復位』こぶし書房。
- 立見淳哉(2018)「フランスにおける社会連帯経済の展開」『経営研究』69巻2号。
- 溪内謙(2000)「E・H・カー氏のソヴィエト・ロシア史研究について」E・H・カー『ロシア革命』塩川伸明訳、岩波現代文庫。
- チャーチランド、パトリシア・S(2013)『脳がつくる倫理』信原幸弘ほか訳、化学同人。
- 津田直則(2012)『社会変革の協同組合と連帯システム』晃洋書房。
- ドゥ・ヴァール、フランス(2014)『道徳性の起源』柴田裕之訳、紀伊國屋書店。
- ベリング、ジェシー(2012)『ヒトはなぜ神を信じるのか』鈴木光太郎訳、化学同人。
- 水田洋(2007)「近代人の形成と解体」総合人間学会編『人間はどこに行くのか』学文社。
- Foucault, M. (1994) *Dits et écrits*, IV. Paris: Gallimard. = フーコー、ミシェル(2002)『ミシェル・フーコー思考集成：X(倫理/道徳/啓蒙)』蓮實重彦・渡辺守章監修、筑摩書房。
- Sartre, J.-P. (1964) “«Les damnés de la terre»,” in *Situations*, V. Paris: Gallimard. = サルトル、ジャン＝ポール(1965)『「飢えたる者」』『シチュアシオンV』鈴木道彦・海老坂武訳、人文書院。
- (1972a) “«Les intellectuels»,” in *Situations*, VIII. Paris: Gallimard. = (1974a)「知識人の擁護」『シチュアシオンVIII』岩崎力ほか訳、人文書院。
- (1972b) “«L’anthropologie»,” in *Situations*, IX. Paris: Gallimard. = (1974b)「人間科学について」『シチュアシオンIX』海老坂武訳、人文書院。
- (1975) “«Présentation des Temps modernes»,” in *Situations*, II. Paris: Gallimard. = (1964)「「レ・タン・モデルヌ」創刊の辞」『シチュアシオンII』伊吹武彦訳、人文書院。
- Savett, Laurence A. (2002) *The Human Side of Medicine: Learning What It's Like to Be a Patient and*

What It's Like to Be a Physician. Westport, CONN: Auburn House.

Teehan, John (2010) *In the Name of God: The Evolutionary Origins of Religious Ethics and Violence.*
Malden, MA: Wiley-Blackwell.

Whitehead, John (2006) "Racial Economic Inequality and Discrimination: Conservative and Liberal
Paradigms Revisited," in Cecilia Conrad et al. (eds.), *African Americans in the U.S. Economy.*
Lanham, MD: Rowman& Littlefield.

[おぐら けんじ／哲学]

生物の主体性について - 今西進化論を考える -

On the Subjective Autonomy of Living Things
- A Consideration of Imanishi's Theory of Evolution -

入江 重吉

IRIE, Jukichi

生物の主体性とは何か。これを際立たせるために、無生物を取り上げてみよう。例えば、路傍の石は主体性をもたない。路傍の石といえども、外界からの刺激をつねに受けている。太陽の日差しを浴び、激しい雨に叩きつけられることもある。しかし、そうした刺激に対して、路傍の石はただ受動的に刺激に甘んじている。つまり、自律的、自発的に、総じて主体的に反応することはまったくない。

それに対して、生物は外部からの刺激があれば、自律的、自発的に反応する。生物は自律的に活動し、外部の対象への関心をもち、対象に遭遇した場合に何らかのアクションを起こす。

例えば、ゾウリムシは餌を求める回遊の過程で、餌以外のものに突き当たると、それを障害物として認知し、逃避行動をとる。ゾウリムシは後ずさりし、脇へずれて、再び前方へ動くが、餌に辿り着くまでそうした行動を継続する。この場合、ゾウリムシは障害物または餌という意味を対象に付与していることになる。言い換えれば、障害物または餌として対象を記号化しているのである。ゾウリムシの意味付与ないし記号化はきわめて単純であるが、ゾウリムシが生きていくためにはそれで十分である。

しかし、主体性の発揮には必ずしも行動を伴う必要はない。認知レベルでも主体性の発揮を確認できる。ある動物が獲物とおぼしきものに遭遇し、これは獲物であると認知した場合、この認知はまさに主体性の発揮であるということができよう。もちろん、その主体性の発揮は獲物に襲いかかるというアクションに繋がるものである。あるいは、直ちにアクションを起こさなくても、獲物に気づかれずにそっと忍び寄るか、そっと追いかけるというモードにはいるかもしれない。いずれにしても、その動物は相手に獲物という意味ないし記号を付与したということは確かである。ともかく、アクションを起こす前の、この意味ないし記号の付与という認知の段階でもすでに、動物の主体性を確認することができるということだ。

生物であるということ、そこに主体性を認めるという立場をとるのが、分子生物学者・川出由己(2006)である。

川出由己は生物学を大きく、物理生物学と生物記号論(記号生物学)に分ける。前者によ

れば、生物は物質からなり、究極的にはすべて物質に関する物理法則によって客観的に記述できるものとされるのに対して、後者によれば、生物を記述するには物質だけでなく、意味の次元が必要であり、そして意味を具体化するのが記号・記号作用である。生物が生きるのは意味の世界であり、物事が生物主体に対して意味をもつことを記号・記号作用と表現する。主体としての生物は、自律的に生を営み、子孫を残すという目的をもつ存在であり、目的との関連で事物に意味が生まれる。

さて、生物の発生、進化について、科学哲学者カール・ポパー（1902-94）が大胆な問題提起をしている。すなわち、生物が発生し進化してきたというのであれば、生物が最初から予期・期待を、つまり生物の持続的条件の予期・期待を備えたものでなければならぬ、ということから出発する。それゆえ、生物はその発生の時点ですでにあらゆる環境の変化を予期した知識を有するのである。もちろん、この場合の知識は、意識的な知識という意味での知識ではない。

以上に見たように、無生物と違って、生物の生物たる所以は、外部の環境に対する主体性に存する。その点で、動物学者・人類学者の今西錦司（1902-92）が生物の主体性を強調したことは基本的に正しい。若い頃から一貫して今西は生物の主体性を主張しており、しかも、そもその最初は1941年という時点での著作『生物の世界』における指摘であるから、今西の炯眼、先見の明には敬服せざるを得ない。

今西はその後、とくに『私の進化論』（1970）、『進化とはなにか』（1976）、『ダーウィン論』（1977）、『主体性の進化論』（1980）、さらに『自然学の提唱』（1984）、『自然学の展開』（1987）などにおいて、繰り返し、ダーウィン批判、正統派進化論への反逆という形で自説を開陳している。その間、いささかもぶれることはない。ときに今西の筆鋒は鋭くなり、『自然学の提唱』では「自然科学者廃業」を宣言するなど、その言説も過激になってきた。

いわゆる今西進化論と称される独自の進化論のうち、ダーウィン批判、ダーウィニズム批判の部分は全体として、緻密な論理展開をしているとは言い難い。しかしそれでも、生物の主体性を強調した論点については今なお検討に値するのではないかと思われる。

こうした生物と環境との関係についての今西の考え方は、主体性の進化論と端的に言われることがある。ただし、環境の圧力を否定し、突然変異も個体差も否定することが、ただちに生物の主体性を強調したことになるのかは、疑問である。そうしたダーウィンおよびダーウィニズムに対する批判の諸論点に対しては進化の現代的総合説すなわちネオ・ダーウィニズムの側からの反論が可能である。しかし、そうではあるが、今西の『生物の世界』で開陳された主体性論は評価に値する内容を含む。今西は当該書の中で、生物の主体性に基づく環境論を説いている。彼の環境論は、近年注目を浴びている、ユクスキュル（1864-1944）の環世界（Umwelt）説と共通する議論となっている。その環世界説とほぼ共通するテーマを、当時としては独創的な「生物の世界」論を説いた今西の先駆的な議論を、ここでわれわれは、改めて振り返っておきたい。

今西は『生物の世界』(1941)においてはじめて、生物と環境との関係を、生物の立場から説き起こした。今西は、生物の主体性ということに至る所で強調していることは言うまでもないが、しかし、環境による制約ということも当初から認めていた。例えば、生物の身体は生物自身が自由に作り自由に変え得るものではないということだ。今西(1941)によれば、「生物の中に環境的性質が存在し、環境の中に生物的性質が存在するということは、生物と環境とが別々の存在でなくて、もとは一つのものから分化発展した、一つの体系に属していることを意味する」と。ここには、生物と環境との相互作用、相互制約という論点も含まれているが、これを敷衍する議論はない。むしろ、従来のダーウィニズムでは、環境の側の制約ないし圧力が強調されてきたという背景があり、今西の力点は生物の側の能動性ないし主体性に置かれる。

今西は言う、「生物にとって生活に必要な範囲の外界はつねに認識され同化されており、それ以外の外界は存在しないのにも等しいということは、その認識され同化された範囲内がすなわちその生物の世界であり、その世界の中ではその生物がその世界の支配者であるということではなかろうか」。また、「この世界は一つであっても、そこにいろいろな生物が存在しているということは、それらのいろいろな生物によってそれぞれにそのすんでいる世界の異なることを意味し、すんでいる世界の異なるということはすなわちそのすまう環境が異なるということであり、環境が異なるということは言い換えたならば、それらのいろいろの生物によってそれぞれにその環境の認識され方が異なっているということにほかならないであろう」。さらに、「生物が環境を認めることは環境に対する働きかけであり、それはすなわち環境の生物による選択である。...生物がこの世に現れて以来じつに何億年何十億年を闊したることか。その間に生活した生物はすべて環境に対して働きかけ、また環境によって働きかけられることによって生きてきた。ひとり生物の変異に関するかぎり、生物はその生活の指導原理から遊離し、環境から超然として偶然の成り行きのままに拱手傍観してこの長い歳月を送ってきたということがありうるだろうか」。

例えば、ある生物が外界の対象に餌あるいは敵、さらにはパートナーを認めたということは、すでに述べたように、餌、敵、パートナーという意味ないし記号を、その生物が対象に付与したということであり、これはその生物の主体的な行為であると言ってよい。そのことを今西は、対象の同化とか対象の生物化とか言い換えている。もちろん、それぞれの生物によって餌や敵、パートナーが異なるが、そのことは、それぞれの生物の主体的な環境へのかかわりが異なるということであり、ユクスキュル流に言えば、それぞれの生物の環世界が異なるということである。

生物の主体性について今西は次のようにも強調している、「生物はけっして環境に支配され、環境の規定するままにいつさいの自由を失ったものとはいえない。むしろ生物の立場にたっていえば、たえず環境に働きかけ、環境をみずからの支配下におこうと努力しているものが生物なのである。環境のままにおし流されて行くものなら、われわれはなにもそこに自

律性や主体性を認める必要はないのである。それならば単なる機械にすぎない」と。

以上に見た今西の主体性論は全体として適切なものと言うことができる（入江重吉，2019）。しかし、彼の議論の底流には、自然淘汰の論理、突然変異、個体差の各論点で、ダーウィンないしダーウィニズムに対する批判が根強くある。それゆえ、今西はこう言うのである、「自然淘汰というものは生物の環境に対する働きかけというものを全然認めないで、環境の生物に対する働きかけだけを取り上げているのではなからうか」と。だが、本当にダーウィンないしダーウィニズムは生物の主体性を認めていないのか。言い換えれば、生物の主体性を認めることは、ダーウィンないしダーウィニズムを否定することになるのか。

はたしてダーウィンの自然淘汰説は、今西の批判するように、環境の圧力で変わるしかない生物のありようを描いているのか。例えば、ダーウィンが観察したガラパゴス諸島のフィンチであるが、島ごとの多様な環境の違いで、フィンチは植生の変化に対応することを余儀なくされた。餌となる種子や昆虫の違いが圧力となり、フィンチの嘴も多様化した。たしかに植生の変化という環境圧もあるが、そのことと連動してフィンチが生きのびるための能動的な適応を行ったという面も忘れてはいけない。

また、自然淘汰説は生物の環境に対する働きかけを認めないで、環境の生物に対する働きかけだけを認めているのではないか、という指摘がある。例えば、捕食者に追いかけられるアンテロープは、自然界においてスピードのある個体が選別されたと言われる。しかしこの場合、同種個体の中で、よりスピードのある個体が捕食圧に耐えて生き抜き、繁殖して子孫を残したということであるから、個体の側の主体性を強調することができるだろう。

要するに、環境圧か生物の主体性（能動的適応）かという二者択一ではなく、両者の相互作用で生物個体に変化したということである。環境と生物のどちらが主導権をもっているかという問題ではない。ところが、今西（1970）は、「環境は進化を誘発するものではあっても、進化の主導権は、どこまでも生物によって掌握されていなければならない」とか、「（ダーウィンは）生物の主体性を完全に抹殺し、生物を盲目にしたうえで、進化の主体をすっかり環境の側に押しつけた」と言う。たしかに、生物が環境に振り回されないで、主体的に進化したということを強調する、今西のそうしたこだわりは理解できないわけでもない。しかし、生物と環境の相互作用ないしせめぎあいでの進化が起こったという事実の理解で十分ではないのか。そのせめぎあいの中で進化が起こったということは、そこで生物の主体性が十分に発揮されているのである。

また、下等とも言われる生物、例えばミミズにも主体的な能力が見られる。オドリン＝スミー他（2007）は、自らの環境を改変する能力を「ニッチ構築」と呼び、ミミズのニッチ構築に触れている。すなわち、ミミズが陸上の環境で生存できるのは、トンネルを掘る、粘液を分泌する、落ち葉を地面の下に引き込む、炭酸カルシウムを排出するなどの活動を通して、自分により適したニッチを構築しているからにほかならない。ミミズはその活動によって環境を大幅に変化させる、と。

実は、世界の歴史において果たしてきたミミズの重要な役割をおそらく初めて指摘したのは、かのチャールズ・ダーウィンであった。1881年に公刊した『ミミズと土』の中で、ダーウィンは言う。すなわち、「鋤は人類が発明したもののなかで、最も古く、最も価値あるものの一つである。しかし実をいえば、人類が出現するはるか以前から、土地はミミズによってきちんと耕され、現在でも耕されつづけているのだ。このような下等な体制をもつ動物で、世界の歴史の中でそんな重要な役割を果たしたものが他にどうかどうか疑うむきもあるだろう」。ダーウィンは、その後続けて次のように言う。「しかしながら、さらに下等な体制をもつ動物、すなわちサンゴのなかには、大洋の中に無数のサンゴ礁や島を築くという、もっと顕著な働きをするものがある」と。すなわち、すでにダーウィンはミミズとサンゴのニッチ構築を認めていたのである。

ちなみに、生物進化のなかで現れた、自らの環境を改変する能力は、人類において、文化的ニッチ構築ないし文化進化へと展開し得た。そうであれば、生物の主体性を改めて考え直すことによって、生物進化と文化進化のあいだに接点・接続を見出し得るのではないか。

参考文献

- 今西錦司（2002）『生物の世界ほか』、中央公論社
——（1970）『私の進化論』、思索社
入江重吉（2019）「今西進化論と主体性の問題」、『松山大学論集』31 - 3
オドリンスミー他（2007）『ニッチ構築』佐倉統他訳、共立出版
川出由己（2006）『生物記号論—主体性の生物学』、京都大学学術出版会
ダーウィン（1994）『ミミズと土』渡辺弘之訳、平凡社
Popper（1994）*Alles Leben ist Problemlösen*, Piper
ユクスキュル（2005）『生物から見た世界』日高敏隆・羽田節子訳、岩波書店
——（2012）『生命の劇場』入江重吉・寺井俊正訳、講談社

[いりえ じゅうきち／松山大学名誉教授／哲学]

高橋和巳論へ至る私の道

My Personal Journey towards Literature of Kazumi Takahashi

清 真人

KIYOSHI, Mahito

「宗教と文学の格闘的契り」としての高橋文学

この4月、私はかなり大部な『高橋和巳論——宗教と文学の格闘的契り』（藤原書店）を出版した。同書の「あとがき」にも記したのだが、同書の執筆はほぼ四半世紀に及ぶ私の哲学研究の蓄積の総力をもって高橋和巳の文学を論じる試みとなった。なぜ、そのような仕様となったのか、そのことについていささか書き留めておきたい。いわば、私の研究ノートの一頁として。

まず、同書の副題を「宗教と文学の格闘的契り」としたことについて述べよう。私見では、高橋文学はこの日本において稀有な強度に達したこの格闘によってこそ特徴づけられる。代表作の一つである『憂鬱なる党派』のなかで、副主人公格の或る人物に彼はこう語らせる。——「〈廃墟〉を見てしまった人間には三つの生き方しかない。廃墟を固執し、一切を廃墟に還元する破壊的な運動に身を投ずるか、さもなくば、廃墟のイメージを内面化し自己自身を無限に荒廃させてのたれ死にするか、——そして今ひとつ、廃墟の中にも営まれつづけた悲劇でもない喜劇でもない日常茶飯（中略）の形式を頑固に守りつづけること。（中略）その日常性の地点から、他の者がおかされつつある虚妄の掛け声、虚妄の理想、虚妄の希望と絶望を批判し拒絶することだ」と。そしてこの最後の第三の生き方に関して、さらにこう続ける。「何十億となく生きている人類の中の、どうした偶然からか、ふと知り合った少数の人々との交情を運命として受けとめ、それを大切にしつつ、それを「日常性の泥沼の中に咲くただひとつの蓮の花であり、思想の花」とみなし、そこから「共^{ミットライデン}苦の観念——いや感情」を己のなかに育み直すことで、「〈廃墟〉を見てしまった人間」である己の人生に、しかし今一度、その苦痛からの救済をもたらす新たな道・新生のチャンスを切り開くこと、それがこの第三の生き方なのだ、と。

私は思った。上記の視点あるいはテーマはたんに『憂鬱なる党派』のみならず高橋文学総体を貫くところのそれだ、と。ここにいう〈廃墟〉は、高橋文学においていわば二つの象限をもつ。一つは、二つの世界大戦、ファシズム、そして革命とその痛苦なる挫折によって彩られる我らの「二十世紀」が経験した社会的カタストロフという象限である。高橋の主人公たちに即していえば、『捨子物語』での大阪大空襲体験、『憂鬱なる党派』での広島被爆体験、

『墮落』での満州引き揚げ体験、等である。もう一つの象限、それは、社会的にして歴史的な広がりをもつ政治的カタルシスではなく、ごく私的な、しかし確実にその個人の人生の廃墟化をもたらす、いうならば実存のカタルシスのそれである。たとえば、『捨子物語』の少年主人公は自分が実は捨子であり家族の中でひとり余所者であったことに気づき、孤独の深淵に墜落し、自分の人生が突然廃墟化するという経験を強いられる。あるいは『邪宗門』の主人公は、少年時、「お前は私の死肉を食らい必ず生きのびよ」という瀕死の母の切なる命令に従ったことであつたにせよ、文字通りそうすることで飢餓に襲われた山村をようやく独り脱出し、だがその記憶に苛まれ続け、結局己の人生を廃墟化するほかなくなる。

とはいえ、この二つの相異なる象限は往々にして内的に連関しあい相互投影の相乗作用に入り込む。その結果、彼ら「〈廃墟〉を見てしまった人間」の内面に「世界破滅を望む」世界呪詛といわば刺し違えの絆を結ぶ「自殺」願望を生みだすだろう。自己呪詛の極まりとして。今風にいえば、かの「拡大自殺」願望を。作家高橋はそれを見逃さない。彼は、人間におけるそのような「怨恨的復讐心」のいわば自乗化の在りようを指すメタファーとして、この「〈廃墟〉を見てしまった人間」という表象を駆使するのだ。そして、彼がくだんの第三の生き方を領導する感情力として「共苦」を位置づけるのは、この感情力こそが自乗化された「怨恨的復讐心」に対抗し、しかも、実はそれを内側から掘り崩す力を孕んだ人間の根源的な実存感情力だからにほかならない。

私にとって高橋文学が何よりも「宗教と文学の格闘的契り」として立ち現われるのは、まさに高橋の描く主人公たちの担うかかる自己葛藤の緊張度、そこに見いだされる己の人生の「救済」を賭けた《世界呪詛》から《共苦》への心性転回の劇的動力学——まさに「回心・新生・開悟」と呼び得る——の故にであった。そして私はこう考えた。彼はこの《世界呪詛から共苦へ》という魂の葛藤劇こそを人類が為した「二十世紀経験」の精神的核心に据え、その視点から彼の全作品を編み上げたのであり、だから彼にあっては問題の内側に向かう実存的深度と外側に向かう歴史的社会的拡張度が互いを支えあう極度の緊張関係を結ぶことになる、と。いいかえれば、一回限りの己の人生のなかで既に一度「〈廃墟〉を見てしまった人間」たるこの自分が、だが、あらためて《世界呪詛から共苦へ》の内面革命（「回心・新生・開悟」）を遂げ得るか否かという《実存革命》のテーマが一方に立てられ、他方には《歴史革命》のテーマが立てられる。われわれをくだんの《世界呪詛》に呻吟する怨恨的復讐心の塊に変えてしまったところの「二十世紀」の社会的カタルシス経験、これを果たしてわれわれは今後の歴史において克服し乗り越え得るのか？ という。そしてこの両者が手に手を取って、宗教的思弁性に満ちた小説言語を駆動せしめ、高橋の小説創作スタイルの顕著な特質をなす（と彼自身が自認する）「思考実験」的性格をいっそう濃化せしめ、強く領導するのだ。

高橋は代表作『邪宗門』の「あとがき」にいみじくもこう書いた。まずその書名にある「邪宗」という視点設定に関しては次のように。いわく、——もともと「世人から邪宗と目される限りにおいて、宗教は熾烈にしてかつ本質的な問いかけの迫力を持ち、かつ人間の精神に

とって宗教はいかなる位置をしめ、いかなる意味をもつかの問題性をも豊富にはらむと常々考えていた」と。またこの小説の「発想の発端」をなす動機とは、「日本の現代精神史を踏まえつつ、すべての宗教がその登場のはじめには色濃く持っている〈世なおし〉の思想を（中略）極限化すればどうなるかを、思考実験してみたいということ」（傍点、清）、これに尽きる、と。

この一節に触れたとき、にわかには私に沸き起こった問い、それについても触れておきたい。私にとって高橋文学を論じることが「ほぼ四半世紀に及ぶ私の哲学研究の蓄積の総力をもって」為す作業となったことと、この「問い」は大いにかかわる。

この四半世紀、私が追ってきたテーマ

「邪宗」という概念に託す彼の視点、それは私にとって実に魅力的であった。私はすぐさま彼に問いかけたくなったからだ。次のように。——では高橋よ、君は、イエス固有の思想を何よりも象徴すると思われる「共苦」の思想が古代ユダヤ教の正統的潮流（M・ヴェーバー的にいえばその「純粋ヤハウエ主義」派）にとって如何に「邪宗」として映ったか、この問題をどう考えるのか？ 君と私とのあいだには基本的に深い一致があるのか、それとも深い相違が、と。

かく問いかけたとき、私のなかで作動していたのは次の問題の連関であった。ヴェーバーは、彼の『宗教社会学』のなかでこう主張していた。——他の諸宗教と比較するなら古代ユダヤ教はきわめて強い道徳主義的性格を示すが、かかる宗教的特徴の背後にはエジプトなりバビロニアの王朝から「賤民族」として扱われてきたことへの激しい怨恨と、そこから生まれたユダヤ民族の復讐欲望が隠されており、このことがユダヤ教に類例をみない「勝義における応報的宗教性」を与えた。いわく、「世界のあらゆる宗教のなかでも、ヤハウエほど仮借なき復讐欲をもつ普遍神は存在しない」のであり、この宗教にあっては「道徳主義が、意識的ないし無意識的な復讐欲を合法化する手段として働いている」（ヴェーバー 1976：144-147）、と。そして、ニーチェこそこの問題の環を見抜いた最初の人間であった、と（ヴェーバー 1976：151）。しかもまたヴェーバーは、イエスの思想をまさにかかる性格の「ユダヤ的宗教性」に対して、それを真っ向から否定する新たな「宗教性」打ち出したものとして位置づけ、イエスの説く無条件的でいわば脱地上ア・コスミッシェ的な性格の「愛敵」の思想が除去しようとするのは「ほかならぬこの賤民族のことに強烈な怨恨感情なのである」と指摘した（ヴェーバー 1976：144）。

私はこのヴェーバーの問題把握に大いに共感してきた。拙著『聖書論Ⅰ 妬みの神と憐れみの神』ならびに『聖書論Ⅱ 聖書批判史考』（藤原書店、2015年）以来、その後の『ドストエフスキーとキリスト教——イエス主義・大地信仰・社会主義』（藤原書店、2016年）、『フロムと神秘主義』（藤原書店、2018年）に至るまで、このヴェーバーの問題把握は私自身の基礎観点でもあった。

というのも、私は、ヴェーバーのかかる認識を知る以前にそもそもニーチェが『道徳の系譜』で提示した次の問題把握に魅了されていたからだ。すなわち、怨恨の復讐心に捕らわれた人間は、己の敗北の屈辱を耐えしのぐ心理的必要から、まず己に敗北を強いた（あるいは強いかねない）敵を100%「悪」の塊たる道徳的劣等者として思い描き、かつまたその「模倣かつ対照像」として、つまり逆に100%「善」の塊たる道徳的優越者として我・味方を思い描き、この心理学的にして同時に政治的な自他に関する表象を通してこそ将来己が為すべき相手方への復讐を準備するのだ、というニーチェの洞察に（ニーチェ1976：144）。この表象機制を私は「マニ教主義的善悪二元論」と名づけた。またそこから次の視点も引き出した。——およそ「聖戦」イデオロギーが席卷する場では、人は必ず己をこの「マニ教主義的善悪二元論」へと幽閉すると同時に、自己集団を次の《差別主義的で肅正主義的な、いいかえれば純血主義的な自己中心化回路》に取り込もうと試みる、と。すなわち、自己集団の周縁に必ず「劣等なる非正統的な、故にまた必ず内通者にして裏切り分子となる危険を宿す被差別民層」を配置し、それを差別し肅清することを通して己の純血性を不断に誇示するという自己中心化の心理的＝政治的回路に。敵への「聖戦的構え」と味方への「肅正主義」的構えとは表裏一体の関係にあるのだ。

そしてイエスに関して私は次のことを指摘した。——ヤハウエ主義的「聖戦」思想に抗するイエスの「愛敵」主義は、かかる「マニ教主義的善悪二元論」と「肅正主義的な自己中心化回路」へ絡めとられることへの拒絶を意味し、それ故に同時にイエスは常にくだんの「被差別民」のシンボル存在であった「娼婦・徴税人・サマリヤ人」の側に立つ決意を披歴し続けた、と。

なお、次のことも言い添えておこう。実は私は、ニーチェのこの問題指摘を知る以前にまずサルトルが『弁証法的理性批判』で展開した暴力論——「暴力とは、(中略)人間の諸態度の恒常的な非人間性のことであって、要するに、各人が各人のうちに〈他者〉および〈悪〉の原理を見るようにさせるものなのである」云々から始まる（サルトル1962：152）——から、上記の視点を学んだのだ。拙著『実存と暴力』（御茶ノ水書房、2004年）は、この「暴力」のそれこそ「マニ教主義的善悪二元論」とそれに抗する「相互性のユマニズム」（まさにかの共苦を感情的梃子とし、彼は我であり我は彼であるとの彼我の連帯的相互承認の動力学を切り開く）との対決、それこそをサルトルの『弁証法的理性批判』の最深のモチーフとして読み解くものであった。その後、私は、サルトルの思想形成の淵源の一つをなすニーチェと彼との出会いを探查するうちに、まさにこのサルトルの暴力論の起源がニーチェにあることを発見したのだ（参照、拙著『サルトルの誕生——ニーチェの継承者にして、対決者』藤原書店、2012年）。

高橋文学と「二〇世紀後半の最大の課題」、あるいは彼の遺産的問いかけ

高橋の『悲の器』のなかに左翼学生運動の活動家に主人公の典膳が抱く次の想いが披歴される場面がある。——「成功しなかったとき、払った犠牲の大きさが、とりもどせない人生の一回性の重みを加えて眼前に拡大され、その人を怨嗟的人間にする。多くの失敗者が憎悪のかたまりになっていったのを私はみている。不幸にして、私はときおり、事あって職業革命家を志す諸君にあうとき、その人々の三人のうち二人には、その瞳のうちにすでに失敗者・落伍者の乳濁の色のあるのをみせつけられる。(中略) そういう人々が醜い権力欲にとりつかれて人をおとしめようとするのだ。」(高橋和巳(1971:142l. 傍点、清)

死の一年前に書かれた彼の論考「内ゲバの論理はこえられるか」のなかにこうある。——「圧政の打倒と貧窮や疎外、不平等からの解放において、革命は強く待望されるものでありつつ、革命を経験した民族や世代には、暗い思いがつきまとい、また未だ経験せざる者にも、一種の恐怖や嫌悪として感染している暗い想いをどのようにして洗い流すか、革命なるものを、真に魂にふれるものであるものにどのようにして転化するか、それが、二〇世紀後半の最大の課題である。(中略) 今後のありうるべき革命は単に政治次元、社会次元にとどまらず、人間それ自体の変革が含まれていなければならず、しかも大衆的規模での意識改革、人間関係変革は、変革の運動それ自体のなかでしかなしえない...。」(高橋和巳 1980:17.3 傍点、清)

残念ながら許された紙数が尽きようとしている。

実は最後に言いたかったことは次のことだ。——「〈廢墟〉を見てしまった人間」に、しかしなお残されているところのかの「第三の生き方」、それを「思考実験」を尽くして探求し形象化することこそ、文学の、否、およそ《思索する》ことの最終の使命と挑戦であるとしたら、高橋の掲げたかの「第三の生き方」への問いかけこそは、「革命の〈廢墟〉化を見てしまった人間」たる21世紀の「今とここ」を生きる私たちに譲り渡された彼の遺産である、と。

参考文献

- ヴェーバー(1976)『宗教社会学』武藤一雄・藺田宗人・藺田担訳、創文社
 サルトル(1962)『弁証法的理性批判I』竹内芳郎・柳内原伊作訳、人文書院
 高橋和巳(1971)『悲の器』、『高橋和巳作品集2』、河出書房新社
 高橋和巳(1980)『わが解体』河出文庫、河出書房
 ニーチェ(1993)『道徳の系譜』信太正三訳、ニーチェ全集11. ちくま学芸文庫、筑摩書房

[きよし まひと/元近畿大学/哲学]

研究談話委員会からの報告について

Reports from the Research Discourse Committee

**研究談話委員会
Research Discourse Committee**

2020年度の研究談話委員会は、第1回研究談話会（オンライン開催7月18日）「コロナ危機をどうとらえるか」（報告者：古沢広祐）、第2回研究談話会としては「コロナ禍と総合人間学」（9月12日）報告1「新型コロナをどうとらえるか？」（報告者：宗川吉汪）、報告2「共苦か怨恨的復讐か？ - コロナ禍問題が再び浮かび上がらず問題軸」（報告者：清真人）、第3回研究談話会としては「学術会議問題と学会声明から、学会と学問のあり方を考える」（11月7日）（報告者：三浦永光、柳沢遊、降旗信一、木村武史）を開催した。

電子ジャーナルでの報告としては、宗川吉汪氏、清真人氏、柳沢遊氏の3名の方の報告内容について掲載させて頂く。別に書籍版においても、関連した内容が掲載される予定なので、合わせてお読み頂ければ幸いである。

[ふるさわ こうゆう/研究談話委員会 委員長]

コロナパンデミックで見えてきたこと - これからの社会を考える -

Things We Have Learned from COVID-19 - Imagining a Post-Pandemic Society -

宗川 吉汪
SOKAWA, Yoshihiro

新型コロナウイルス・パンデミック

世界の新型コロナウイルス感染者が、今年 3 月初めに 1 億人を超え、死者は 250 万人に達した。世界人口約 78 億万人の 1.4 % が感染したことになる。日本の場合は、感染者 43 万人、死者 8000 人である。人口は 1 億 2600 万人であるから感染率は 0.33 % で、世界の感染率の 1/4 程度である。ただし、死亡率を比較すると、世界の 2.2 % に対して日本は 1.7 % でそれほど大きな開きはない。これまでの日本の感染対策はかならずしもうまくいっているわけではないので、これから感染者が増加して世界規模の近づく恐れがある。

今回の新型コロナウイルスパンデミックは 100 年前のスペイン風邪を想起させる。第一次世界大戦時、アメリカの若い兵士がヨーロッパに持ち込んだインフルエンザが瞬く間に広がり、1918 年から 1919 にかけて世界的大流行を引き起こした。当時の世界人口は 50 億、うちインフルエンザ患者 6 億、死者 3000 万とされている。感染率は実に 12 %、死亡率は 5 % にも登った。当時は世界大戦の混乱もあり、医療・衛生環境も劣悪であった。インフルエンザの原因がウイルスであることさえ分かっていなかった。インフルエンザウイルスの発見は 1933 年になってからのことである。

それに引き換え、現在はコロナウイルスの正体は解明され、PCR 検査でウイルス遺伝子の追跡も可能になっている。免疫についての知識も豊富になり、医療も格段に進歩している。よもや 100 年前のスペイン風邪の二の舞になるはずはない、と多くの人は考えている。それにしては今回のコロナ感染流行がなかなか収束しない。そもそもコロナパンデミックは何故起きたのだろうか。

新型コロナウイルス

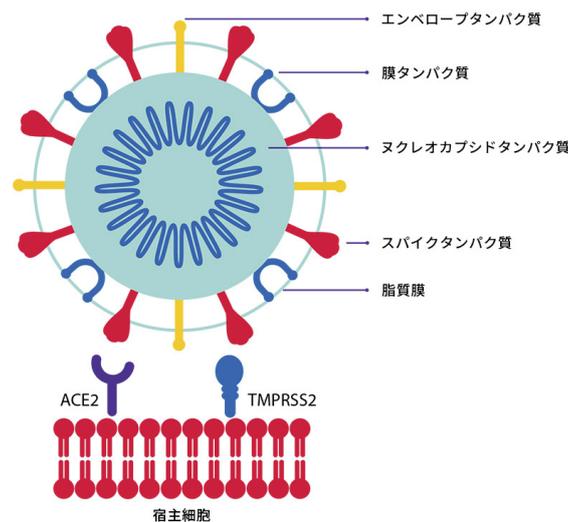
われわれの細胞には、遺伝情報系・生体分子合成系・エネルギー代謝系があり、自律的に増殖する。ところがウイルスには遺伝情報系しかなく、細胞に感染しない限り増殖できな

い。それゆえ、ウイルスは、生物と無生物の間、さまよえる遺伝子、生物でない生命体、最果ての生命、などと言われる。

ウイルスは核酸のうちの DNA か RNA かのどちらかを遺伝子にする。コロナウイルスやインフルエンザウイルスの遺伝子は RNA で、天然痘ウイルスやアデノウイルスの遺伝子は DNA である。一方、RNA を遺伝子とする細胞は存在しない。

ウイルス遺伝子はカプシドと呼ばれるタンパク質からできた殻の中に入っている。ウイルスによってはカプシドがエンベロープと呼ばれる外皮に包まれている場合もある。エンベロープはタンパク質・脂肪・糖質からできている。コロナ、インフルエンザ、天然痘などのウイルスにはエンベロープがある。一方、アデノウイルスはカプシドと遺伝子の塊で、いわば裸のウイルスである。

ウイルスは細胞に感染して侵入し、細胞の生体分子合成系・エネルギー代謝系を乗っ取って増殖する。コロナウイルスはエンベロープにあるスパイクタンパク質が細胞表面にある ACE2 というタンパク質と結合することで細胞に侵入する。(図参照)



図：コロナウイルス・スパイクタンパク質と宿主細胞の ACE2 との結合

新型コロナウイルスは SARS-CoV-2 (Severe acute respiratory syndrome coronavirus-2、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス-2) と呼ばれている。新型コロナウイルスによって発症する急性呼吸器疾患は COVID-19 (Coronavirus disease 2019) と呼ばれる。2019 年 11 月に中国・武漢市で初めてこのウイルスの感染が確認されたためである。

2002 年から 2003 年に、中国や東南アジアで流行した重症急性呼吸器症候群 (SARS) の病原体がコロナウイルスであった。このウイルスは SARS-CoV-1 と呼ばれている。その後、2012 年から 2018 年、中東地域でコロナウイルスが流行した。それは中東呼吸器症候群 (Middle East respiratory syndrome =MERS) といわれ、MERS-CoV と命名された。そしてい

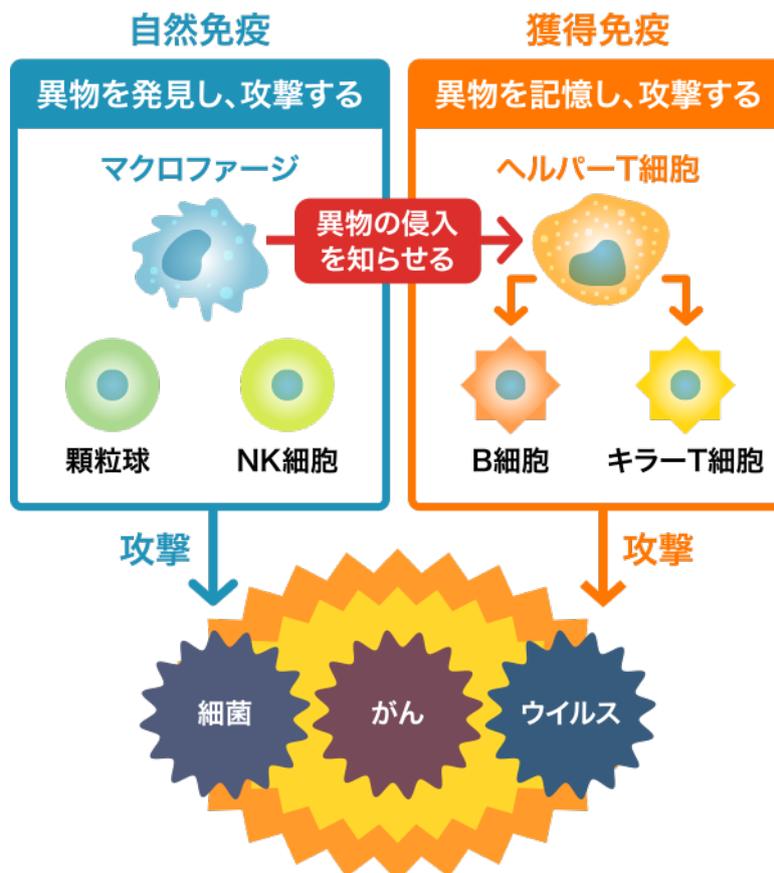
ま、世界は SARS-CoV-2 のパンデミックに襲われているのである。

RNA のコロナウイルス遺伝子は容易に変異する。現在、強い感染力をもつ三つの変異株、英国型・南ア型・ブラジル型が世界 77 カ国・地域に拡大している。英国型は死亡率が高く、南ア型はワクチンが効きにくく、ブラジル型は再感染の恐れある、とされている。日本でも変異株の市中感染が始まった。流行が長引けばさらに新しい変異株が出現するだろう。

ウイルス感染を防御する免疫機構

われわれは生まれつき持っている免疫力でウイルス感染を防御することができる。ウイルスを最初に迎え撃つのは自然免疫である。さらに獲得免疫が働き、最終的に身体からウイルスを駆逐する。

われわれの身体（からだ）にとっての異物を抗原という。ウイルスは抗原となる。免疫は抗原を排除する機構である。免疫を担当する細胞は白血球で、顆粒球、単球、リンパ球などがある。（図参照）



図：自然免疫と獲得免疫

自然免疫： コロナウイルスが感染すると、単球から分化したマクロファージ（食細胞）がウイルスを食べて分解する。さらに、リンパ球の一種のNK（ナチュラル・キラー）細胞や顆粒球がウイルス感染細胞を攻撃する。また、ウイルスに感染した細胞はインターフェロンというタンパク質を生産し、ウイルスの増殖を抑える。これらの働きを自然免疫と呼んでいる。自然免疫による防御の特徴はウイルスの種類を問わないことである。マクロファージやNK細胞、顆粒球、インターフェロンはどんな種類のウイルスも攻撃する。これを抗原非特異的という。

獲得免疫： 一方、獲得免疫の特徴は抗原特異性である。コロナウイルスに対する獲得免疫はコロナウイルスにしか効かない。獲得免疫には、キラーT細胞（リンパ球）が担当する細胞性免疫、ならびにB細胞（リンパ球）が担当する体液性免疫とがある。

コロナウイルス感染に際して、マクロファージがウイルスを最初に捕まえ食べたが、同時に、ウイルス分解物はマクロファージの表面に露出される。これを抗原提示という。抗原提示したマクロファージは、提示した抗原、すなわちコロナウイルスの断片と特異的に結合するヘルパーT細胞（リンパ球）を探し出す。

つぎにこのコロナウイルス特異的ヘルパーT細胞が、コロナウイルス特異的キラーT細胞とB細胞を探し出し、それらを増殖させる。コロナウイルス感染細胞は、増殖したキラーT細胞によって攻撃される。これが細胞性免疫である。

一方、増殖したB細胞はコロナウイルスに対する抗体を生産するようになる。抗体にはコロナウイルスに結合して不活性化する力がある。これが体液性免疫である。

感染したコロナウイルスは細胞性免疫と体液性免疫によって最終的に身体から駆逐されることになる。

免疫グロブリンとワクチン

リンパ球のB細胞がコロナウイルス特異的抗体を生産した。そのうち免疫グロブリンG（Immuno globulin G、IgG）と免疫グロブリンA（Immuno globulin A、IgA）という抗体が重要である。

IgGは血液中に多く存在し、ウイルスを凝集・不活性化する力が強く、体液性抗体の主役である。一方、IgAは血液だけでなく、眼の結膜・鼻・のど・気管支・消化管・尿路などの粘膜の分泌物である粘液（涙・唾液・鼻汁・気管支粘液・消化管粘液・尿・精液・母乳など）に大量にある。鼻やのどから感染するコロナやインフルエンザの風邪ウイルスを最初に迎え撃つ抗体はIgAである。

新型コロナ対策としてワクチンが期待されている。これまでは弱毒化ウイルスあるいはウイルス断片をワクチンとしていた。ところが、いま、遺伝子工学の進歩によってウイルスメッセンジャーRNA（mRNA）ワクチンやDNAワクチンが開発された。

米ファイザーや米モデルナが開発したワクチンはコロナウイルスのスパイクタンパク質の情報をもつ mRNA を脂質ナノ粒子に封入したものである。これを筋肉に注射すると、細胞内でワクチン mRNA の情報に従ってスパイクタンパク質が合成される。それが抗原となってコロナウイルス・スパイクタンパク質に対する抗体 IgG が生成されるというわけである。病気の発症や重症化に対して高い予防効果が認められている。このワクチンの弱点は mRNA を封入している脂質ナノ粒子が不安定なため、保存に -75°C あるいは -20°C の極低温を必要とすることである。

一方、英アストラゼネカ製ワクチンやロシアのスプートニク V は熱に安定なウイルスベクターワクチンである。スパイク・タンパク質遺伝子 DNA をウイルスベクター（運び手）のアデノウイルスに組込んでいる。これは $2\sim 8^{\circ}\text{C}$ の冷蔵庫で保存可能である。

中国では死滅したコロナウイルスを用いたワクチンが作られている。日本はコロナワクチン開発で完全に出遅れた。

コロナウイルス感染を最初に抑える抗体は IgA であった。いまのワクチンはいずれも筋肉注射によって投与されるため IgG 抗体は誘導されるが、IgA 抗体は誘導されない。そのため、発症や重症化を抑える効果は期待できるが、初期の感染防御には直接には役立たない。IgA 抗体を誘導するためには鼻粘膜に直接投与する経鼻ワクチンが有効である。その開発が望まれている。

日本のコロナウイルス対策

日本のコロナ感染対策の元締めは厚労省・健康局・結核感染症課で、ここがインフルエンザやコロナ対策を担当している。実働部隊は各地の保健所である。対策の基本はクラスター対策で、結核やハンセン病患者を見つけて隔離し、それによって集団感染を防止することである。今回の新型コロナでもクラスター対策が取られた。感染・発病した患者を見つけて隔離したのである。昨年春の第 1 波は抑えられたように見えたが、夏の第 2 波は抑えられず、昨年末からの第 3 波を迎えた。従来型のクラスター対策は完全に失敗した。

なぜクラスター対策は失敗したか。理由は簡単である。コロナウイルスの感染スピードが結核菌とは較べものにならないくらい早いからである。また、無症候者がエピセンター（震源地）となり感染が拡大した。患者を見つけてから隔離・保護するのでは間に合わない。早急にエピセンター対策に切り替えるべきである。

コロナウイルスは PCR 検査で容易に検出できる。PCR とはポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction) の略称で、酵素を使って試験管内で遺伝子を増幅する反応のことである。少量のウイルス遺伝子を精度高く増幅することができる。最近では唾液を採取して、短時間で検出可能な PCR 装置が開発されている。

しかしながら国や自治体は今もって広範な PCR 検査の実施に消極的である。PCR でウイルスを 100% 検出できない、陽性者が多く出ると病院がパンクする、保健所では対応しきれ

ない、陽性になると差別される、検査料が高いなど、理由にもならない理由を挙げている。しかし本音は、経済やオリンピックのために感染者の数をできるだけ低く押さえておきたいということにあるようだ。

一方で、PCR検査を広範に導入して感染者を早く見つけた高齢者施設や病院などでは流行予防に大きな成果をあげている。これまでのように患者を追いかけるのではなく、PCRでコロナを追いかける対策に早急に切り替えるべきである。

遺伝子工学を応用したワクチンが作られた。PCRも遺伝子工学の申し子である。最先端の科学技術をもっと積極的に応用すべきだ。

ウイルス感染流行の抑制には個人防衛と社会（集団）防衛の組み合わせが重要である。三密を避けるとかマスクを着用するなどは個人防衛である。しかし個人防衛をいくら積み上げても社会的流行を抑えることはできない。一方、検査や感染者の隔離・保護、保健・医療体制などは社会防衛であるが、その責任は国や自治体にある。社会防衛がしっかりしていないとウイルス感染流行は抑えられないのは当然である。国や自治体が個人防衛を呼びかけるのは良しとしても、それを社会防衛にすり替えるのは許されない。社会防衛は個人防衛を支えるものであって、その逆ではない。

従来ワクチン接種は社会防衛の一環に位置づけられていた。しかし近年、とくに日本では、ワクチン接種は個人防衛の範疇にある。ワクチン供給の責任は国や自治体にあるが、目的は個人の発症・重症化の予防で、感染流行を抑制する決め手にはならない。

新型コロナウイルスパンデミックはなぜ起きたか

国連環境計画（UNEP）は、2020年7月、次のような要因がCOVID-19を含めた動物由来感染症の危機を世界的に拡大させていると警告した。すなわち、集中型で持続可能でない畜産の増加、野生生物の搾取の増加、都市化・土地利用変化の持続不可能な進行、移動・輸送・食料供給チェーンによる国境喪失、気候変動による病原体拡散、などである。

多くの論者が今、コロナパンデミックの大元に新自由主義があると指摘している。新自由主義政策の特徴として、自己責任を標榜する小さな政府の下で、緊縮財政、福祉・公共サービスの縮小（自助の推進）、公営事業の民営化（公助の縮小）、規制緩和による競争促進とグローバル化、派遣労働の拡大など労働者保護の廃止などが挙げられる。つまり、もうけと競争のみを追求する市場原理主義からなる“むき出しの”資本主義経済政策、ということである。

新自由主義による無軌道な経済活動が地球温暖化や世界規模の環境汚染を引き起こし、結果として、感染力の強いウイルスが進化してきたというわけである。グローバル化が世界規模の人の移動を促進し、人どうしの接触頻度を増大させた。新型コロナウイルスパンデミックはそれらの結果である。

日本でも、歴代自公政権の新自由主義政策によって公的給付の抑制や医療・福祉サービス

の市場化が進められ、ウイルス感染に対する社会防衛の体制が弱体化した。その状態で新型コロナウイルスの流行を迎えたのである。

新自由主義は戦争と同様に社会と自然の荒廃をもたらした。第一次世界大戦がスペイン風邪の原因であった。今回の新型コロナウイルスパンデミックは世界規模の新自由主義政策が原因である。

フランシスコ・ローマ教皇は、昨年10月4日の回勅で「市場だけがすべての問題を解決できるわけでもないのに、誰もが新自由主義の教義を信じるように求められています。今回のパンデミックによってあらわになった世界システムの脆弱性は、すべてが市場の自由によって解決できないことを明らかにしました。そしてまた、お金によって支配されない健全な政治活動を取り戻し、人間の尊厳を中心に据え直し、その柱の上に私たちが必要とする別の社会構造を作り上げなければならないことを示しました」と述べた。

われわれが新自由主義のくびきを断ち切らない限り、将来、何度でも新たなウイルスが出現し、その度にウイルスパンデミックに見舞われることになるだろう。人類がこの先も生きのびていくためには「別の社会構造」を作り上げ、自然豊かな地球をとり戻さなければならない。残された時間はそれほど長くはない。

参考文献

- 審良静男・黒崎知博（2014）『新しい免疫入門－自然免疫から自然炎症まで』、講談社
岡田晴恵・田代真人（2003）『感染症とたたかう－インフルエンザとSARS－』、岩波新書
加藤延夫（2005）『微生物 vs. 人類－感染症とどう戦うか』、講談社現代新書
川喜田愛郎（1956）『生物と無生物の間－ウイルスの話』、岩波新書
斎藤幸平（2020）『人新世の「資本論」』、集英社新書
宗川吉汪（2001）「健康指標としてのインターフェロン系」山岸秀夫・宮澤正顕編『シリーズ 21 世紀の健康と医生物学 3 からだを守る』、昭和堂
宗川吉汪（2006）「ウイルスは生物か無生物か－古くて新しい問題」、『日本の科学者』41 巻、pp.674～679
宗川吉汪（2020）「新型コロナウイルスの感染と防御」、『季論 21』49 号、pp.41～49
多田富雄（1993）『免疫の意味論』、青土社
村上陽一郎編（2020）『コロナ後の世界を生きる－私たちの提言』、岩波新書
矢田純一（1987）『免疫－からだを護る不思議なしくみ』、東京化学同人
山内一也（2020）『ウイルスの世紀－なぜ繰り返し出現するのか』、みすず書房

[そうかわ よしひろ／京都工芸繊維大学名誉教授]

怨恨的復讐心か、共苦か？

－ コロナ禍が浮かび上がらせている問題系を問い直す －

Resentment or Compassion?

A Re-analysis of the Problems Caused by COVID-19

清 真人

KIYOSHI, Mahito

はじめに――「分断」を生むメンタリティーとは？

突如コロナ禍に突き落され、そこからの脱出の展望は依然として定かならず、苦悩と危機感はいやますばかりの現在、私はここ25年間の自分の研究と著作活動の歴史を振り返り、次のことを嘯みしめるに至った。すなわち、その基軸をなした問題の一つが、そもそも人類に宿痾の如く纏いつく問題であるが故にまさに「今、ここ」での人類の危機に直結するものであること、を。

その問題こそは本論考のタイトルに掲げた問題、《怨恨的復讐心に自分の身を任せてしまうのか、それとも共苦し共苦される自他の絆を心の最大の支柱とし、前者となることと闘うのか》という心の葛藤であった。(なお、ここで「共苦」という概念について一言しておく。これに該当する独語は Mitleid、Mitleiden、英語は compassion である。従来この独語や英語は多くの場合「同情」と訳されてきた。フォイエルバッハ学者として名高い船山信一は、この言葉の翻訳にあたって「同情(共同苦悩)」と二つの訳語を併記することを常としてきたが、察するにそれは次の理由からであると思える。すなわち、「同情」という日本語には往々<優越者が劣位にある苦悩する人間を上から目線で憐れみ、その陰で実は自分の優越性の密かなる享受に浸るといふ如き心理>が纏いつている場合があることを踏まえ、そうではなくて、<自分は君の苦悩が痛いほど解る>あるいは<本当に解って寄り添いたい>という連帯の絆、これを欲する心性を強調するものとして、あえて直訳の「共同苦悩」をも添えたにちがいない、と。さらに付言すれば、当学会年誌・第14号『いのちのゆれの現場から実践知を問う』で多くの執筆者が一様に強調した「対話」・「傾聴」の関係性こそ、まさに「共苦」・「共同苦悩」のそれであるということになる。また、この拙論の元となった私の報告をめぐる討論会では、参会者から次のことが指摘された。英国では相手への同調に重心を置く「sympathy 同情」ではなく、自他の距離を超えるという点に、またたんに感情的同調ではなく自他に共通する問題の認識の共有化に重心を置く「共感 empathy」の能力の育成が強調されだしていることが。「共苦」はそこに込められた連帯性を重んじる問題意識とも連動する

ものといえよう。)

そもそもこの拙論は、当初、昨年11月のアメリカ合衆国大統領選挙以前に開かれた当学会の研究会での報告として書かれた。今、私は確信する。——そこで取り上げた現在の合衆国の抱える問題は、まさに同選挙でのバイデン勝利、ならびにその直後に起きた連邦議会議事堂へのトランプ派の極右団体への乱入占拠事件、それへの全米的抗議（共和党の無視しえない部分も含む）という一連の経緯でいっそう鮮やかに確証されるに至った、と。私は問題提起としてこう書いたのであった。

——そもそも世界一の国力を誇り、現代科学の最先端を結集しているはずの合衆国が、また自由と民主主義を国是とするはずの合衆国が、にもかかわらず、コロナ感染者数においても、その死者数においても、そしてこのコロナ禍がその社会が抱える貧富の差や人種差別を極端に反映した発症の様相を帯びるといふ点でも、驚くべき突出した数量において世界最悪のコロナ禍に見舞われているという事実、このこと自体が多くの「何故？」を誘発する悪しき驚異的出来事である。しかも、この驚異的事態を背景に、先の2020年5月25日、ミネアポリスで白人警官による非道で不法な黒人殺し、フロイド殺害事件が発生し、それを強く糾弾して「Black Lives Matter」のプラカードを掲げて、黒人のみならず多数の白人をも含むおそらく合衆国内のすべての人種の協同の市民運動が誕生するに至ったことは記憶に新しい。またそれを背景に、民主党のバイデン大統領候補ならびにその片腕たるカマラ・ハリス副大統領候補が期せずして反トランプの精神的合言葉として、「分断に反対し共感を！」のキーワードを掲げたことは。(なお付言しておこう。——新大統領バイデンはくだんの大統領選挙を振り返り、そこでの真の勝利者は「候補者ではなく、民主主義という大義だ」と述べて喝采を浴びたが、そこでいう「民主主義」とは、<民主主義=多数決主義>という単純な理解に立つそれではなく、J・S・ミルの強調した<少数派・異端派尊重>を己の不可欠の要素と考えるそれ、いわゆるリベラル・デモクラシーとしてのそれであったこと、このことは今回の事態の本質に関わる重要な確認事項だ、と。)

ここであらためて、私は<「分断」を生むメンタリティーとは?>との問いを掲げ、こう主張したい。——一切のコミュニケーション努力の放棄。独善的自己正当化の欲望が生む自閉化によって支えられた他者憎悪。対立者への頭ごなしの「敵」視、憎悪と蔑視、独善的正義の振り回し。まさにあのトランプ・スタイルに凝縮されるメンタリティーこそが「分断」の内面をなすメンタリティーである。かつまた、このメンタリティーに合衆国の多くの人々が陥るならば、それは「合衆国」という理念自体の自己崩壊にほかならない！かかる危機意識が、まさに「分断」を生むメンタリティーに抗して誕生しているという二極的事態、これこそが今日のアメリカの精神状況である。

この対抗する他方の精神的極を指して、私は「共感」メンタリティーの高揚とひとまず名付け、こう指摘したい。——「共感」力の再獲得こそが今日のアメリカの精神問題の中核となった。「共感」のいわば震源地、最も身に迫ったその感情の支柱、そこにこそ「共感」が向

けられ届いて欲しいその感情とは、「苦悩」であろう。だから、「共感」の核心は「共苦」であり、「共感」力とは何にもまして「共苦」力である。周知のように副大統領候補ハリスは、父を黒人とし母をインド人とする人物である。世界最大のコロナ感染者を産み出した合衆国において、その死者の六割は黒人ならびにヒスパニック系に集中しているという事態（当時）、そこに渦巻く「苦悩」への「共感」・「共苦」、それを象徴する人物こそが彼女である。またバイデン候補はかつて交通事故で一瞬にしてその妻と娘を喪い、また二人の息子はかろうじて生き残ったにせよ重症を負ったといわれる、そしてバイデンは、回復した息子二人を毎日自ら車で往復四時間かけて学校に通わせ続けたといわれる。両候補は自らが苦悩のなんたるかを痛感してきた人間だからこそ、「共苦」を己の政治的倫理の根底に置くことができる人物として登場した。

もう一つ、忘れがたい問題は次のことである。すなわち、白人警官によって残酷に殺された黒人フロイドの親しいガールフレンドと弟は、この事件への態度表明に際して、異口同音に抗議運動が暴動化することに強い拒絶の意志表示をおこなった。「火には火で戦えない。すべてが燃え上がるだけだ。一日中見てきた、人々は憎み、怒り狂っている。フロイドはそれを望まないでしょう」、「暴力的な方法ではなく平和的な解決を！（中略）あなたたちがやっていることは何にもならない。そんなことをしたって、兄は戻ってきません（中略）左に平和を、右に正義を」と。

他方、BLM運動のリーダーの一人であるニューヨーク地区責任者が6月24日のテレビ番組「FOX ニュース」に出演し、こう発言していたことにも注意が払われるべきである。——「アメリカが我々の要求に反応しないなら現在のシステムを焼き払う。（中略）比喩的な表現か、文字通りの意味かは、解釈に任せる」と。実に不安を掻き立てる言葉、ではある。それは、抗議運動の「暴力革命」化の潜在的可能性は常に「今、ここに！」という警告にほかならない。そして、トランプ大統領がBLM運動の背後には「極左分子」の暗躍が潜むとすかさず主張したこともまた象徴的であった。

ここで、私は次の問いを提出したい。すなわち、「分断」メンタリティーの心理的支柱は<怨恨的復讐心>ではないか？ と。この点で、私はくだんの白人警官によるサディスティックな黒人青年殺し（青年の哀訴にもかかわらず8分間にわたって彼の首を膝で押し続けた）に関して一つの仮説を提起したい。

——そもそもくだんの白人警官の正義の御旗を振りかざしてなされた、あのサディスティックな行為は、その深層心理的次元に、実は黒人に対するのではなく、同胞たる白人に対する秘められたる怨恨的復讐心が抱えこまれていたという可能性があるのではないかと。

ここで想起したい。黒人に対する最も凶暴な差別者となるのは昔からいわゆるプワー・ホワイト（白人貧困層）であった。この視点から振り返るなら、前述のフロイドの近親者二人の《暴動拒否》の発言は実は次の問題に対する強い危惧を表す。すなわち黒人は黒人で、そ

の長きにわたる被差別経験の故に対白人への怨恨的復讐心を自身のなかに抱え込み、無意識層に沈澱させざるを得ず、自分を苦しめた白人の或る特定の誰かへの復讐ではなく、白人一般への見境の無い復讐暴力の激発となってそれを発現させ、この激発が暴動全体を覆い尽くしてしまうという負の可能性、これを常に抱え込んでいるという問題、これを軽視してはならない、との。(私見によれば、次の問題性、すなわち黒人において、白人への怨恨的復讐心が極めてねじまがった形で、つまり当の白人へ発揮されるどころか——というのも白人権力はあまりにも巨大かつ狂暴であるが故に——、かえって同胞への、街でのいざこざの容易な暴力化や家庭内暴力として発現してしまうという悲劇、これを長らく合衆国の黒人は抱えてきたという問題の文脈、これはアリス・ウォーカーの小説『カラーパープル』(スピルバーグによって映画化)やマイケル・ジャクソンの自伝や彼のショート・フィルム「君を感じる道」や「Bad」に見事に表現されている。)

なお、以下の議論を支える二つの洞察についてあらかじめ言及しておきたい。

一つは、「怨恨的復讐心」という心理に関して、後述するニーチェの洞察から大いに学んで『道徳の構造におけるルサンチマン』を書いたマックス・シェーラーが強調した次の点である。すなわち怨恨心とは、強者を前にして、弱者がとても直接の反撃に打って出ることができず、如何ともしがたくおのれの無力さや敗北を甘受せざるを得ない、かかる弱者の根本的な劣位性が生みだす情念であること。それ故、その発現は、当の抑圧者に対する復讐としてではなく、往々にして、この劣位性の意識を己自身から拭い去り、己を圧倒的優越感で包むという心理的補償の獲得に向かい、それを提供してくれる相手、つまり自分にとっての明らかなる劣者・下位者・従者に対するサディズムという転移・転倒形態を取るという問題性、これである。(シェーラー 1977: 56~61)

もう一つは、エーリッヒ・フロムが『正気の世界』で披瀝した次の洞察である。すなわち彼はこう指摘した。——危機の時期はまるでパンドラの箱を開けてしまったかのように、人間の無意識のなかにしまいこまれていた様々の破壊的衝動・非合理的情念・怨恨的復讐心等が噴出し、それまで、それなりに合理的にルールを重んじ運営されていたかに見えていた社会的秩序を大きく動揺させ破綻に追い込む危険性が顕著に増大する、と(フロム 1958: 296-8、清 2018: 229-39)。われわれの20世紀はまさにこの問題の顕著な事例そのものであった。そして2020年代の今、われわれはコロナ禍という「危機の時期」に突き落とされたのである。

ここで、もう少しこの問題系の土台にある思索の伝承関係を掘り下げておこう。取り上げたいのは、かつてニーチェとサルトルのあいだに生じたそれである。

*この問題系に関する私の著作は以下の如くである。『〈受難した子供〉の眼差しとサルトル』御茶の水書房、1996年。『実存と暴力』御茶の水書房、2004年。『《想像の人間》としてのニーチェ』晃洋書房、2005年。『三島由紀夫におけるニーチェ』思潮社、2010年。『サルトルの誕生』藤原書店、2012年。『大地と十字架』思潮社、2013年。『聖書論Ⅰ 妬みの神と憐れみの神』・『聖書論Ⅱ 聖書批判史考』藤原書店、2015年。

『ドストエフスキーとキリスト教』藤原書店、2016年。『フロムと神秘主義』藤原書店、2018年。『高橋和巳論』藤原書店、2020年。

ニーチェとサルトルを結ぶ問題の環

怨恨的な自己把握の回路と「他性(アルテリテ)」の回路

私は、前章で、黒人青年へのサディスティックな殺害行為に走った白人警官について言及した。またこうした暴力に対する抗議運動が暴力化してゆく過程で、当初は正当な「正義」要求の運動に見えていたものが、その心理的実質において重心を己が長年にわたって培わざるを得なかった怨恨を晴らす復讐行為にすり替えてしまい、その結果、「敵」なり「裏切者」と認定した「他者」に対する見境のない攻撃へと変質してしまうことへの危惧、これを殺害された黒人青年の親族が強く表明したことを指摘した。

ここで私は、かかる怨恨的復讐の心理構造を「正義代弁人意識 - 怨恨的復讐心 - 権力欲望の暗き三位一体^{トリアーデ}」と名づけてみたい。そして、いそいで次のことをまさに「今とここ」にかかわる問題として指摘したい。すなわち、古くはかの「池田小学校襲撃生徒殺し事件」、最近ではかの「京都アニメ放火殺害事件」を典型とし、最近話題となる「拡大自殺」心理（「誰でもいいから人を残酷に殺して、死刑になって、自殺をやり遂げたかった」という心理）は、この「正義代弁人意識 - 怨恨的復讐心 - 権力欲望の暗き三位一体^{トリアーデ}」の一種の変形パターンであり（なおこの点で、私はかの「やまゆり園19人殺傷事件」もそれに属すると睨んでいる。）、これまでのほとんどの「家庭内暴力」と学校内のいわゆる「イジメ」は（多くの場合、虐待者は幼年期親から虐待を蒙った者であった）、多かれ少なかれこの「暗き三位一体^{トリアーデ}」を呼吸してきたし、今日のコロナ禍は、「感染阻止」を新たなる正義の御旗とするこの「暗き三位一体^{トリアーデ}」の心理的罠を日本社会に浸潤させつつある、と。そして、あのトランプ元大統領のツイッター・パフォーマンスが象徴となった、ネット世界のいわゆる「炎上」が象徴とする「敵」捜し欲望の膨張>という事態、一言でいうなら、PC技術に支えられたSNS技術は、まさに「分断メンタリティー」の克服の決定的手段を提供するものとなるどころか、逆にこのメンタリティーの全社会的伝染の決定打としてしか働いていないのではという不安、これに我々を突き落しつつあるということ。

さて、私はこう思う。ニーチェこそ、この「正義代弁人意識 - 怨恨的復讐心 - 権力欲望の暗き三位一体^{トリアーデ}」を見事に抉りだし、人類の宿痾として提示し、そこからわれわれが解放されるのか否かという問題をいわば「人間学」の中心問題として、だからまた、そもそも人類の文化の源泉となった「宗教」がまずそのまわりをまわった問題軸として認定した、最初の哲学者であった、と。

いささかそのことに触れよう。

彼の『道徳の系譜』の一節にいわく、

(前略) これに反し、ルサンチマンの人間が思い描くような<敵>を想像してみるがよい。——そこにこそ彼の行為があり、創造がある。彼はまず<悪い敵>、つまり<悪人>を心に思い描く。しかもこれを基本概念となし、さてそこからしてさらにその模像かつ対照像として<善人>なるものを考えだす、——これこそが彼自身というわけだ！
(ニーチェ 1993a:397)

以下、私は上記のニーチェの一節をこう解釈する。

——必要は発明の母である。ここにニーチェが描きだしている問題とは、《怨恨的人間》とは《敵》を自分のために必要とするがゆえにそれを創りだす人間であるということだ。《怨恨的人間》においてオリジナルな点、彼にとっての真の「行為」、つまり「創造」とは、《敵》の創造＝捏造にある。では、何故に《怨恨的人間》は《敵》を創造＝捏造しなければならないか？ それは、《怨恨的人間》は自分の意識の前に自分を《敵》に圧倒的に道徳的に優越した存在たる<善人・正義人>として登場せしめる必要があるからだ。彼の自己意識の核は劣等感にある。だからこそ、完璧なる劣等性・道徳的劣性と一つに撚り合わされた<悪>としての《敵》という存在が必要となる。自己の圧倒的道徳的優越の意識が、これまで自分に貼りついてきた自分の劣等感を拭い去り、この道徳的に見下せるという意識の優位がいまだ果たせぬ《敵》への復讐を耐え忍ぶことを可能にさせる。(機会を得れば、その復讐心は一挙に暴発へと直行しよう)。つまり逆にいえば、自分に<善人・正義人>という表象を与えることが絶対に必要となる。その場合この表象の案出は<悪>としての《敵》という表象の創造と背中合わせになっている。ここで《他者》(私とまったく縁遠い「異者」たる)の概念を導入して右のニーチェの把握をもう一度なぞるならこうだ。

——「悪人」はもちろん「善人・正義人」の《他者》である。しかもマニ教的観念(淵源は、ゾロアスター教)においてはこの他者性は絶対的なものである。つまり、まったく《他者》、頭の先からつま先まで自分とは異なった存在、《彼のなかに我を見、我のなかに彼を見る》いかなる相互性も発見し得ない相手、異邦的存在、「反=人間で異種族」・「絶対他者」である。とはいえ、この「絶対他者」が「基本概念」なのであり、そこから出発して自分がその「対照像」として把握されてくるのだ。つまり、善人・正義人たる我は、我の《他者》たる悪人のその《他者》として把握される。また善人・正義人がこの基本概念たる悪人の「模像」だというのは、悪人がまったく悪の化身と捉えられたことと同じく、善人・正義人はまさにまったく善人・正義人、悪の要素を一分たりと含まない善と正義の化身として構成されてくるからだ、かの「聖戦」観念において典型となるように。(「まったく善人・正義人、悪の要素を一分たりと含まない善と正義の化身」を「正義代弁人」と置き換えてみよ、後述するように、この問題系はこれまで人類が経験してきた一切の「革命運動」に宿痾の如く纏いつく問題でもあるから、「革命家」・「前衛者」・「党员」等々にも。またかかる善悪二元論は「マニ教主義的善悪二元論」と呼び得る、清)

ところで、このニーチェの洞察はサルトルに見事に受け継がれた。サルトルはそれを、い

わば彼の20世紀論へと再生せしめたのである。まさに思索伝承者として。『弁証法的理性批判』において彼は、前述のニーチェが抉り出した怨恨的人間の自己把握の回路を「他性」の回路と呼び、それが個々の暴力的事象の発生源となる基盤的關係性（昨今の社会学用語を用いれば「構造的暴力」）にほかならないとした。いわく、

暴力とは、(中略)人間の諸態度の恒常的な非人間性のことであって、要するに、各人が各人のうちに〈他者〉および〈悪〉の原理を見るようにさせるものなのである。それゆえ(中略)殺戮または投獄といった、目に見える実力行使のおこなわれることは必要ではない。それどころか、実力行使の企図の現前する必要さえもない。生産諸関係が不安と相互不信の風土のなかで、『〈他人〉は反=人間で異種族にぞくする』と信じようといつも身構えている諸個人によって打ち立てられ、追求されさえすれば、換言すれば〈他者〉はどんなものでも〈他者〉たちに対して〈先に手をだした者〉としていつもあらわれることができるのであれば、それで十分なのだ」(傍点、清)。「純粋な相互性においては、私と別な者(他者)も、また私と同じ者である。ところが稀少性によって変容された相互性においては、その同じ人間が根本的に別の者〈他者〉(つまり、われわれにとっての死の脅迫の保持者)として現れるという意味において、その同じ者がわれわれに反=人間として現れる」(サルトル 1962:173)。

ここで、本論考の文脈でいえば、上記の〈他者〉という概念を「黒人」と「白人」という言葉に置き換えてみると解りやすい。上の一節をこう書き換えてみよう。——生産諸関係・社会諸関係が、不安と相互不信の風土のなかで、『〈黒人〉は反=人間で異種族にぞくする』と信じようといつも身構えている白人諸個人によって打ち立てられ、追求されさえすれば、換言すれば〈黒人〉はどんな奴でも〈白人〉たちに対して〈先に手をだした者〉としていつもあらわれることができるのであれば、それで十分なのだ——。

なお上の引用節のなかでサルトルの言う「純粋な相互性」、すなわち、「彼のなかに我を見、私のなかに彼を見る」直観力が生む関係性の最も強力な駆動力、それはこれまで縷々述べてきた「共苦」の感情能力にほかならないこと、これはいうまでもないであろう。

サルトルとニーチェの対決点——「権力のモラル」か「相互性のモラル」か

次に、このサルトルにおける「他性の回路」と「相互性」との対置にかかわって、実は、その対置は、同時にサルトルにとってニーチェと彼の対決点ともなるという興味深い問題、それに触れておこう。

実はニーチェは、「権力への意志」のディオニュソスの肯定論の立場から「共苦」の倫理を真っ向から全否定し、原理的に「共苦」の倫理に立つ社会主義思想の一切を全面否定する思想家であった。他方、サルトルは、戦後すぐに書き綴った膨大なノート群『道徳論手帳』(『文学とは何か』の執筆とほぼ平行して)のなかの「力(権力)のモラルの諸原理」と題したニー

チェ批判のノートで、このニーチェの「共苦」否定に対して彼の「相互性のモラル」を真っ向から対置する。先に見た彼の『弁証法的理性批判』における暴力論は、暴力をまさに「相互性」のいわば転倒的・疎外的形態として——そもそも己のなかの相手への暴力的態度を、あたかも相手が我に対してとる態度の如く、投射し転倒せしめることで——問題にする点で、くだんの「相互性のモラル」が培った視力によって深く支えられてこそ誕生し得た考察であったのだ。

まずニーチェの反・共苦のいくつかの言葉を引いておこう。

『権力への意志 上』断章五四にいわく。——「私は、弱化せしめるもの、——憔悴せしめるものすべてへの否を教える。私は、強化するもの、力を蓄えるもの、力の感情を是認するものすべてへの然りを教える。前者も後者もこれまで教えられることがなかった。徳が、無我が、共苦が、生の否定すらが教えられてきたのである。これらすべては憔悴するものの価値にほかならない。(中略) それこそが、至高の徳、唯一の徳、すべての徳の基底であると、ショーペンハウアーもまだ教えていたあの徳、すなわち、あの共苦をこそ、私は、なんらかの背徳にもまして危険なものであるとみとめた。」(ニーチェ 1993b : 67~68)

断章七六六：「最も深い誤解！ 畜群 Herde たらしめるもの、共苦を、私たちの本性のより価値ある側面として性格づけようところみるとは！」(ニーチェ 1993c : 280)。断章七二三：「相互扶助、報いかえされたいとの底意は、人間の価値を低劣ならしめる最もいまわしい形式の一つである。それは、距離の裂け目がもつ価値を非道徳的として引き下げるあの「平等」を必然的にとまなう」(ニーチェ 1993c;245. 「距離の裂け目がもつ価値」とは孤高の独立性を堅持する精神の貴族主義がもつ価値を指す言葉である、清)

また、共苦の倫理と社会主義思想との関係について彼はおおよそこう述べる。——民主主義とその徹底化としての社会主義の登場の過程に宿る内面的な心理的事情は、しかしながら、現代人(一九世紀西欧)によって「見抜かれなくなっている」。今や社会主義は時代の先端思想として多くの知識人によって「もてはやされてきている」のだが、その原因は、「私たちすべての血液のうちにいまなおひそんでいる一片のキリスト教のためである」(傍点、ニーチェ)と。事実、「社会主義者たちはこのキリスト教的本能に訴えかける」ことで成功を勝ち取っているのだ、と(ニーチェ 3 : 275)。彼によれば、集団や伝統ではなく独立した自律的個人が己の良心に従って「あらゆるものの審判者であると僭称するようそそのかした」のは「キリスト教が最初であり」、またさらにいっそう深く現代人の意識に「遺伝された」のは、「神のまえでの靈魂の平等」という「概念」であり、それが「平等権のあらゆる理論の原型」(傍点、ニーチェ)となり、この二つが相まって社会主義思想の当時における興隆を生みだした、と(ニーチェ 3 : 276~277)

残念ながら、もう紙数がない。こうしたニーチェにおける反社会主義的、反民主主義的な本質的に極度に貴族主義的なナルシシズムになるほかないその「権力への意志」思想に対して、如何にサルトルが「相互性のモラル」の立場に立ち、資本主義とあらゆる植民地主義に抗する徹底的な社会主義のインターナショナリズムを主張したかを詳論する紙数が。

またたんにそれだけでなく、たとえば次のような「愛」の捉え方を打ち出し、ニーチェの極度に所有主義的なそれと対決したこと、これを説明する余裕がない。端的に対決点だけ紹介しておこう。

ニーチェは言う「所有への衝迫としての正体を最も明瞭にあらわすのは性愛である。愛する者は、じぶんの思い焦がれている人を無条件に独占しようと欲する」(ニーチェ 1993e : 79)。

これに対して、サルトルはこうだ。——「愛するとは、ここでは我有化 appropriation の欲望とはまったく異なるものを意味する。それはまず相手の創造的開示である。ここでもやはり、純粋なジェネロジテ *générosité* (気前良さ・鷹揚さ) において、私は、相手の脆さと有限性が世界内で開示されたものとして絶対的に実存するために、自分自身が失われるものであることを受諾するのだ」(愛とは、相手の視点に寄り添うべき、己の視点を超克する努力である、清) (サルトル 1983 : 523)。「自由同士の奴隷化というこうしたサド＝マゾヒズム的弁証法をもたぬ愛はない。だがまた、自由同士の相互的なより深い承認と理解というものをもたぬ愛もない」(サルトル 1983 : 430)。

結語として

もはや紙数がない。最後に二点だけ、書きなぐることを許していただきたい。

第一点。サルトルは「相互性のモラル」の名において社会主義を支持し、あらゆる植民地主義に抗した。ところで私見では、20世紀の社会主義の試み、それを領導したいわゆる「マルクス・レーニン主義」は、一言でいうなら、かの「正義代弁人意識 - 怨恨的復讐心 - 権力欲望の暗き三位一体」に骨の髄まで冒され、それはかの「前衛党」主義の発揮する狂暴な「粛清主義」的政治＝一切の反対派を許すまいとする狂暴な全体主義に帰着するだけに終わり、それが生む当然の民心離反を「民族主義」の鼓吹によって回収する挙に出た。その結果かの「インターナショナリズム」も自民族中心主義の隠れ蓑へと墮し、社会主義の根本原理であるべき真の「相互性のモラル」に立脚する「共同主義」に立つ「社会革命」＝「人間革命」の過程は一向に進行せず、「生産手段の社会による所有」は「生産手段の反民主的全体主義的国家による所有」に変質され、「平等」の空文句の陰で実に多様な社会的格差が温存され、国民の深層の心性は消費主義化した私的所有主義に退行するほかなくなったのだ。19世紀の社会主義的理想主義の全面的挫折、これが「20世紀社会主義」の帰結であった。(参照、清 (2018 : 305～318))

だからこそ、言いたい。「今とここ」でわれわれが呻吟しているこの困難と苦悩、それは21世紀における「社会主義運動」再生のチャンスである、と。くだんの「正義代弁人意識 - 怨恨的復讐心 - 権力欲望の暗き三位一体」に自分が滑落する危険と自覚的に闘う意識の強力が「共苦」に根差す「相互性のモラル」の発揚＝共同性のエートスの新生と一つとなり、新しい「社会主義」運動が誕生する世界史的局面、これが我々の「今とここ」に訪れようと

している、と。

第二点、ニーチェに一言。

ニーチェの唯一の真の恋人といわれたルー・ザロメは彼をこう評した。——「ニーチェが、まったく特別な憎悪をこめて、なんらかのものをつけまわし貶めているところでは、いたるところで、そのものが、なんらかの仕方で深く——彼固有の哲学ないしは彼固有の生の核心のうちに深く潜んでいるのだと、確実に想定することができる」（ザロメ：256）、「(前略) 彼は、一つの苦悩し調和を欠いた本性がおのれの本質とは反対のものにあこがれる憧憬によって駆り立てられている」（ザロメ 1974：243）、と。

そして、まさにニーチェが「特別な憎悪をこめて、をつけまわし貶めている」ものの筆頭、それが「共苦」なのであった。しかも、実は彼はこう告白もしている。自伝『この人を見よ』のなかで。——人間の抱える怨恨的心理に関して「なぜわたしはこんなに賢明なのか」といえば、それは自分が幼少期以来病弱で、36歳のときには「三步先を見ることもできない」衰弱に陥り、この病とその悔しさから、自分は「病人の光学」を得て、「自分のよりはもっと健康な概念と価値とを見渡し、今度は逆に、豊かな生の充実と自信とからデカダンス本能のひそかな営みを見下ろすこと」、その修行を積んだのだからなのだ、と（ニーチェ 1994b：23～24）。

この彼の自己証言を、先のザロメの観点から振り返り、またイエスを論じた次の彼の言葉をも振り返るとき、それは実に意味深長な響きを発する。

『道徳の系譜』に次の一節がある。——「誘惑し、陶醉させ、麻痺させ、墮落させる力の点で、あの《聖なる十字架》という象徴に匹敵すべきものを、あの《十字架にかけられた神》という戦慄すべき逆説、人間の救済のために神自らが十字架にかかるという想像を絶した極端な残忍きわまるあの秘蹟劇に匹敵すべきものを、誰が考えだすことができるだろうか？」（ニーチェ 4：390～391）。また、『ツァラトゥストラ』の最終章「最も醜い人間」章——そこでは、ツァラトゥストラは「最も醜い男」に出会い、「共苦が彼を襲い」、その結果、突如昏倒する。ニーチェの自伝『この人を見よ』は、その序言の第四節でこの章を、「共苦を克服すること」を「高貴な徳の中の一つ」に数え入れるという自分の反キリスト教思想の最重要の契機の一つを「詩的に描き出した」格別に意義ある章だと誇っている。（ニーチェ 5：31～32）——において、昏倒していたツァラトゥストラは起き上がるや否や、こう述べる。「わたしの最後の罪として、わたしがこれまで留保し続けてきたのは、いったい何か？（中略）共苦だ！ 高等な人間に対する共苦だ！」（ニーチェ 1993d:351。傍点、ニーチェ）

また次のエピソードはつとに有名である。発狂したニーチェがヴァーグナーの妻コジマに書き送った手紙の署名は、「十字架に架けられしディオニュソス」であったこと、またこの彼の発狂の引き金となった事件、ニーチェの眼前で辻馬車が引き馬ごと転倒し、苦痛にあえぐその馬の首を走り寄ったニーチェがかき抱き、まさに共苦して、彼自身が泣いたというエピソードは。

ここから先の『道徳の系譜』の一節を振り返るなら、人間への共苦の果てに自ら十字架に架けられ神へ人間への許しを請願したイエス像の「誘惑し、陶醉させ、麻痺させ、墮落させる力」に誰よりも惹きつけられ捕縛されていたのは、ザロメにいわせれば、「彼固有の哲学ないしは彼固有の生の核心のうちに深く潜んでいる」或るものということになる。つまり、少年ニーチェその人であったということに。というのもザロメによれば、彼は「両親が住んでいた牧師館のキリスト教は、自分の内面的本質に『健康な皮膚のように』、『ぴったりしなやかに』合ってしまった」と彼女に告白したことがあり、また妹の証言によれば、少年ニーチェは周囲から「小さな牧師さん」との愛称を得ていたというのだ。

しかもまた、先の『この人を見よ』に語られた彼の苦悩は、実は彼に、彼の苦悩に共苦してくれる者の存在こそを切望させたのではなかったのか？　だが、にもかかわらず、彼はそれを自らへし折らねばならなかった。もし、共苦する者を得られなかったならば!?　その時の絶望を事前に回避するために！　己への共苦を欲する心根を「生の衰弱たるデカダンス」と断罪することで、からくも己の苦悩に耐える道、それしかない彼の絶望は彼に語りかけたのではなかったのか!?

なぜ、この問題の側面を私は明らかにしたかったのか？

一言でいえば、ニーチェその人の在りようを通して、本論考のテーマ「怨恨的復讐か、共苦か？」が如何に人間存在に宿痾の如く内在する問いであるかを示したかったからである。

マックス・ヴェーバーは彼の『宗教社会学』のなかでこう指摘した。すなわち、他の諸宗教との比較を絶した古代ユダヤ教の体現するきわめて道徳主義的性格の強い宗教性の背後には、「賤民民族」として扱われてきたことへのユダヤ民族の激しい怨恨から発する復讐欲望が隠されており、このことがユダヤ教に類例をみない「勝義における応報的宗教性」を与えた、と。いわく、「世界のあらゆる宗教のなかでも、ヤハウエほど仮借なき復讐欲をもつ普遍神は存在しない」のであり、この宗教にあっては「道徳主義が、意識的ないし無意識的な復讐欲を合法化する手段として働いている」と。そして、ニーチェこそこの問題の環を見抜いた最初の人間であった、と（ヴェーバー 1976：146）。それだけではない。ヴェーバーは、イエス固有の思想をまさにかかる性格の「ユダヤ的宗教性」に対して、それを真っ向から否定する新たな「宗教性」打ち出したものとして位置づけるのだ。すなわち、イエスの説くかの「無宇宙主義」的性格（無条件的で現世超越的な）に満ちた「愛敵」と「隣人愛」の思想、つまり「共苦」の思想が除去しようとするのは、「ほかならぬこの賤民民族のことに強烈な怨恨感情なのである」と（ヴェーバー 1976：151）。

かくて、ユダヤ＝キリスト教という宗教文化それ自体が本論考の掲げたテーマによって自らを切り裂いているのであり、この矛盾は、その源をたどれば、また逆に後代に延々と継承されし広がりを見れば、全宗教に及ぶのだ。別言すれば、およそ「人間」学は永遠にこのテーマと手を切ることはできないのだ！

総合人間学会への期待

最後に、「はじめに」章の最後に触れたことであるが、「総合人間学会」の掲げる「総合」と「人間学」。この二つのキーワードにかかわって、四つの期待を述べてこの拙論を締めくくりたい。

第一に、この「怨恨的復讐か共苦か」というテーマをめぐって「公認心理師」資格認定を後押ししている心理学的潮流、一言でいうなら「行動主義心理学」の系統とこれまで「臨床心理士」資格認定を後押ししてきた「精神分析学」ないし「実存的精神分析学」の系統、この二つの心理学のあいだの対話の機会、これを当学会が設定する試みができないかという期待である。コロナ禍は「精神医療」問題を劇的に蔓延化しつつある。しかし、「行動主義心理学」と「精神分析学」との対立には——純理論的な地平においても、またその社会的活用の地平においても——容易ならざるものがある。いまこそ深き対話が求められる！ そこまでゆかなくとも、両派のあいだの対立の在りようを幾人かの研究報告を通して知る機会を得ることは、「人間学」的思索の今後の発展にとってきわめて有意義だと思われる。

第二に、このテーマをめぐって、今日の文学および歌の世界で注目すべき作品を発表している作家やミュージシャンとそれに注目する評論家とのユニークな対話の機会、それを当学会員が、さらには多くの市民が傍聴できる機会、これを当学会が設定できないだろうか？ 「結語として」で述べたように、このテーマは人間の実存にいわば永遠に疼く葛藤・矛盾であり、いわば絶望と希望との接戦にして切線である。つまり文学と歌の誕生の震源地である。（なお、私見によれば故高橋和巳の作品世界と作家人生は、まさにこのテーマに捧げられたものであった——しかも、20世紀マルクス主義の根底的挫折の問題と直にかかわり——、本電子ジャーナルには彼を論じた直近の拙著『高橋和巳論——宗教と文学との格闘的契り』を自己紹介する私のエッセイが、本論考とともに掲載されている。ぜひご一読を！）

第三は、これまた「結語として」に述べた問題から生まれる期待だ。この全世界的なコロナ禍の只中から湧き出ている世界史的願望、くだんの「暗き三位一体」の罫を突破し得る新しき「社会主義運動」とそれに支えられた真のインターナショナリズムの再生という願望、これを理論的に支え得る「社会科学」的思考と「心理学的」思考との再会を「今とここ」においてどう構想するか、また、その視点から過去を振り返った場合、われわれの先行者と呼び得る思索の試みはどう為されてきたのか、このテーマの研究会の系統的開催という期待である。（いうまでもなく、かかる交差点に立つ代表的思索者の一人はフロムだが、彼の背景にはかのフランクフルト学派が控えているし、もう一人の代表的人物たるサルトルは、同時にフーコーやデリダ、あるいはラカン等々にとって最大の論争相手であった。またこの問題系の継承者として登場している注目すべき新人もいる。）

そして第四に、このテーマをめぐって、それをまさにテーマにしている脳生理学者と心理学者を中心とする人文学者との対話の機会、これもまた、「総合人間学会」ならではの企画と

して期待したい。(周知のように、これまで、とりわけ実存的精神分析学の系譜の人々は人間の深層心理的諸問題を自然科学的方法論で扱うことには強い批判と抵抗感を抱いてきた。そういう学問的状况のなかで、最近特に若手の脳生理学者の側から、現代的抑鬱やトラウマに苦しみ攻撃的行動に出てしまいかねない自分に怖れを抱く人々に対する分析や助言の著作が目立つようになった。これは注目すべきである。)

参考文献

- アーレント (1974) 『全体主義の起源 3』、大久保和郎、大島かおり訳、みすず書房
 ヴェーバー (1976) 『宗教社会学』 武藤一雄・藺田宗人・藺田担訳、創文社
 清真人 (2018) 『フロムと神秘主義』、藤原書店
 サルトル (1962) 『弁証法的理性批判 I』 竹内芳郎・矢内原伊作訳、人文書院
 サルトル (1974) 「作家の声」、所収『シチュアションIX』 海老坂武訳、人文書院
 サルトル (1983) 『道徳論手帖 *Chaires pour une morale*』 Callimard
 ザロメ (1974) 『ニーチェ——人と作品』 著作集3、原佑訳、以文社
 シューラー (1977) 『道徳の構造におけるルサンチマン』 林田新二・新畑耕作訳、シューラー著作集、白水社
 ニーチェ (1993a) 『善悪の彼岸、道徳の系譜』、信太正三訳、ニーチェ全集 11、ちくま学芸文庫
 ニーチェ (1993b) 『権力への意志 上』、原佑訳、ニーチェ全集 12、ちくま学芸文庫
 ニーチェ (1993c) 『権力への意志 下』、原佑訳、ニーチェ全集 13、ちくま学芸文庫
 ニーチェ (1933d) 『ツァラトゥストラ』 下、吉沢伝三郎訳、ニーチェ全集 10、ちくま学芸文庫
 ニーチェ (1993e) 『悦ばしき知識』 信太正三訳、ニーチェ全集 8、ちくま学芸文庫
 ニーチェ (1994a) 『偶像の黄昏 反キリスト者』 原佑訳、ニーチェ全集 12、ちくま学芸文庫
 ニーチェ (1994b) 『この人を見よ』 川原栄峰訳、ニーチェ全集 15、ちくま学芸文庫
 フロム (1958) 『正気の世界』 加藤正明・佐藤隆夫訳、社会思想社

[きよし まひと/元近畿大学教授/哲学]

日本学術会議問題への一視点

One Point of View on the Government's Rejection of Nominees for the Science Council of Japan

柳沢 遊

YANAGISAWA, Asobu

1. はじめに – 日本学術会議問題の性格

菅義偉総理大臣によって日本学術会議の会員候補 105 人のうち、6 名の任命が拒否される事件が、2020 年 10 月に起きた。本エッセーは、この事件の把握の仕方について、私見を提示し、本学会における討論の深化のための素材を提供したい。

筆者は、今回の任命拒否事件が、2014 年以降、安倍内閣が意図的に進めてきた高等教育機関の「自治」制約政策の延長にあると考えている。すなわち、①教授会による人事権・カリキュラム権の空洞化措置 (2014 年の学校教育法の改定)、②大学構成員による選挙という慣行でなく、学内選考委員会方式での「上から」の大学学長の任命方式の採用、③人文社会科学研究への軽視政策 (2015 年 6 月通達) にもとづいて実行された、学部・学科改組 (伝統的学問分野の縮小と実用的科目の採用を推奨) などである。すなわち、2014 年以降本格化した、人文社会系分野の研究領域や大学の「ガバナンス」に関わる政府・首相官邸の介入政策の一環として今回の事態を見ておきたい。

これらの大学自治の弱体化政策は、2003 年の国立大学法人法に端を発しているが、本格的に進展したのは、2012 年 12 月に誕生した安倍内閣期以降であった。

上述のような学術政策の延長上に起きたのが、今回の日本学術会議任命拒否事件であった。一方で、今回の任命拒否事件は、高等教育の「自治」制約政策の一環であることにとどまらず、安倍・菅の首相官邸が主導してきた「官僚人事」操縦、検察庁人事介入政策との近似性も見て取ることができる。すなわち、自らの政策遂行の邪魔にならない官僚を周辺に配置し、国会における自民党の多数派支配を武器にして、「異論を切り捨てる」手法を、安倍元首相および菅首相は意識的に追求してきたが、その政治手法の一環として、今回の学術界への介入がなされた側面も見逃せないのである (津田 2021: 220 - 222)。

本エッセーでは、戦前日本の知識人の言論・思想の抑圧事件を事例にしながら、今回の任命拒否事件の性格をどう見るか、について歴史的視点も入れて考えてみたい。

2. 2015年から2020年へ—大学と政治に何が起きたのか—

【なぜ、人文社会系学者が狙われたのか】

任命拒否された6人は、どういう専攻の学者であったか。小澤隆一(憲法学)、岡田正則(行政法学)、松宮孝明(刑法)の3人は、法律学界の第一線で活躍されており、今回の任命拒否事件が、いわゆる護憲派の憲法学者をターゲットに置いていることが推察できる。小澤は、11月19日付けのメッセージで、憲法15条1項の「公務員の選定・罷免権」の過大解釈を批判し、憲法23条の学問の自由の意義を強調している(小澤2021:243-244)。岡田正則は、行政法学の立場から、日本学術会議法の制定趣旨、1-3条、7条、17条に違反していること、学問の自由を定めた憲法23条に違反した措置であったことを指摘する(岡田2021:241-242)。松宮孝明は、日本学術会議法に照らして、今回の任命拒否の不当性を明らかにしている(松宮2021:249-252)。

芦名定道氏は、キリスト教を専攻する京都大学教授である。芦名教授は、日本学術会議が、問題視された最大の理由の1つとして、2017年3月に学術会議幹事名で出された声明文「軍事的安全保障に関わる声明」が問題視されたとみている(芦名2021:238-240)。宇野重規東京大学教授は、トグヴィルの民主主義の思想の専門家であるが、昨年10月に刊行された『民主主義とは何か』が任命拒否の時期と重なったため、多くの読者を獲得した。この本では、様々な民主主義思想家の現実との格闘を事例にして、古代アテネ、イタリア、フランス、アメリカ、ドイツにおける民主主義制度・思想導入の試行錯誤が説明されている。民主主義の名のもとで、「多数者の専制」にならない保障をどう作れるか、近現代の世界で、政治の民主主義的運用をめぐる苦闘が繰り返されてきた歴史を回顧している(宇野2020:1-273)。

加藤陽子東京大学教授は、日本陸軍の歴史、外交史、天皇制史など多くの領域で活躍されている高名な日本近現代史研究者である。『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』朝日選書で、多くの若い読者を獲得した。加藤教授は、日本近代史で優れた業績を残すのみならず、公文書管理についての有識者会議に参加し、公文書管理法の成立に深く関与してきた。

以上から、今回、菅内閣が日本学術会議の会員から排除を試みた学者は、政府の政策に批判的であり、安保法制や共謀罪に反対であったことにとどまらず、安倍・菅内閣が、高度の専門性が認められてきたそれぞれの学問内容に、政府首脳として「危険」なものを感じ、忌避することで、今後の学術世界への公然たる介入の第一歩としたのではないかと推察される。世代のバランスとか、出身大学の偏りなどは、後から出した「言い訳」にすぎず、日本の人文社会科学発展の波頭にたつ6人の学問を忌避したというところに、現政権の危険な体質を見ておく必要がある。それは、日本の学術の国際水準への到達を目指し、学術の競争的環境を整備してきた中央教育審議会や従来の文科相の政策志向とも、やや異なるベクトルを有するものであるといえないか。

2015年から、2020年に至る5年間の学術行政の歴史において、重要な局面は、2017年の軍学共同反対声明をめぐる攻防であったと考えられる。この点は、上述したように、任命拒否された芦名定道教授が指摘した問題であるが、別の角度から歴史家の井野瀬久美恵氏も、2017年学術会議声明をめぐる議論を跡づけるなかで、この問題を2018年の時点で指摘していた。きっかけは、防衛装備庁の委託研究費制度をめぐる評価があり、設置された「安全保障と学術に関する検討委員会」（委員長は杉田敦法政大学教授）では、「学術の軍事化」の端緒と憂う人文学・社会科学・物理学系の会員と、その意識が希薄な工学系会員との見解の相違が大きかったこと、工学系の会員からは、「イノベーションにつながる科学・技術研究の進展を阻害する」という批判が出されたというのである（井野瀬久美恵 2019：100—103）。一方で、軍備増強を進める防衛設備庁は、2015年から安全保障技術研究推進制度を開始し、国立大学の経常経費の減少に悩む工学系研究者にとって、「干天の慈雨」のはずであったが、2017年度の防衛設備庁の募集に対して、大学や研究機関の多くは、学術会議声明を尊重して、政府の研究費誘導に乗らなかったのである。これに対して、日本政府は、軍事技術研究への批判は学問の自由を脅かすというかたちで、学術会議を強く批判するようになり、その障壁となっている人文・社会科学系の研究者の任用拒否に至ったと考える研究者は少なくない（木本 2021：138—147）。前述した芦名定道も、2017年3月声明が、以前、1950年と1967年に出された声明の内容を確認したものであるにもかかわらず、直接的には、防衛施設庁による「安全保障技術研究推進制度」に対する大きな懸念に基づいていたので、政府の方針と相容れないものとみなされたというのである（芦名 2021：239）。

【現代日本の科学技術振興政策のなかでの学問】

この点に関わって、任命拒否を受けた加藤陽子氏の見解が、参照されるべきである。加藤氏は、今回の事件を、「世の役にたたない学問分野から先に、見事に切られた」という説をしりぞけ、人文・社会科学が、日本政府による科学技術振興の対象にはいなかったことが、政府側がこの領域に強い関心を抱く動機になった可能性を指摘している（加藤 2020：毎日新聞）。すなわち、2020年夏に改正された「科学技術・イノベーション基本法」（2021年4月施行）が、1995年制定の旧法が科学技術振興の対象からはずしていた人文・社会科学を対象に含めたことを加藤氏は重視している。安倍政権は、同年7月閣議決定の「統合イノベーション戦略 2020」においても、「人間や社会への深い洞察に基づく科学技術・イノベーションの総合的振興」が不可欠な時代に入ったとしている。新しい科学技術・イノベーション戦略のもとで、「推進本部」が内閣府内に新設されることで、自然科学のみならず、人文社会科学も、政府の政策的介入を受ける事態が今後出現するわけである。加藤氏は、別稿で、今回の拒否事件の狙いを次のようにまとめている。「現状は、日本の科学力の低下、データ囲い込み競争の激化、気候変動を受けて、『人文・社会科学の知も融合した総合知』を掲げざるをえない緊急事態にあり、ならば、その領域の学術会議会員に対して、政府側の意向に従

順ではない人々を、予め切っておく、このような事態が進行したのだと思います」と（加藤 2021:246 - 247）。この点と関わって、日本教育史学会が、次のように、科学総動員体制にむけた戦前日本の学術史に注意を喚起していることに注目したい。「当時(1933—35年)の政府・文部省は強権的措置により学問の自由を抑圧した上で、1936年の日本諸学振興委員会の設置、1939年の科学研究費創設、1945年には学術研究会議への研究動員委員会設置などを通じて、『国策』に役立つ『国家有用』の研究だけを選択的に『振興』する体制を整備した」（津田 2021:224 - 225）。

では、戦前期の日本において、政府による学問の自由への抑圧はいかに進められてきたのか。戦時下の研究総動員への道筋を含めて、簡単に振り返っておきたい。

3. 1930年代日本における学問の抑圧史

1933年には、京都大学の滝川事件がおきた。これは、文部省専門学務局の赤間氏が、滝川幸辰京大教授が、1932年10月に中央大学でおこなった学術講演への批判に端を発して、京都大学の宮本英雄法学部長とのやりとりから、一時は京都大学法学部教授の辞職声明に至った事件である。滝川教授の「刑法読本」がやり玉にあがった。内務省は33年4月に滝川の著書『刑法読本』『刑法講義』を出版法第19条の「安寧秩序ヲ妨害」に該当するとして発禁処分にしたのである。小西重直京都大学総長の辞任、東京帝国大学学生による抗議運動にまで発展したが、京大の新総長についた松井総長は、文部省の意向に沿うかたちで、事態の收拾をはかった。法学部15教授のうち硬派といわれる6教授だけの辞表を文部省に取り次ぎ、京大法学部の「再建」の名目で、大学への露骨な警察の介入が行われ、「非常時」の名目での思想弾圧が進展することになった（粟屋 1975:162—179）。背景には、斎藤実内閣で設置された思想対策協議委員会のもと、治安維持法の罰則の強化や保護観察制、予防拘禁制など、従来の刑法の運用を超えた法的措置の実施にあたり、滝川教授の刑法学説が障碍になってきた、という事情があったと思われる。

文部省が「不穏思想」の取り締りにあたって、1933年9月に重視していたのは「国体変革に関する犯罪」についてはその罰則を整備することであり、「刑罰の重化」は、その重要な柱であった。この滝川事件を主導したのは、赤間学務局長、粟屋文部次官など学問にかかわる文部省の官僚たちであった。

1935年に起きた「天皇機関説事件」では、東京帝国大学名誉教授で、貴族院議員であった美濃部達吉法学博士の学説に対して、議会の内外で攻撃が加えられ、刑法の不敬罪による検事局の取り調べで、美濃部氏が議員辞職に追い込まれた。このときに、民間の一部右翼と軍部が美濃部学説を問題にし、それを受けて、政府も思想や言論の統制に着手する、という手法がとられている。滝川幸辰事件の火付け役になった蓑田胸喜らが美濃部攻撃の火蓋をきり、貴族院、衆議院の在郷軍人議員などが政府に天皇機関説の排撃と取り締りを要求するというのが、天皇機関説事件の概要であった。1935年月2月25日における美濃部の「一身

上の弁明」には、統治権は法人である国家に属し、天皇は最高機関として統治権を行使する者であるという天皇機関説をのべ、この学説が学界で主流をなしていることを説明した(粟屋 1975: 162—179)。多くの学者が定説と考えるに至っていた天皇機関説を右翼および在郷軍人会出身の議員たちが、「国体明徴運動」として否定しようとしたのである。このあと、貴族院、衆議院ともに、「政教刷新」「国体明徴」の決議が行われ、ついに、8月3日には岡田啓介首相による「談話」が発表され、「近時憲法学説をめぐり国体の本義に関連してとかくの論議を見るに至れるはまことに遺憾に堪えず、政府はいよいよ国体の明徴に力をいたしその精華を発揚せんことを期す」という政府声明書も発表された。美濃部達吉は、「貴族院秩序のためにも」職を辞することになった。ここで大切なことは、大学や学界では、定説になって久しい憲法学説を、「非常時」の右翼による「国体明徴運動」の力で、実質的に放逐させたこと、国会と政府がそれを追認したことである。学者の常識が、右傾化した非常時「世論」の台頭と挙国一致内閣によって、覆されてしまったわけである。

斎藤実挙国一致内閣の成立後、「思想善導」さらに「国体明徴」運動の広がり、学問的権威を持っていたはずの帝国大学の教授の学説への批判や非難を呼び起こし、日本政府もその動きに同調して、検閲や思想弾圧をエスカレートさせて行った。民間や右翼の大衆運動によって「世論」が変えられて、「象牙の塔」にこもって学問を行っていた学者たちに亀裂と分断が持ち込まれ、政府・文部省による学長や学部長の更迭など「真綿で締め付ける」思想と人事圧迫の力によって、ついに教授の辞任、あるいは貴族院議員の辞任という筋道をたどったという歴史的経緯が重要である。そしてこのような歴史経緯そのものが、新たな局面での「学問の自由」の抑圧の前提条件として機能するなかで、萎縮し孤立した知識人は、沈黙を余儀なくされた。

最後は、国家総動員の一環としての「科学技術総動員体制」の構築にむけて、「有用な人材」が登用されていくことになる。沢井実『近代日本の研究開発体制』名古屋大学出版会、2012年が、詳細に考察しているように、1938年4月に内閣に、科学審議会が設置され、8月には、文部省主導で、科学振興調査会が設置されていく。内閣に設けられた教育審議会答申では、大学工学部と理学部の拡充整備と、日本文化、東洋文化に関する学科・講座の拡充整備が並記された。日本における科学の総動員の必要を訴えた大蔵公望は、「研究に置きましてもその方向を国家が示す位の必要が生じている」とのべ、この見解が、「学問の自由」主張者と対立しつつ、企画院の科学動員委員会設置につながられて行ったのである(沢井 2012: 144—145)。

4. 小括

戦後の日本では、痛苦に満ちたこの歴史的教訓をいかし、大学教員、教授会、労働組合、大学評議会、各種学会、日本学術会議というように、各種の「中間団体」が、自治的・自主的な運営をおこなうことで、学問の自由、国家による学問への介入を阻止してきた。筆者は、

その「中間団体」の維持も含めて、危険水域に入りつつあるという認識にたっている。加藤氏の危惧したとおり、菅内閣は、2021年度から5年間の科学・技術振興策を定めた第6期科学技術・イノベーション基本計画を、21年3月26日に閣議決定した。今後は、「科学技術・イノベーション基本法」体制のもとで、日本国家の科学技術振興政策に沿った内容の人文・社会科学分野に、科研費が潤沢に配分される危険性が現実のものになる可能性が濃厚となった。政府がおこなった日本学術会議会員任命拒否は、これから展開するであろう、2020年代の日本の科学技術振興政策の突破口になる可能性をはらんでいる。いま大学人がおこなうべきことは、自分の学問の専門性に立脚し、学問の独立性をまもりつつ、学術団体の本来的な機能を発揚させ、日本学術会議の会員問題だけでなく、教授会、学会、労働組合、国立大学協会、私立大学連盟など、自分にかかわる「中間団体」の民主主義的な運用のために、これまで以上の努力をおこなうことであろう。

参考文献

- 粟屋憲太郎編（1975）『ドキュメント昭和史 2 満州事変と二・二六』、平凡社。
- 芦名定道（2021）「日本学術会議問題の渦のなかより」佐藤学ほか編『学問の自由が危ない－日本学術会議問題の深層－』、晶文社。
- 井野瀬久美恵（2019）「軍事研究は軍服を着ていない－学術会議声明とわたしたち－」山室信一編『人文学宣言』、ナカニシヤ出版。
- 宇野重規（2020）『民主主義とは何か』講談社現代新書。
- 岡田正則（2021）「首相による学術会議会員任命拒否の違法性」佐藤学ほか編、前掲書。
- 小澤隆一（2021）「憲法の危機としての日本学術会議問題」佐藤学ほか編、同上書
- 加藤陽子（2020）「加藤陽子の近代史の扉－学術会議「6人除外」「人文・社会」統制へ触手－」、毎日新聞11月21日。
- 加藤陽子（2021）「代読していただく「所感」」佐藤学ほか編、前掲書。
- 木本忠明（2021）「学問の自由と学術会議」人文社会系学協会連合連絡会編『私たちは学術会議の任命拒否問題に抗議する』、論創社。
- 沢井実（2012）『近代日本の研究開発体制』、名古屋大学出版会。
- 津田大介（2021）「1000を超える学協会の抗議声明から読み取れること」佐藤学ほか編前掲書。

〔やなぎさわ あそぶ／慶応義塾大学経済学部名誉教授／日本現代史〕

キーワード (KW) 集発刊委員会 2020 年度報告 - 「総合人間学 KW 集記述モデル」に関して -

The 2020 Annual Report of the Key Words (KW) Collection Publishing Committee: About “the Descriptive Model for the Synthetic Anthropology KW Collection”

KW 集発刊委員会
The KW Collection Publishing Committee

KW 集発刊委員会 (KW 委員会) は、その準備組織 KW ワーキンググループ (2018 年 6 月～2019 年 3 月) の「総合人間学 KEY WORDS 集」の発刊に向けての提言および KW50 項目の提案を受け、2019 年 4 月に発足しました。KW 集作成に当たっては、一般会員のみならず非会員にも執筆を依頼することになるため、KW の記述に参考されるべき一定の様式・基準が必要となります。従って、委員会はこれまで、総合人間学会ならではの KW の記述はどのようなものかについて討議を重ね、三つの異なる様式で以下の記述モデルを作成しました。

事例 1: 「総合人間学」

「前文」提示下の執筆依頼原稿編集の試み (前文+本文)

- ・ 各論の執筆依頼時に「前文」を示し、それを踏まえた記述内容を要請することで、記述に一定程度の統一感を持たせる。
- ・ 規定が困難なタームの記述に適する、と考えられる。

事例 2: 「〈自己家畜化〉論」

複数者による共同執筆の試み (記述の一本化)

- ・ 研究会等での議論を経ながら、種々の意見を反映した記述を目指す。
- ・ 既存の学問分野での議論の蓄積が乏しく、総合人間学に固有となり得るタームの記述に適する、と考えられる。

事例 3: 「DNA と人間」

複数者による対話的執筆の試み (複数者の記述の並存)

- ・ A が問い、それに B が応える。それをまた A が批判し、B や C が応じる。
- ・ 既存の学問分野のタームを総合人間学の文脈で問い直し、意義的に拡張されたタームの記述に適する、と考えられる。

いずれの場合も、記述にあたって、(1) イントロ、(2) 本論、(3) 総合人間学 KW としての

意義、(4) 発展的論点、(5) 批判的論点、(6) まとめ、(7) 文献 (10 編以内)、等に留意しました。また、各 KW の文字数は 3000 字前後を目安とし、総合人間学の特性から、一項目につき専門を異にする複数者 (3~5 名) の共同執筆を目指しました。ただ、議論を尽くしてもなお課題は残るため、異論・反論/補足・コメントなどの枠も設け、次の議論の機会に備え工夫を施しています。そして、今後の更なる研鑽を企図して、記述様式のポイント、総括 (記述後のコメント) を各事例に付記しました。KW 集記述モデルに記載された項目は以下の通りです。

事例 1: 「総合人間学」

(記述様式のポイント、前文、本文 1, 2, …、総括)

(本文例)

総合人間学における知の構造

総合人間学の条件

私の総合人間学

私の考える総合人間学—人間存在の 3 層構造—

総合人間学研究の進め方を考えるための基盤としての人間の生物性

事例 2: 「〈自己家畜化〉論」

(記述様式のポイント、本文、異論・反論、補足・コメント、総括)

事例 3: 「DNA と人間」—DNA はどこまで人間 (ヒト) を語れるか—

(記述様式のポイント、本文、異論・反論、追記、補足、総括)

なお、実際の「総合人間学 KW 集・記述モデル」は三十数ページの分量があるため、別途、総合人間学ホームページに掲載致します。是非こちらをご覧ください、ご意見を hasebat@nms.ac.jp までお寄せください。

この記述モデルはあくまでも試行錯誤段階のものでありますが、今後、当委員会は学会員の皆様に総合人間学 KW 項目リストを提示して、KW 執筆の依頼または公募を行う予定です。皆様のご協力を得てより実行可能かつ総合人間学会らしいものに行きたいと考えております。

2021 年 4 月 7 日

KW 委員: 穴見慎一、太田明、小原由美子、河上睦子、長谷場健 (委員長)、古沢広祐
(協力員: 岩田好宏、上柿崇英、三浦永光)

書籍紹介



著者 河野勝彦

書名 実在論の新展開 ポストモダニズムの終焉

出版社 文理閣

出版年 2020年6月25日

概要 21世紀になってこれまでのポストモダニズムに代わって実在論が新しく展開されている。本書は、その動きを、カンタン・メイヤスの思弁的唯物論、グレアム・ハーマンの対象指向存在論、マウリツィオ・フェラーリスの新実在論、マルクス・ガブリエルの「新しい実在論」を批判的に紹介するとともに、これらに先行して展開されたロイ・バスカーの超越論的実在論の立場から、「偶然性の必然性」を唱えるメイヤスの因果論に対する批判を込めて「因果的必然性とは何か」を、また、ヒューバート・ドレイファスとチャールズ・テイラーの「頑固な実在論」を批判的に評価して私自身の考える実在論のプロフィールを提示している。



著者 野口友康

書名 フル・インクルーシブ教育の実現にむけて — 大阪市立大空小学校の実践と今後の制度構築 —

出版社 明石書店

出版年 2020年9月4日

概要 本書は、障害をもつ子どもの通常教育への包摂をはかるフル・インクルーシブ教育（通常教育と特別支援教育との接合）の日本における実現の方途と今後の課題を、事例の提示と比較、ケイパビリティ・アプローチを援用した理論化を通して探ったものである。事例として、大阪市立大空小学校の実践を詳細に調査し、理念・組織の運営方法・地域社会との関係などを、保護者・地域住民・教職員へのインタビューを通して明らかにし、その重層的な構造を分析した。そして、その事例とカナダ・オンタリオ州ハミルトンのフル・インクルーシブ教育との比較検討を行った。また、障害者の脆弱性が露呈した東日本大震災の事例を「人間の安全保障」の視点から捉え、フル・インクルーシブ教育の重要性を考察した。



監修 古沢広祐

書名 (新しい環境問題 シリーズ全4巻) 『食品ロス』『マイクロプラスチック』『生物多様性』『エシカル消費』

出版社 金の星社

出版年 2021年2月・3月刊行

概要 小学校高学年からを対象とした、写真イラストによる分かりやすい解説書。持続的な社会を考えるための新しい環境問題シリーズ(図巻、全4巻) A4変型判です。近年、よく話題にのぼる〈環境〉についての4ワード、「食品ロス」「マイクロプラスチック」「生物多様性」「エシカル消費」をわかりやすく解説、身近なところから地球的規模の話まで、いま起きているさまざまな問題を豊富な写真とともに紹介、地球環境を考えるための新しい重要キーワードが簡潔に説明されています。

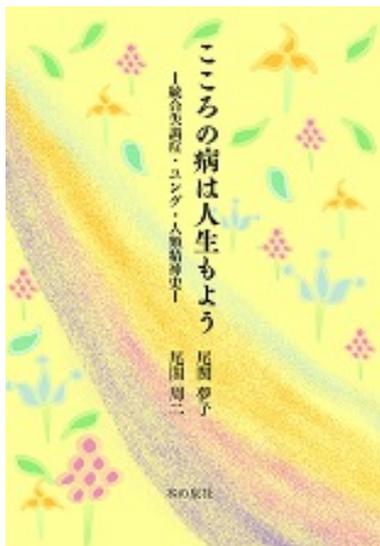
著者 尾関夢子/尾関周二

書名 こころの病は人生もよう ― 統合失調症・ユング・人類精神史 ―

出版社 本の泉社

出版年 2021年3月22日

概要 この本は二部構成で、本の目的は、精神障がい者への偏見を克服し、共生社会の実現への一助を考えることである。第I部では、こころの病、とりわけ、統合失調症が、長きに渡って誤解と偏見を持たれてきた一因に、症状としての幻覚や妄想によるところが大きいとし、ユング心理学を中心に幻覚や妄想の意味を考察する。また、その解明だけでなく、生き方が楽になるヒント、さらには、人とは何かにも思いを馳せる。第II部では、人類の精神(こころ)の生命史における発生の考察と人類の生活史における精神の変化を概観しつつ、時代との関係において精神(こころ)の病がどのような意味で理解されてきたかを考察する。





著者 尾関周二

書名 21世紀の変革思想へ向けて——環境・農・デジタルの視点から

出版者 本の泉社

出版年 2021年4月

概要 21世紀の今、深刻な問題や閉塞感から様々な立場において「変革」が語られている。私は20世紀型の変革思想を脱皮して、21世紀型の変革思想の構築へ向かう必要があると考える。その際に、環境、農、デジタルの視点から主にそれらを含めた問題群を、新たなマルクス理解や現代科学に依拠して変革思想の構築を構想してみた。歴史観の深化を巡って従来の「生産力史観」や「経済成長史観」に対して「物質代謝史観」を提起するとともに新たな変革の主体を提起した。そして、人類史における労働、技術、情報の展開を押さえつつ、現代の「デジタル革命」の功罪を踏まえ、脱資本主義化の条件や国民国家のあり方を巡って将来社会を展望した。

総合人間学会会則（2018年6月18日改定）

- 第1条（名称） この会は総合人間学会（Japan Association of Synthetic Anthropology）という。
第2条（目的） この会は、人間の総合的研究を進め、その成果の普及をはかることを目的とする。
第3条（事業） この会は、第2条で定めた目的達成のために、つぎの事業を行う。

1. 1年に1回以上の研究大会の開催
2. 研究機関誌の定期的発行
3. 国内外の諸学会、関係諸機関・諸団体との連絡
4. 学会賞の授与
5. その他必要な事業

第4条（会員）

1. 入会
この会は、この会の趣旨に賛同し、入会の意志を表明し、入会にあたって会員1名の推薦を受け、理事会の承認をえた者をもって会員とする。入会希望者は、別に定める様式の入会申込書を事務局に提出する。会員は一般会員と賛助会員とする。
2. 会費
一 会員は、総会において定められた会費を、事業年度ごとに納入しなければならない。会費の額は、付則に定める。
二 納入した会費等は返還しない。
3. 退会
一 退会を希望する会員は、所定の退会届に必要な事項を記入し、事務局に提出する。理事会は、当該の退会届を審議のうえ退会を承認する。退会が承認された会員は、会費の未納分を納入しなければならない。
二 理事会は、会員が死去し、または賛助会員である団体が解散したとき、退会を承認する。
三 会費を3年間滞納した会員は、自動的に退会扱いとする。
四 会費滞納により退会となった者も、理事会の承認を得て再度入会することができる。ただし、理事会での承認は、未納となっている3年分の会費が支払われることを原則とする。

第5条（機関） この会は、次の機関をおく。

総会 この会の最高の議決機関であり、次のことを行う。年に1回定例会を開く。また、理事会の決定を受けて臨時会を開くことができる。

1. 活動方針および予算の決定
2. 活動報告および決算の承認
3. 会則の変更
4. 理事の承認
5. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の承認
6. 名誉会長・顧問の承認
7. 事務局所在地の決定
8. 活動にあたって必要な諸規定の制定
9. その他重要事項の決定

理事会 総会により承認された理事を構成員とし、次のことを行う。

1. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の候補者選出
2. 名誉会長・顧問の候補者選出
3. 事務局幹事・編集委員・編集事務幹事の選出
4. この会の運営について協議し決定する。
5. その他緊急事項の決定

運営委員会 会長・副会長・事務局長・編集委員長・運営担当理事をもって構成し、この会の運営にあたる。運営委員会は各種委員会等の事業推進に必要な委員会等の委員の選出・委員長の選出を行う。

事務局 代表である事務局長、事務局次長、事務局幹事をもって構成し、この会の事務を執行する。

編集委員会 代表である編集委員長と副編集委員長、編集委員および編集事務幹事をもって構成し、研究機関誌の編集にあたる。

研究談話委員会 本学会の研究活動の企画・実施・研究成果の普及・交流等の活動

広報委員会 本学会の広報活動および会員拡大の推進

研究大会実行委員会 研究大会の企画・実施等の活動

第6条（役員）この会は、次の役員をおく。役員の任期は、名誉会長・顧問を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は2期4年を限度とする。

会長 本会を代表し、総会および理事会を招集する。

副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合には代行する。

事務局長 事務局を代表し、事務を統括する。

編集委員長 編集委員会を代表し、学会誌編集事務を統括する。

理事 理事会を構成し、役員候補者選出、事務局幹事、編集事務幹事選出などこの会の運営についての協議、決定にあたる。

監事 この会の会務（会計・役員選考管理など）を監査する。

顧問 理事会の要請を受けてこの会の活動のあり方について意見を述べる。

名誉会長 この会の活動のあり方について意見を述べる。

第7条（役員選考）この会の次の役員は、以下の方法で選考される。また、候補者選考に関する規定は別に定める。

1. 理事会で理事及び監事候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
2. 理事会で会長・副会長・事務局長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事の候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
 1. 理事：35名程度
 2. 監事：2名

第8条（事業年度）この会の事業年度は、毎年の総会の翌日から翌年の総会の日までとする。

第8条の2（会計年度）この会の会計年度は、毎年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9条（会則の変更）この会則は、総会において変更することができる。

付則1 この会則は、成立した日から効力を発揮する。

- 2 この会則の第4条の規定にかかわらず、この会設立当日までに会員になる場合は会員の推薦を必要としない。
- 3 この会則の第5条、第6条、第7条の規定にかかわらず、2006、2007年度の役員および機関の構成員は、本学会設立準備委員会が提案し、設立総会において選出する。

- 4 この会の会費の金額は、年額一般会員 5,000 円、賛助会員 1 口 20,000 円とする。
(以上、2006 年 5 月 27 日制定)
- 5 第 7 条の規定にかかわらず、第 2 期（2008 年度・2009 年度）の役員選挙（理事および監査の選挙）は、第 1 期理事会の提案に基づいて 2008 年度総会において実施する。
(2007 年 5 月 26 日制定)
- 6 付則 4 を改め、この会の一般会員会費の金額は、年額一般：7,000 円、学生：4,000 円とする。ただし特別な事情のある会員については、運営委員会の承認により学生会員と同じ扱いとする。
(2008 年 6 月 8 日制定)
(2009 年 6 月 6 日改定)
- 7 会費は、原則的に事業年度単位で納入を受ける。
(2010 年 6 月 5 日改定)
(2011 年 6 月 11 日改定)
(2012 年 5 月 26 日改定)
(2013 年 6 月 8 日改定)
(2014 年 6 月 7 日改定)
- 8 第 5 条に「ただし、会長任期を 2 期 4 年を限度とする」を追加する。
(2016 年 5 月 21 日改定)
- 9 本学会の設立は 2006 年 5 月 27 日である。
(2017 年 6 月 10 日制定)
- 10 この団体を次の所在地におく。
〒183-8509 東京都府中市幸町 3-5-8 東京農工大学農学部 澤研究室
- 11 第 4 条を改定する。それに伴い「第 8 条（会費の金額等）この会の会費の金額等は、付則で定める。」を削除する。また、のこりの条項を繰り上げる。
(以上、2018 年 6 月 16 日改定)

投稿規定・執筆要項

執筆に当たっては、下記の執筆要項を熟読し、各項目を厳守すること。執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。

1. 投稿および査読について

1-1. 投稿資格

- 1) 総合人間学会会員であること。
- 2) 大会等において過去に研究発表をしていること。あるいは、会員としてすでに2年間経過していること。
- 3) 投稿時点で投稿年度までの学会費を完納していること。
- 4) すでに投稿論文が掲載された者でも、次年度も続けて投稿することができる。すなわち、複数年度にわたり、連続して投稿し、連続して掲載されることも可能である。

1-2. 投稿原稿

- 1) 本学会の趣旨にそうものであること（学会会則参照）。
- 2) 内容は、未公刊の論文、報告、研究ノート、エッセイであり、大会等での研究発表を踏まえたものであること。
 - (a) 「論文」とは、独創性のある学術的な研究成果を展開したもの。
 - (b) 「報告」とは、調査によって得られた資料や聴取記録などに関するユニークなもの。
 - (c) 「研究ノート」とは、研究を発展・活性化させる知見、問題提起、展望、資料紹介など。
 - (d) 「エッセイ」とは、必ずしも学術研究でなくとも、独創性に富み、高く評価されるもの。

1-3. 枚数

枚数は論文、報告、研究ノートは400字詰原稿用紙換算で40枚以内、エッセイは同じく15枚以内とする。

1-4. 投稿方法

- (a) 原稿は指定された期日までに、下記の編集事務局宛に電子メールにて送付する（電子メールが使えない場合は、CD-ROM等の電子媒体に記録の上、郵送することも可とする）。なお、上記メールおよび印刷物が期日までに届かなかった場合は不受理とする。
- (b) 原則としてHPの投稿用テンプレートを用い、その書式に従って投稿するものとする。（または、投稿エントリー時にメールにて編集事務局から送られた投稿用テンプレートのファイルを用いることとする。）

1-5. 査読

すべての投稿原稿は匿名査読に付される。最終的な掲載の可否は編集委員会の審査を経て運営委員会にて決定される。査読の結果改稿が求められた場合、改稿の期限は別途編集事務局からの指示に従うこと。期日を過ぎたものは投稿を辞退したものと判断される。

2. レイアウト

2-1. ページ設定

原稿の執筆には原則としてMicrosoft Wordを用い、以下の設定に合わせるものとする（Microsoft Wordが使用できない場合は汎用的なテキスト形式で作成する）。

用紙：A4 横書き

文字数と行数：40文字×30行

フォント：英数字以外はMS明朝、英数字はCentury（10.5ポイント）（ない場合は類似のフォントで

10～11ポイント)

余白：上下30mm，左右25mm

2-2. タイトル，氏名の記載

1 ページ目1行目からタイトルを，またサブタイトルがある場合は改行してサブタイトルを記す。タイトル，サブタイトルは中寄せにして，12ポイント，太字にする。

英文タイトルを記す

タイトルの次の行に氏名を記す。氏名は右寄せにして，本文と同じ10.5ポイントにする。

氏名の英語表記を記す

氏名の下に二行を空け，本文を開始する。

2-3. ページ番号

ページの下に，「ページ数／総ページ数」の形式でページ番号を記す。

2-4. 章構成

基本的には章，節程度までに抑え，あまり階層を深くしないようにする。また，章番号，節番号には半角数字を用い，丸数字(①，②，③……)あるいはローマ数字(I，II，III……)等の環境依存文字は使用しない。

2-5. 引用

本文中での引用は，引用文の後に「…引用文…」(ランシエール2005：24)のように記述する。

2-6. 脚注

脚注はすべて文末脚注とし，本文の後に1行空けて「注」と太字で記した上で，次の行から記載すること。

また，注は(1)，(2)，(3)……の形式で表記し，Microsoft Word固有の脚注機能を用いないこと。

2-7. 参考文献

参考文献は，文末脚注の後に1行空けて「参考文献」と太字で記した上で，次の行から記載すること。記載は和文献，外国文献の順とし，またそれぞれ執筆者のアイウエオ順，アルファベット順に並べる。例)

H.M. マクルーハン(1986)『ゲーテンベルクの銀河系—活字人間の形成』森常治訳、みすず書房

H.M. McLuhan(1962) *The Gutenberg Galaxy: the Making of Typographic Man*, Routledge & Kegan Paul

2-8. 自著の引用等

匿名査読の妨げにならないよう，2-2における執筆者表記の他は本文中に氏名，所属等，執筆者を同定できる情報を記載してはならない。また，自著を引用する場合にはその他の文献と同様に表記し，「拙著」等の表現は用いないこと。

2-9. 論文の最後に著者名，所属，専門分野を入れる。

例) [きたざと たろう／津田大学／哲学]

3. 本文表記

3-1. 文章は「である」調とし，分かりやすい表現にする。

3-2. 常用漢字，現代かなづかいとする。

3-3. 専門分野の異なる読者にも伝わるように，難解な専門用語は避け，また必要に応じて説明を加える。

3-4. 当該分野でのみ通じる略号は使用しない。

3-5. 年号は原則として西暦年に統一し，半角数字で表記する(数字の後に「年」を追加する必要はない)。

ただし，特に必要がある場合は，それ以外の年号の併記も可とする。

3-6. 数値に関しては半角数字（1, 2, 3.....）で表記する。ただし、「第一, 第二, 第三.....」, また「一つ, 二つ, 三つ.....」等については漢数字を用いること。

4. 図表

図表には1, 2, 3.....のように通し番号を振る。また本文中に記載した図表等は, オリジナルデータも提出する。原則として投稿時の電子媒体にて送付することとする。ただし, 電子データの総容量が1MBを超える場合は, 電子メールではなくCD-ROM またはUSBメモリ等にデータをコピーした上で郵送すること。

5. その他

5-1. 上記の執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。

5-2. 提出された原稿は, その表記に関してのみ, 編集事務局にて修正を加える場合がある。

5-3. 掲載された原稿の著作権は, 掲載された時点から本学会に帰属する。執筆者本人を除き, 本学会の許可なくして複製することを禁ずる。

本規定は, 2017年6月10日より実施する。

なお, 投稿に当たっては, 必ず本学会サイトにて最新の情報を確認すること。

投稿先／連絡先

総合人間学会編集委員会

編集事務局メールアドレス:

editor@synthetic-anthropology.org

(編集幹事: 鈴木 朋子)

郵送ご希望の場合はお問い合わせください。

あとがき
Postscript

河野貴美子
KAWANO, Kimiko

総合人間学会発行のオンラインジャーナル『総合人間学研究』第15号をここにやっとお届けでき、編集委員一同、ほっとしているところである。

今さらいうまでもなく、2019年暮れに中国武漢に端を発したCOVID-19禍は学会活動にも大きな影響を及ぼし、2020年6月に予定されていた年次大会は中止せざるを得なくなった。毎年、大会における一般発表演題や若手シンポジウム演題を中心にこのオンラインジャーナルは編纂されていたことから、発刊に際しての原稿募集など、どうするか議論されたが、通常通り会員に原稿を募り、発行に向けてスタートした。その結果、今号の掲載論文は、エントリーがあった投稿論文のうち査読などを経た「一般投稿論文」3本、「海外投稿論文」1本（原文はドイツ語、日本語訳のみ掲載）、「研究ノート」2本、「エッセイ」2本、「各種委員会からの報告」4本、「特別報告」1本の充実したジャーナルとすることができた。

そのような中、しかしながら、編集委員会としては委員の交代、役割の見直しなどで、それぞれがまだまだ編集業務に精通しているとは言えず、さらに投稿規定の見直し、役員体制の充実など多くの課題を今後に残したままである。編集にも手間取り、ご投稿いただいた方々にご迷惑をおかけしたことをまずお詫びしたいが、同時に常に会員の皆様に支えられていることに感謝している次第である。

さて、今号の巻頭には、「総合人間学会設立の背景と発展」として総合人間学会会長の尾関周二氏に学会設立に至る経緯とその後を詳しく語っていただいた。設立当初の小原秀雄氏や小林直樹氏の熱い思いを共有しながら、学会の今後を会員全員で考える契機としたい内容である。

続く投稿論文3点は、それぞれの視点からの興味深い論考となった。佐藤氏の「新しい物質主義の展開と可能性」は、近年の新しい実在論のうち、日本でまだあまり取り上げられていないという「新しい物質主義」について詳しく展開し、様々な分野への影響にも言及している。次の野口論文「日本における予防接種施策の歴史の変遷について－2009年以降の予防接種施策転換の国内外要因の分析を中心として－」は日本におけるワクチン施策の歴史的な変遷である。日本においては副反応などによるマイナス面が大きく報じられることが多く、常に接種率の低さが問題であったが、今回のコロナ禍で大いに関心を集めることになっている話題であろう。楊氏の論文は「配分依存：全人的発達を抑制する生成メカニズム」と、タイトルは難しいが、自身や友人らが経験した進学、受験競争などから台湾における学歴社会、そのシステムや問題点を、時に日本とも比較しながら取り上げ、人間発達の面から掘り下げている。

次のロルフ・パール氏はドイツからの投稿で原文はドイツ語であるが、ここには猪刈由紀氏による翻訳文のみ掲載した。日本語タイトルは、「集合的シンボルによる政治的介入。理論的出発点、方法論のプロセスと分析例」で、私たちにとって、文化的な面でもお互いの理解においても言語の重要性は言うまでもなく、そのディスコース分析は大変難しいテーマであるが、地球温暖化の責任を訴えたグレタ・トゥーンベリが用いた集合的シンボルを例にあげることでわかりやすく説明されている。

昨年から新たに設けられたジャンル、研究ノートには三浦氏の「人間の宗教性に関する若干の考察」および小倉氏の「精密科学と厳密科学の区別－ひとりではできない総合について－」を掲載した。三浦氏は「若干」と言いつつかなり壮大な、全宗教を網羅しながら人間の過去から現代に至る営みの中で精神性を論じており、小倉氏は本学会における大テーマ「総合」を本学会のこれまでの議論にも言及しながら、三つの視点から検討したもので、両研究ノートとも本学会ならではの論考である。

エッセイとしては2点寄せられた。入江氏の「生物の主体性について－今西進化論を考える－」は、環境にうまく適合した種が生き残ってきたとするダーウィンの進化論に対し、生物は外界の環境に対して受け身ではなく主体的に存在するとする今西進化論を見つめ直し、生物の主体性をダーウィニズムの検討も含めて改めて論じた。また、清氏の「高橋和巳論へ至る私の道」ではご自身が昨年出版された『高橋和巳論——宗教と文学の格闘的契り』をまとめられた経緯などが詳しく述べられた。

次に各委員会からの報告としては、まず研究談話委員会から、2020年9月に行われた《コロナ禍と総合人間学》における2演題で、まず宗川氏の「コロナパンデミックで見えてきたこと－これからの社会を考える－」、および清氏の「怨恨的復讐心か、共苦か？－コロナ禍が浮かび上がらせている問題系を問い直す－」を寄せていただいた。ウイルスそのものの話から社会的問題まで、興味深い論点が展開されているが、この《コロナ禍と総合人間学》は談話会テーマとしてまだ続かざるを得ない状況であろう。そして、11月に行われた《学術会議問題と学会声明から、学会と学問のあり方を考える》では、柳沢氏から「日本学術会議問題への一視点」のタイトルで、学会としての問題意識を共有すべく掲載した。こちらもいまだに決着には至りそうもない問題である。

また、キーワード（KW）集発刊委員会はその報告集を委員会として別途、オンラインにあげることであるが、ここには「キーワード（KW）集発刊委員会 2020年度報告－「総合人間学 KW 集記述モデル」に関して－」として、ごく概略的な内容紹介をしてもらった。

その他、会員の書籍紹介が5点、これらを参考にご興味をもたれた書籍を手にとっていただければ幸いである。

最後に、相変わらず慣れない作業で戸惑いながらでしたが、編集委員諸氏に助けられ、さらに本学会編集担当幹事の鈴木朋子会員にはいつもながら多くのご助力をいただきました。また、タイトルの英語表記に関しては、津田塾大学 Chris Burgess 氏に大変お世話になりました。ここにみなさまに心から感謝の意を表します。

[かわの きみこ／副編集委員長／脳科学]

総合人間学研究
第 15 号 (オンラインジャーナル)
Synthetic Anthropology Vol.15
2021 年

ISSN 2188-1243

発行日 2021 年 5 月 22 日 (第一版)

編集者 総合人間学会編集委員会

発行元 総合人間学会

〒 171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1

学習院大学文学部教育学科 宮盛研究室内

web: <http://synthetic-anthropology.org/>

mail: contact@synthetic-anthropology.org
